

エジプトにおける私的土地所有権の確立

加藤 博

はじめに

一 一九世紀エジプトにおける土地法体系

1 伝統的イスラム土地法体系

2 一九世紀中葉における土地立法の法制史的意義

二 特権地における私的土地所有権の確立と大土地所有形成

1 村落居住地（宅地）、ワクフ地、ならびに村落共有地と私的土地所有権の確立

2 特権地における私的土地所有権の確立

3 徴税請負地、外国人保有地と私的土地所有権の確立

三 ハラージュ地における私的土地所有権の確立

1 ムハンマド・アリー統治下における土地保有事情——登録農民固定制度と納税連帯責任制度——

2 ハラージュ地における私的土地所有觀念の導入

3 ハラージュ地保有権の法構造

4 ハラージュ地保有権とハラージュ徴税権

エジプトにおける私的土地所有権の確立

四 ハラージュ地における私的土地所有権の確立とエジプト農村社会

1 ハラージュ地における私的土地所有権の觀念導入の社会經濟史的意義

2 ハラージュ地における私的土地所有権の確立と家族共同体

3 ハラージュ地における私的土地所有権の確立と村落共同体

おわりに

付録(一) 一八四二年勅令翻訳

付録(二) 第一土地法翻訳

付録(三) サイド法翻訳

はじめに

一九世紀エジプト土地制度史は、イスラム的土地国有制度から近代的土地私有制度への移行として叙述できる。ここでイスラム的土地国有制度とは、イスラム的土地国有觀念に基づいてムハンマド・アリー（治世一八〇五—一八四八年）によって採用された土地制度を、また、近代的土地私有制度とは、一九世紀末期においてナポレオン民法典に倣って制定された二つの近代民法典、すなわち、一八七五年の混合裁判所民法典と一八八三年の国民裁判所民法典における基本規範である近代的私有権に基づいた土地制度を意味する。

このように、狹義的には、エジプトにおける私的土地所有権は、この二つの民法典が制定された一九世紀末期を待

って確立したということが出来る。しかしながら、この事實は、私的土地所有觀念がこの二つの民法典によって初めてエジプト土地法体系のなかへ移植された、ということの意味するものではなかった。すなわち、エジプト土地法体系への私的土地所有觀念の導入は、すでにムハンマド・アリー治世末期の一八四〇年代においてなされ、その後の一九世紀中葉における一連の土地立法によって、この觀念は強化され、近代民法典が制定された一九世紀末期までには、エジプトの土地法体系は、實質的には、私的土地所有權に基づく法体系となるに至っていたのである。従つて、エジプトにおける私的土地所有權確立過程の端緒は、一八四〇年代にまで遡ることが出来る。そして、本稿における私的土地所有權の確立過程とは、この一九世紀中葉においてみられた、エジプト政府独自の立法措置による私的土地所有觀念の導入、および、その強化過程のことである。

ところで、こうした私的土地所有權の確立過程が一九世紀後半エジプト社会における大土地所有形成に対してその法的根拠を与えたこと、を指摘しない近代エジプト社会經濟史家はいない。すなわち、大土地所有形成の核となつたのは、一八四二年の勅令によつて、一般農民保有地、つまりハラージュ地に先駆けて完全土地処分權を付与された特權地アブアーディーヤ地、ジャフアーリク地であり、また、一八四六年の第一土地法以降における、ハラージュ地に対する土地処分權、相続權の付与が、農民の階層分化を促進したというのである。しかしながら、こうした指摘にも拘らず、従來の研究においては、私的土地所有權の確立過程自体が分析の対象とされることは少なく、それはただ単に、大土地所有形成を事後的に説明する一要因、あるいは、その法制的背景としてのみ言及される場合がほとんどであつた。このことを端的に示しているのが、従來の研究においてみられる、上記二つの立法措置に関する以下の如き解釈である。⁽¹⁾

すなわち、従来の土地制度史研究においては、上記二つの立法措置は、それまでのエジプト土地法体系では知られていなかった新たな権利の付与措置として、換言すれば、それまでの伝統的イスラム土地法体系に代わる新たな土地法体系、それも、一九世紀末期に移植された近代的土地法体系につながる統一的土地法体系の導入措置として評価されている。そのため、ここでは、特権地とハラージュ地に付与された権利について、その権利内容の違いが指摘されるものの、その違いは、付与された時期の違いを別にすれば、結局のところ、そこで付与された権利が、近代法概念としての土地私有権に比して、完全であったか部分的であったか、という違いにすぎない。

しかるに、上記二つの立法措置がとられた一九世紀中葉のエジプトにおいては、すべての土地範疇に適用される統一的規範体系、ましてや、近代的統一土地規範体系などは存在していなかった。⁽²⁾そのため、一八四二年の勅令によって特権地に付与された権利は、決して近代法概念としての土地私有権であった訳ではなく、また、一八四六年の第一土地法以降におけるハラージュ地に対する土地処分権、相続権の付与も、新たな権利を付与する措置というよりは、ただ単に、それまでの慣行に基づく農民の土地保有、処分行為を法的に追認し、成文化するだけの措置にすぎなかった。

こうして、従来の土地制度史研究は、一九世紀中葉における統一的土地規範体系の存在を前提し、一連の土地立法において導入された私的土地所有観念を近代法概念における土地私有観念と同一視する、という方法論上の誤りをおかしているように思われる。すなわち、ここでは、一九世紀中葉における土地立法が現代に直接つながる措置として評価されている反面、この措置前後におけるエジプト土地制度史の断絶が不当に強調されることによって、この土地立法の歴史的意義が覆い隠される結果となっている。

さて、本稿は、以上指摘した方法論上の誤りを排して、一九世紀中葉における私的土壌所有権確立過程を跡づけ、あわせて、それが当時のエジプト農村社会に与えた影響を探ることを目的としている。そのため、本稿の主たるテーマは、上記二つの立法措置、すなわち、一八四二年勅令による特権地への完全土地処分権付与、および、一八四六年の第一土地法以降におけるハラージュ地への土地処分権、相続権付与の歴史的意義を再評価することである。⁽³⁾ 依拠する史料は、これまでに刊行された土地関係法令、法令集であるが、その詳細については、すでに別の機会において、簡単な一九世紀エジプト土地制度史研究の学界展望と史料紹介を試みるなかで指摘したところから、⁽⁴⁾ ここではそれを改めて繰り返さない。

本稿は四章から構成される。各章における論点は、大略以下の如くである。

第一章において、近代民法典の制定まで、エジプトの土地保有関係を律したのは伝統的イスラム土地法体系であったところから、その紹介がなされる。すなわち、まず第一節において、伝統的イスラム土地法体系の構造が、次いで第二節において、ムハンマド・フリー統治下におけるエジプト土地法体系の特徴、および、一九世紀中葉の土地立法の法制史的意義が論じられる。そして、そこから、次の事実が指摘される。

伝統的イスラム土地法体系は、統一的土地規範群から構成されておらず、それは、それぞれ独自の法領域あるいは法秩序をもった、^{シヤリフ}イスラム法、^{カイマイン}世俗法、そして慣行^{ウルフ}という三つの法規群から構成されていた。ムハンマド・フリーは、この伝統的イスラム土地法体系の枠内で土地国有政策を実施したが、そのために特別な土地立法措置をとった訳ではなく、当時国家所有地と規定された土地範疇は、結局のところ、彼が土地政策実施のために公布した^{カイマイン}世俗法の対象となった、それ故、国家がそこでの土地保有関係に直接介入する権利を留保した土地を漠然と意味するにすぎな

った。そのため、それは、同じく国家所有地と規定されながらも、はっきりと区別しえる次の二つの土地範疇を含むものであった。すなわち、自由な土地利用が厳しく制限された一般農民保有地、つまりハラージュ地と、ある種の税制上および所有権上の特典を付与された特権地である。また同時に、ムハンマド・アリーの土地国有制度下において、すべての土地が世俗法カイスンの対象となった訳ではなく、イスラム法シャリーアあるいは慣行ウッラフによって律せられた、それ故、国家所有地とは規定されない土地範疇は存在した。そして、一九世紀中葉に至り、一連の土地立法によって、これら各種土地範疇において私的土地所有觀念が導入されたのであるが、その導入過程が土地範疇ごとに異なっていたことが、その後のエジプトにおける土地保有をめぐる法環境を複雑なものにしたのであった。

以上、本稿における導入部とでもいうべき第一章の論述を踏まえて、各種土地範疇における私的土地所有権の確立過程と、それが当時のエジプト農村社会に与えた影響を論じたのが、続く第二章から第四章である。

第二章において、ハラージュ地を除く土地範疇における私的土地所有権の確立過程が論じられる。まず第一節において、イスラム法シャリーアと慣行ウッラフによって律せられた土地範疇、つまり、村落居住地（宅地）、ワクフ地、そして村落共有地と私的土地所有権確立過程との関係が考察される。次いで第二節において、国家所有地と規定された土地のうち、特権を付与されていた土地範疇、つまり、アブアディーヤ地とジャファアリック地における私的土地所有権の確立が論じられ、そのなかで、一八四二年勅令の歴史的意義が再評価される。そして、最後に第三節において、一九世紀エジプト土地制度史において特異な位置を占める二つの土地範疇、つまり、徴税請負地ウクバと外国人保有地における私的土地所有権の確立が考察される。ここで論じられるのは、土地集積過程と私的土地所有権確立過程との同時並行的進行という特異な結びつきがみられた一九世紀エジプト土地制度史における、以下の如き興味ある二つの問題である。第一

は、事実上の (de facto) 土地保有がいかにして権利上の (de jure) 土地私有へと転化したのかというものであり、第二は、外国人による土地集積と領事裁判権との関係である。

そして、残された土地範疇、つまりハラージュ地における私的土所有権の確立過程を論じたのが、本稿の後半部を構成する第三章と第四章である。このように、二章に亘ってハラージュ地について考察を加える理由は、当時国家の土地政策の対象となった、それ故、一九世紀中葉における土地立法の対象とされた土地範疇は、主として、一般農民保有地から構成されたこのハラージュ地であり、また、この土地範疇において私的土所有権が確立した時こそ、その真の意味において、土地私有権に基づく統一的エジプト土地制度が成立した時であったからである。

ところで、こうしたハラージュ地における私的土所有権確立過程に対する筆者の分析視角については、すでに別稿において指摘したところであるが、⁽⁵⁾それを一言で述べるならば、以下の如くなる。すなわち、ハラージュ地における私的土所有権の確立過程とは、農民の土地保有関係が、ムハンマド・アリーの土地国有制度下において課せられていた政治的、社会的制約、とりわけ、特定村落を原籍地として耕作民をそこに固定させようとした登録農民固定制度と、その徴税機構における対応物であった、村落単位での納税連帯責任制度という二つの制度から解放されて、抽象的な土所有関係として規定されるに至る過程であった、ということである。そして、この分析視角から、一九世紀中葉における土地立法、とりわけ、一八四六年の第一土地法に始まる一連の土地法の歴史的意義を再評価することによって、ハラージュ地における私的土所有権の確立過程を跡づけたのが第三章であり、当時公布された家族、村落共同体に関する法規定を吟味することによって、この過程がエジプト農村社会に対して与えた影響を論じたのが第四章である。

なお、本稿において分析の主たる対象となる三法令、つまり、一八四二年勅令、一八四六年の第一土地法、そして一八五八年のサイド法については、本稿の末尾に付録としてその全訳を掲載する。⁽⁶⁾そのため、本文においてこの三法令の規定に言及する際には、その当該箇所を逐一註でもって指摘することはしない。

1 また、従来の一九世紀エジプト土地制度史研究において、私的土地所有権の確立過程が、大土地所有形成を事後的に説明する一要因、あるいは、その法制史的背景としてのみ言及されてきたという事実を示すものとして、ここでは、土地が、所有権上、税制上の観点からのみならず、徴税請負地のようにその成立契機の見点から、あるいは、外国人保有地のようにその保有者の身分上の観点から便宜的に分類され、研究されてきたことを挙げるができる。本稿に先立つ筆者の論文はすべて、本稿執筆のための準備作業として、この便宜的土地分類を排して、土地を所有権上あるいは税制上の観点から整理し直す目的から執筆された。

もっとも、以上の準備作業は、一九世紀エジプトにおける現実の土地保有事情が、所有権上あるいは税制上の観点に基づく土地分類によって割り切れる、と主張するために執筆されたのではない。それとは全く反対に、筆者は、本稿の論述から明らかなように、当時さまざまな契機から分配、再分配された土地には、恣意的と思われる程の所有権上あるいは税制上の特権の組み合わせがみられるのであって、それらは、所有権上あるいは税制上の観点から、ましてや、近代法概念のそれでもって割り切ることができない程複雑であったことを主張するものである。

従って、前記準備作業は、それについての論評(『史学雑誌・回顧と展望』一九八一年五月、二七九―八〇頁)のなかで山内昌之氏が指摘されているように、従来のエジプト史学に「対抗」してなされたものでは毛頭ない。従来のエジプト史学が、大土地所有形成過程を説明するための有効な研究視角を与えていることは明らかである。また同時に、中岡三益氏が試みているように(とりわけ、「エジプト地租改正史」山田秀雄編『植民地社会の変容と国際関係』アジア経済研究所、一九六九年、所

収)、土地保有者の身分上の区別と不平等な税率格差との結び付きに焦点をあてて、あるいは、石田進氏が試みているように(『帝国主義下のエジプト経済』御茶の水書房、一九七四年)、当時みられた農業部門での生産様式の変容過程、つまり、ベイズン灌漑体系から通年灌漑体系へという灌漑体系の変化過程のなかで、一九世紀エジプト土地制度史を整理しようとする研究視角も可能であろう。

ともかく、こうした研究事情から知るべきは、以上の如きさまざまな研究視角からの分析を可能とし、また必要とする程に混沌とし、複雑極まりない一九世紀エジプト土地保有事情の現実である。従って、これまでの拙稿および本稿もまた、一九世紀エジプト土地保有事情を整理しようとする試みの一つにしかすぎず、それらは、主として、次の二つの問題関心から執筆された。第一は、従来の一九世紀エジプト土地制度史研究においては、法制的観点からみてさえ、事実関係についての混乱がみられるため、その結果を将来、今後期待される地方文書等に基づく土地保有の実態分析と比較検討するためにも、この際、一九世紀エジプト土地制度史を法令の規定に則した形で、それ故、必然的に所有権上あるいは税制上の観点から整理する必要があり、と考えたことであつた。そして、第二は、このように整理して初めて、当時の農民が置かれた土地保有をめぐる複雑な法環境が理解され、同時に、一九世紀後半以降における大土地所有制度下におけるエジプト独自の地主・小作関係を説明する手掛りが与えられる、と思われたことである。

なお、本稿執筆に先立って、準備作業として執筆された拙稿とは、次の三点である。「一九世紀前半のエジプト土地・税制度」『論文集・地中海地域における集落形成の諸問題』一橋大学地中海研究会編、一九八〇年、所収。「一九世紀後半のエジプト土地・税制度」『オリエント』第三卷、第一号、一九八〇年。「一九世紀エジプト土地制度史研究―学界事情と史料紹介―」『一橋論叢』第八四卷、第六号、一九八〇年。

2 もっとも、一九世紀中葉の土地立法措置において、ヨーロッパ、とりわけフランスの法体系、あるいは法理論の影響があつたことは容易に想像がつく。しかしながら、ここで想起すべきは、フランス・ナポレオン民法典がタフターウィーによって初

めてアラビア語に翻訳され、刊行されたのは一八六六年であり、ヌーバール・パシヤが、エジプト裁判権と西欧列強の領事裁判権との併存という当時の司法事情を解消させ、統一的司法制度を完備するために、ヘディウへの提言をもって、ヨーロッパ司法制度の線に沿った司法制度改革に乗り出したのが、翌年の一八六七年であった、という事実である。そして、このヌーバール・パシヤの司法制度改革は、周知の如く、紆余曲折をへた後、一八七五年の混合裁判所設置として結実した。こうした混合裁判所設置に至る過程については、次の文献が最も簡潔にその概略を叙述している。De Herreros, *Les Tribunaux Mixtes d'Égypte*, Alexandrie, 1914.

3 最近 一九世紀エジプトにおける私的土地所有権の確立過程について再評価を試みた、次の論文が発表された。K. M. Cuno, "The Origins of Private Ownership of Land in Egypt: A Reappraisal", *International Journal of Middle East Studies*, Vol. 12, November 1980, No. 3.

そこでターナー氏は、オスマン・トルコによる征服以降のエジプト史の特徴を、中央政府と地方分権化を指向する勢力との間にみられた不断の権力闘争であると、ムハンマド・アリー治世末期における私有地の出現もまた、世界資本主義体制との邂逅という新たな社会経済環境の変化がみられたものの、基本的には、この権力闘争の結果生じた一現象にすぎないことを、それ故、この私有地の出現前後でエジプト史の鋭い断絶を想定してはならないことを主張している。

このように、彼は、当時のエジプトにおける権力構造のなかで、一九世紀中葉の土地立法措置を評価し直すことを主張している。そのため、この論文におけるターナー氏の問題関心は、土地立法の具体的内容の検討をもってそれを再評価しようとする本稿における筆者の問題関心とはおのずと異なる。しかしながら、そこにみられる研究視角、すなわち、伝統社会と近代社会の対立を前提として、近代エジプト史を後者による前者の置き換えとみる、あるいは、これとほとんど同義であるが、国内要因と対外要因を峻別し、エジプトの近代化を外からの圧力でもって説明しようとする、いわゆる「近代化論」を排する研究視角、および、一九世紀エジプト社会、とりわけムハンマド・アリー期のエジプト社会を基本的には、従来のイスラム国家理

念に基づく伝統社会であったとする事実認識は、筆者のそれと完全に一致する。

4 拙稿「一九世紀エジプト土地制度史研究」三二—四〇頁。

5 前掲拙稿、四二—四四頁。

6 「*al-umda*」第一土地法⁽¹⁾については、拙稿「Egyptian Village Community under Muhammad 'Alī's Rule——An Annotation of *Qanūn al-Fihāh*——」, *Orient*, Vol. XVI, 1980 の Appendix II にあづむ。英文による翻訳を試みられてゐる。しかしながら、本稿においてこの法令が数多く言及されるところから、改めて日本語での翻訳を試み、本稿の付録(二)として掲載することとする。

一 一九世紀エジプトにおける土地法体系

1 伝統的イスラム土地法体系

一九世紀末期において二つの近代民法典が制定されるまで、エジプトの土地保有関係を律したのは、伝統的イスラム土地法体系であった。⁽¹⁾そして、この法体系は、それぞれ独自の法領域あるいは法秩序をもった、シャリーア (*shari'a*)、カーヌーン (*qanūn*)、そしてウルフ (*urf*) という三つの法規群から構成されていた。シャリーアとは、言うまでもなく、宗教的のみならず現世的生活においてイスラム教徒の守るべき規範を命じた聖法、あるいはイスラム法であり、カーヌーンとは、統治の必要から時の政治権力者が公布した、それ故、しばしば世俗法、あるいは行政法と訳され

る、一群の法規範である。また、ウルフとは、一般的にはアーダ (ada) と呼ばれ、前記二つの法規群が成文法として公布されたのと異なり、時間的あるいは地域的に限定された法領域をもつ、その多くが不文法たる慣行あるいは慣習法である。⁽²⁾

もっとも、この三つの法規群は、それぞれ独自の法領域あるいは法秩序をもっていたとはいへ、少なくとも国家法レベルにおいて、それぞれが個々に独立した一つの法体系を形成していた訳ではなかった。確かに歴史的にみて、土地立法はイスラム法体系のなかにあって特殊な領域をなしており、実定法的規範群を構成したのはシャリーアではなく、専らカーヌーンであった。とはいへ、土地法体系として例外ではなく、それはシャリーアによって統一性を維持された一つの法体系として存在した。このことは、土地立法において、シャリーアの特質はその実定法的側面にあるのではなく、その運用の仕方であったことを考える時、とりわけいえることである。

すなわち、イスラム法学者の言を待つまでもなく、シャリーアはイスラム教徒の宗教的生活のみならず現世的生活をも規制した規範なのであり、それ故、それは宗教であるとともに政治体制でもあった。そのため、カーヌーンは、それが実定法的規範群からなる独自の法体系として高度の発展をみたオスマン・トルコ帝国においてさえ、そしてまた、イスラム法学者のみならずその直接の立法者であるスルタンにとつてさえ、シャリーアが直接対象としない、あるいはシャリーアではカバーしえない法領域を扱う、いわばシャリーアを補う法体系と意識されたのであって、この点からする限り、カーヌーンをシャリーアから独立した、あるいはシャリーアと対比しうる一つの法体系と考えることはできない。

同時に、ウルフの一部は、イスラム法学者の合意などの法手続きを通してシャリーアのなかに、そして、シャリー

アによる解釈をともなつてカーヌーンのなかに、とり込まれていったとはいへ、それは法の淵源 (*usque ad fontem*) の一つではなかつたし、ましてや、それがシャリーアから独立した一つの法体系を形成していた訳ではなかつた。このように、シャリーアは、その柔軟な運用の仕方によって、カーヌーンとウルフをその法体系のなかにとり込んでいった。それ故、伝統的イスラム土地法体系は、シャリーアによってその統一性を保たれていたということできる。

このことを、伝統的イスラム土地法体系においてシャリーアの果たした役割という側面から、より具体的にみるならば、シャリーアこそ、実定法的規範群としてのカーヌーン立法の背後にある国家の根本理念、つまり、国家の財政至上主義的理念を表明するものに他ならなかつた、ということである。このため、歴史的にみて、シャリーアは、実定法的規範としてのカーヌーンの規定を正当化するための象徴的役割を占めたにすぎなかつたことは事実である。しかしながら、この事実のために、イスラム国家が一貫して、明示的あるいは暗示的に、シャリーアを通して、財政至上主義的理念を表明し続けたという顕著な歴史的事実を看過してはならないし、また、一九世紀末期における近代民法典の制定によって、土地立法においてシャリーアの正当化を必要としなくなつたという事実は、やはり、伝統的イスラム土地法体系の終焉という一時期を画した重大な事件であり、このことは、当時の国家権力構造の変化を反映していると同時に、その後の国家権力構造に大きな影響を与えたのであつた。

さらに、伝統的イスラム土地法体系におけるこのシャリーアの役割を捨象して、イスラム国家の土地立法を考察するならば、方法論上からも次のような誤りをおかすことになるように思われる。すなわち、伝統的イスラム土地法体系の特徴は、土地に対する支配体系と農民の労働力に対する支配体系——それは具体的には徴税問題としてあらわれ——とが分かちがたく結ばれていたことであり、この両体系の結びつきを分析することこそ伝統的イスラム土地法

体系理解の鍵があるにも拘らず、そこにみられる規定を、両体系のうち一方の側面、とりわけ土地の法的所有関係からのみ、あるいは、両体系を混同した形で、考察する結果となるように思われる。

ともかく、こうして、伝統的イスラム土地法体系は、まず何よりもシャリーアによって統一性を維持された一つの法体系として考察されなければならない。それにも拘らず、本稿では、あえて、この伝統的イスラム土地法体系を構成した三つの法規群、すなわち、シャリーア、カーヌーン、そしてウルフが、それぞれ独自の法領域あるいは法秩序をもつことを強調した。その理由は、大略以下の三つである。

第一の理由は、後にみるように、国家法のレベルにおいても、実定法的規範群を構成したカーヌーンは、決してすべての土地範疇を律する統一的規範を提供するものではなく、カーヌーンの対象としない、それ故、シャリーアとウルフによって律せられた幾つかの土地範疇が現実存在していたという事実である。

第二の理由は、伝統的イスラム土地法体系において果したシャリーアとカーヌーンの役割を一応区別したうえで、両者の結び付きを考察する時、土地立法にみられるイスラム国家権力の性格を明確にしうると考えたことである。すなわち、確かにカーヌーンは、伝統的イスラム土地法体系にあって、実定法的規範としての内容をもつものであったが、このことは、カーヌーンが近代国家の統治機構を前提とした、近代法概念としての実定法を形成していたことを意味せず、それは、シャリーアを正当化の根拠として、そして、伝統的イスラム国家観に基づいて、君主から臣民への命令、あるいは恩寵として下された規範群であった。そのため、これら規範は、ある場合には、一般的原则を提示する法律(ganun, lar'ha)として、あるいは、立法委員会(majlis al-ahkam)、特別諮問委員会(al-majlis al-khususi)、閣議(majlis al-nuzar)等の決定(garan)、各種行政機関の通達(manshur)として公布され、またある場合には、例

えば土地授与、徴税請負契約の際、君主と特定の臣民との間にとりかわされた、さまざまな内容をもつ具体的取り決め規定として示されたが、そのいずれにおいても、同じく勅令 (*amr 'ali, irāda sanīya, dīkrī*) として區別されず、また、その現実の法的拘束力においても異なるところは全くなかったのである。

そして、第三の理由は、その多くが不文法たるウルフを成文法たるシャリーア、カーヌーンと対置させることによつて、国家権力とは一応独立して形成されたと考えられる地域共同体の法秩序を浮かび上がらせることができると思われたことである。すなわち、伝統的イスラム土地法体系にあっては、シャリーアはもちろんのこと、カーヌーンもまた、それが現実適用され、有効性をもったか否かという問題とは別に、法規定の内容からいっても、個々の農民の土地保有関係を全面的に、あるいは直接的に律する類の法規範ではなく、それは、個々の農民の土地保有関係を直接律する地域共同体の慣行の存在を前提にしていた。このように、伝統的イスラム土地法体系は、国家法としてのシャリーアとカーヌーンと並んで、いわば民衆法としてのウルフをその一部として前提するという重層的な構造をもっていたのである。

ともかく、以上指摘したような留保事項はあるものの、伝統的イスラム土地法体系におけるシャリーア、カーヌーン、そしてウルフ三者の関係を、大略次のように定義しても大過ないであろう。すなわち、シャリーアは国家の財政至上主義的理念を表明する法原則として機能し、これを根拠に、国家の政策意図を、そして、必要に応じてウルフを、成文化したのがカーヌーンであったと。そのため、カーヌーンは、伝統的イスラム土地法体系にあって、いわば実定法的規範群を構成していた。

1 近代民法典制定までの一九世紀エジプト土地法体系を、ここでは一応便宜的に、伝統的イスラム土地法体系と呼んでおく。ところで、筆者は、本節において、次節以降の論述の法的背景を明らかにするために、この法体系の幾つかの特徴についてある種の一般化を試みている。しかしながら、ここで断わるまでもなく、こうした一般化によって、本節の叙述が、そのままの形で、一九世紀以前の時代、とりわけ、カーヌーンがいまだ独自の法体系として確立していなかったオスマン・トルコ建国以前の時代における土地法体系にもあてはまる、と主張するものではない。

2 イスラム法体系全般のなかでカーヌーンとウルフがいかに位置づけられているかについては、以下の文献を参照のこと。
"Urf" in *Encyclopaedia of Islam*, old edition. "Ada", "Kanun" in *Encyclopaedia of Islam*, new edition.

3 こうしたオスマン・トルコ土地法体系におけるシャリーアとカーヌーンの関係を簡潔に論じたものとして、以下の文献がある。
E. Mardin, "Development of the Shari'a under the Ottoman Empire", in M. Khadduri & H. J. Liebesny ed., *Law in the Middle East*, The Middle East Institute, Washington, D. C., 1955.

4 イスラム中世史家嶋田氏が繰り返しハラージュ税と法的土地範疇としてのハラージュ地とを混同することを諫める時、氏はこうした方法論上の誤りを指摘しているように思われる。例えば、嶋田襄平『イスラムの国家と社会』岩波書店、一九七七年、二九二―五頁を参照。

2 一九世紀中葉における土地立法の法制史的意義

それでは、伝統的イスラム土地法体系を以上のような構造をもつ法体系と理解した時、ムハンマド・アリー統治下におけるエジプト土地法体系の特徴はどのようなものであり、また、一八四〇年代に始まる一九世紀中葉の土地立法は、法制史的にみて、いかなる意義をもったのであろうか。

周知のように、ムハンマド・アリーの土地政策は、従来土地国有政策と呼ばならわされてきた。この指摘は、彼がイスラム的土地国有觀念に基づいて土地政策を実施した、という意味では全く正しいのであるが、ここで注意すべきは、ムハンマド・アリーは、彼の一連の土地政策を実施するに際して、いかなる範疇の土地についても、そこでの土地保有關係を直接規定した法令を公布した訳ではなかった、という事実である。⁽¹⁾すなわち、エジプトは公式的にはオスマン・トルコ帝国の一屬州として、オスマン・トルコ土地法が適用される建て前になっており、ムハンマド・アリーは、新たな土地立法によってそれをとりかえる、という法的措置をとらなかつたのである。⁽²⁾

そのため、彼の統治下における国家所有地なる概念も、結局のところ、彼が一連の土地政策を実施する際に公布したカーヌーンの対象とされた、換言すれば、程度の差こそあれ、国家がそこで土地保有關係に直接介入する権利を留保した土地を漠然と意味する概念でしかなかつた。実際、当時国家所有地と規定された土地は、それぞれの定義が十分になされないまま、次のような四つの範疇の土地から構成されていた。

第一は、一八一三年以降の検地の対象とされ、検地によって土地台帳および租税台帳に登録された耕作地 (*aiṭyan al-māmūr*) である。この種の土地は検地後農民に分与され、各農民の分与地はアサル (*aḥar*) と呼ばれたところから、アサリヤ地 (*al-aiṭyan al-aḥariya*) と呼ばれたが、そこには土地税 (*al-kharāṭ*) が課せられたところから、より一般的には、ハラージュ地 (*al-aiṭyan al-kharāṭiya*) と呼ばれた。ともかく、この種の土地範疇は、登録農民によって個別的に占有された土地であつた。⁽³⁾

第二は、第一の土地範疇と同様、耕作地からなつてはいたが、これとは異なり、個別的占有者が登録されていない、換言すれば、将来の土地分配、再分配措置までの間、一時的に国家、実際には地方当局あるいは村落有力者の直接管

理下に置かれた土地である。この種の土地は、具体的には、相続資格者不在のため、あるいは、耕作と納税の義務不履行のため、国家に回収あるいは没収された土地、村落内に新たに発見された耕作可能地等からなっていた。⁽⁴⁾

次いで、第三の土地範疇は、公共目的に利用された土地であり、具体的には、道路、鉄道、運河等の敷地として利用された土地からなっていた。

そして、最後の第四の土地範疇は、一八一三年以降の検地の対象から外され、それ故、アブアーディーヤ地(ʿabū ad-dīya)と呼ばれた荒蕪地である。この種の土地は、イスラム法において死地(mawāt)と規定されている土地範疇であり、その規定に従えば、その所有権は国家に帰属すると考えられたが、同時に、国家の認可によって、あるいは、イスラム法の定める規定に従った一定期間の事実上の占有、耕作によって、その所有権の国家から個人への移転が認められていた。このように、死地に対する国家の権利は、無制限なものではなく、イスラム法の規定によって制約を受けていた。しかるに、ムハンマド・アリーは、このイスラム法の規定に準拠しながらも、事実上の占有、耕作による、この種の土地の所有権の国家から個人への移転を認めなかった。この事實は、彼の土地国有政策が、従来の統治者のそれ以上に徹底したものであったことを示している。⁽⁵⁾

ともかく、こうして、ムハンマド・アリーは、オスマン・トルコ土地法に代わる新たな土地立法をおこなわなかった。しかしながら、この事實は、エジプトにおいてオスマン・トルコ土地法がそのまま適用されたことを意味せず、彼は一連の措置によって、オスマン・トルコのそれとは全く異なるエジプト独自の土地政策を実施していった。そして、この土地政策こそ、第三章第一節で詳説する登録農民創設政策であったが、この点については後述するとして、ここでは、こうした一連の土地政策を実施するために公布された法令群が、土地立法という形ではなく、一八三〇年

の農業法 (qānun al-fīkhā) に象徴される、土地耕作民の身分を拘束するための刑法あるいは行政法として公布された、という事実を確認しておきたい。⁽⁶⁾ すなわち、ムハンマド・アリーの土地政策は、その立法措置からみる限り、農民の労働力を国家の直接管理下に置こうとする政策に他ならなかったのである。

そして、刑法あるいは行政法という形で公布されたこの種の法令群には、国家法としてのカーヌーンと従来の慣行であるウルフとの間に特異な結び付きがみられる。すなわち、ムハンマド・アリーは、それまで村落共同体慣行によって律せられていた灌漑設備の管理、水の分配や耕作地の監督などを、行政法のなかで、村落有力者 (mashaykh al-balad) その他村役人、地方官吏の職務体系として成文化し、他方では、国家による農民の労働力管理にとって危険な耕作民による土地処分⁽⁷⁾の慣行を、彼らの自由な移動とともに、刑法のなかで禁止したのである。こうして、ムハンマド・アリーは、強大な国家権力を梃子に、彼の当面の関心事である農民の労働力に対する一元的管理にとって必要な限りで、慣行⁽⁸⁾を行政法として成文化し、同時に、この関心にとって不都合な慣行⁽⁹⁾を刑法によって禁止した。

このように、ムハンマド・アリーの土地政策を成り立たしめていた要素は、耕作民の自由な移動と土地処分を法的に禁止する、という経済外的強制であった。しかるに、一八三〇年代以降における国内および対外的要因に基づく社会経済環境の変化の結果、こうした経済外的強制が無効となり、土地保有の混乱によってムハンマド・アリーの登録農民創設政策が破綻をきたした。⁽⁸⁾ このことを法レベルで述べるならば、当時みられた社会経済情勢の急激な変動によって、刑法あるいは行政法として公布されたカーヌーンの法規と、それによって法的には禁止されていたが、現実には着実に進捗しつつあった土地処分⁽⁷⁾の慣行との間に、鋭い乖離が生じていたことを意味する。換言するならば、本来伝統的イスラム土地法体系下にあつて下部法体系でしかなかった民衆法としてのウルフが、シャリーアおよびカーヌーン

からなる国家法とは異質の、そして、それとは独立した法秩序をもつ一つの法体系としてあらわれるようになったのである。そのため、ムハンマド・アリー治世末期における土地政策は、混乱をきわめた。その端的なあらわれが、前代に逆行するかの如き、土地授与の増大と徴税^ウ請負^ブ制度の復活であるが、こうした一連の措置と並んで同時にとられた立法措置こそ、エジプト土地法体系への私的土地所有觀念の導入による、それまでの土地国有政策の一部修正であった。

すなわち、ここに至って、エジプト政府は、それまでの刑法、行政法として体系化した農民の労働力支配立法に代わる、新たな土地支配立法に向わざるをえなくなっていたのである。そして、このことは同時に、オスマン・トルコ土地法に代わる、エジプト独自の土地法の制定が必要となったことを意味する。こうして、一九世紀中葉において、本稿の主たる分析対象である一連の土地関係法令が公布されたのであるが、この土地立法による私的土地所有觀念の導入過程が土地範疇によって異なつたという事実が、その後のエジプトにおける土地保有をめぐる法環境を複雑なものにした。こうした各種土地範疇における私的土地所有觀念の導入過程については、次章以降で詳説するとして、ここでは、後の論述との関連から、以下の点を確認しておきたい。すなわち、それは、特権地とハラージュ地とではその私的土地所有権確立過程の様相を全く異にしたのであるが、この違いが、それぞれに私的土地所有觀念の導入を規定した法令における、シャリーア、カーヌーン、そしてウルフ三者の結び付きの違いとしてあらわれている、という点である。

特権地アブアデーヤ地、ジャフアールク地に対しては、一八三六年の勅令によって相続権が、次いで、一八四二年の勅令によって完全土地処分権が与えられた。⁽¹⁰⁾そして、この二つの法的措置に共通してみられるのは、その法源を国家の意志に求める法律観である。そのため、そこでは、イスラム^ム法学者^フの裁可を待って、などシャリーアに関係

する文言がみられるもの⁽¹¹⁾、法令公布において、シャリーアにその正当化を求めてはいない。同時に、この二つの法令は、荒蕪地のみならず、すでに一般農民が登録されていた耕作地をも対象としていたにも拘らず、ここでは、従来土地保有慣行^{ワッル}について一顧だにされていない。つまり、特権地における私的土地所有觀念の導入過程にみられるのは、次章第二節で詳説する如く、君主の権限による臣民への特権授与としての、それ故、カーヌーンに専ら基づいた、私的土地所有権の付与なのである。そして、この事実を、一八五四年における、それまで免税地であったこの種の土地に対する新税ウシュル^(Esh)の課税という税制措置とあわせ考慮する時、特権地への私的土地所有觀念⁽¹²⁾導入を策した当時のエジプト政府の意図は明らかである。すなわち、それは、以後展開するであろう大土地所有制度に備えて、納税義務者を個々の農民から地主へと転換させることによって、財源の確保を計ろうとしたことであった。

これに対して、そのほとんどが一般農民保有地から構成されていたハラージュ地における私的土地所有権確立過程は、その様相を全く異にした。すなわち、一八四六年の第一土地法以降、ハラージュ地に対して土地処分権、相続権が付与されていたが⁽¹³⁾、この過程は、特権地におけるそれとは異なり、国家の土地に対する権利を慎重に留保したまま、觀念的な法形式上の操作でもって、慣行^{ワッル}を法的に追認していく過程であった。従って、そこには、シャリーア、カーヌーン、そしてウルフ三者の新たな結び付きがみられる。

そして、この結び付きを象徴的に示しているのが、一八五八年に近代エジプト最初の統一的土地法として公布されたサイド法の幾つかの条文にみられる、「本来イスラム法^(Sharia)の原則では……であった。しかるに、現実の慣行^(urf)においては……である。そのため、以上に準拠して、今後この法律^(al-shah)（^{シャリヤ}）は……と規定する」という表現である。この表現にみられる特徴は、まず第一に、「ハラージュ地の所有権^(haqq al-raqaba)は国家

にあり、耕作民は、耕作と納税を条件に、それも一代に限って、そこでの用益権 (haqq al-infiā) 享受を認められただけである」という、シャリーアに基づいたイスラム的土地固有原則の新たな確認であり、第二に、それまで原則的には禁止されていた管の耕作民の土地保有、処分價行の現状追認であり、そして、第三に、カーヌーンという形での、新たな実定法的土地規範の公布である。こうして、エジプト政府は、一方では、灌漑設備の管理、水の分配と耕作地の監督などを村役人の職務体系として成文化した行政法を特別立法体系として残しつつ、⁽¹⁵⁾ 他方では、土地保有、処分價行を禁止した刑法体系に代わる、新たな土地法体系をつくっていった。すなわち、この時点で、エジプト政府のハラージュ地農民に対する支配は、労働力管理による直接支配としてではなく、土地支配を媒介とした間接的支配としてあらわれることとなったのである。

さて、以上の諸点を確認したうえで、以下、各種土地範疇における私的土地所有觀念の導入過程、および、それが当時のエジプト農村社会に与えた影響を個別的に考察する。主たる論点は、特権地とハラージュ地における私的土地所有觀念の導入過程であるが、すでに指摘した如く、伝統的イスラム土地法体系に基づいて実施されたムハンマド・アリーの土地固有制度下においては、こうしたカーヌーンが適用され、国家所有地と規定された土地範疇とは別に、カーヌーンの対象とされず、シャリーアあるいはウルフによって律せられた、それ故、国家所有地と規定しえない土地範疇もまた存在した。そのため、まず最初に、この種の土地範疇における私的土地所有觀念の導入過程を考察し、次いで、カーヌーンの対象とされた土地範疇におけるそれを論じてみたい。

1 拙稿「一九世紀エジプト土地制度史研究」四〇頁。

2 間接的ながらも、エジプト政府独自の立法権が公式に認められた最初は、スーダンを除くアラブ地域の領有権の放棄と対外

自由貿易の承認の見返りとして、ムハンマド・フリー一族のエジプト総督世襲権を認めた、一八四一年のオスマン・トルコ帝國スルタンの勅令 (firman) によってであった。ここでは、スルタンがそれまでに公布した、また今後公布するすべての法令はエジプトにおいてもまた適用されるとなれながらも、「そこには、「地方の要求と正義の原則に基づいて」という文言が付加されつた。cf. *Recueil de Firmans Impériaux Ottomans Adressés aux Valis et aux Khédives d'Égypte* : 1006H.-1322H. (1597J.-C.—1904 J.-C.), Le Caire, 1934, pp. 233-6, H. Lamba, *Droit Public et Administratif de l'Égypte*, Le Caire, 1909, pp. 611-3, 622-4 として、その後、国内行政立法権はエジプト政府にある旨の一八六七年勅令が、また、一八七三年にはエジプト国内行政に対するエジプト政府の完全立法権を承認する旨の勅令が公布された。cf. *Recueil de Firmans*, pp. 301-2, 316-9, H. Lamba, *op. cit.*, pp. 633, 635-9.

3 抽稿「一九世紀前半のエジプト土地・税制度」六九頁。

4 極めてエジプト的な新たに発見された耕作可能地として、ナイル川の氾濫の結果生じた中州を挙げる事ができる。cf. サイード法第三條 M. T. Henin Bey, "Régime Légal des Terres Enlevées ou Apportées par le Nil", *L'Égypte Contemporaine*, Tom. XVII, 1926, J. Hunain, *al-djān wa al-darā'ib fi al-quḥr al-muḥri*, Cairo, 1904, pp. 467-75. また、村落内に新たに発見された耕作可能地には、不法な隠匿地を含む。こうした隠匿地の処分については、サイード法第二六条およびその註(3)を参照のこと。

5 フンブアーディーヤ地については、抽稿「一九世紀前半のエジプト土地・税制度」六九—七三頁を、死地については、とりあえず M. Worms, "Recherches sur la Constitution de la Propriété Territoriale dans les Pays Musulmans", *Journal Asiatique*, 3rd ser., XIV, 1842, pp. 368-71. を参照のこと。

6 この種の代表的な法令として、農業法のほか、一八三七年の *qānūn al-siyāsa al-malakīya* (行政法)、一八四二年の *lāhāt al-ḥuḥūr* (灌漑法) がある。このほか、農業法と灌漑法とに基づき、筆者が、抽稿 "Egyptian Village Community",

エジプトにおける私的土地所有権の確立

- pp.195-213 において、英文による翻訳を試みた。
- 7 村役人の組織化については、前掲拙稿「I. The Organization of Village Control を『経済外的強制』については」、II. The System of Landholding, III. The System of Taxation, および本稿第三章第一節を参照のこと。
- 8 ここでは社会経済環境の変化とは、いうまでもなく、全産業に亘るムハンマド・アリーの独占経済体制の崩壊と自由主義的経済体制への移行を指す。より詳しくは本稿第三章第一節を参照のこと。
- 9 一八五八年のサイド法が、同年のオスマン・トルコ土地法の焼き直しではなかったことは、ペアーによって指摘されている。cf. G. Baer, "The Development of Private Ownership of Land", in *Studies in the Social History of Modern Egypt*, The Univ. of Chicago Press, 1969. また、一八五八年のオスマン・トルコ土地法自体が、当時のオスマン・トルコ帝国領、とりわけ、バルカン、アナトリア地方の現実の土地保有事情を反映した立法措置であった。cf. 永田雄三「トルコにおける前資本主義社会と「近代化」——後進資本主義の担い手層をめぐって——」大塚久雄編『後進資本主義の展開過程』アジア経済研究所、一九七三年。
- 10 拙稿「一九世紀前半のエジプト土地・税制度」六九—七〇頁。
- 11 本稿の付録(一)一八四二年勅令翻訳を参照のこと。
- 12 拙稿「一九世紀後半のエジプト土地・税制度」一三一—五頁。
- 13 前掲拙稿、八一—三頁。
- 14 サイド法第一、五、八、一〇条。
- 15 註(6)で指摘した qānūn al-fīḥā, qānūn al-siyāsa al-malakīya, la'ihāt al-juṣūr は、その後公布された補則とともに、ムハンマド・アリー治世末期の一八四五年、qānūn al-muntakhabāt とつづきとめられた。こうして、ムハンマド・アリー時代の刑法、行政法改革、および、その後の展開については、以下の文献を参照のこと。G. Baer, "Tanẓimat in

Egypt: The Penal Code", in *Studies in the Social History of Modern Egypt*.

また、一九世紀後半を通じて、エジプト政府は、こうした刑法、行政法のほか、必要に応じて、道路、鉄道、灌漑等について、特別立法措置をとっていきが、このうち、灌漑立法の展開を簡潔に整理した文献として、以下のものがある。A. Chéron, "Le Régime Juridique des Irrigations en Droit Égyptien Moderne", *Majalal al-Qānun wa al-Iqtisād*, Tom. III, 1933.

なび' qānūn al-muntakhabāt は、次の二つの文献において再録されている。F. Jilād, *qānūn al-īdāra wa al-qadā'*, Vol. 3, Alexandria, 1891, pp.351-7, Ahmad Zaghlūl, *al-muhāmmāl*, Cairo, 1900, muhāqāt, pp.100-11.

二 特権地における私的土地所有権の確立と大土地所有形成

1 村落居住地(宅地)、ワクフ地、ならびに村落共有地と私的土地所有権の確立

ムハンマド・アリーの土地政策の対象とならなかった、それ故、国家所有地とは規定しえない土地範疇として、まず指摘すべきは、都市地、村落居住地、そしてワクフ地である。

ここで都市地、村落居住地とは、その占有者が、居住家屋の建設など、自由に利用、処分しえた宅地を意味する。⁽¹⁾ ムハンマド・アリーは、従来の統治者と同様、農地と住民居住地とを明確に区別する政策をとり、前者に対しては、その自由な利用を厳しく禁じたのに対して、後者については、その占有者による自由な利用と処分を認めていた。⁽²⁾ と

いうよりは、より正確には、ムハンマド・アリーは、後者について特定の法令を公布しておらず、事実上、その占有者による自由な利用と処分に対して干渉しなかった。

他方、ワクフ地 (*al-ayān al-mawqūfa*) とは、いうまでもなく、宗教、教育、公共施設の維持、その職員の給与支払いなど、慈善あるいは公共目的のために、分割、譲渡、売却を禁じて信託に供された土地である。ムハンマド・アリーは、一八〇五年政権の座につくや、オスマン・トルコ時代においてリズカ地 (*al-ayān al-rizqa*) として知られていたワクフ地の多くを没収した。しかしながら、当時没収の対象となったこれらワクフ地は、純粹な慈善目的のためではなく、国家による土地回収を防ぎ、分割相続による土地細分化を避ける目的から、設定時において、そこからの収入がワクフ設定者一族に割りあてられる旨定められた、それ故、少なくとも国家的観点からみる限り不法な (*ghayb al-salāh*)⁽³⁾ ワクフ地であり、ムハンマド・アリーは、こうした措置によって、ワクフ制度そのものを廃止した訳ではなかった。

ところで、以上指摘した二つの土地範疇は、その所有権の所在に関する限り、両極端に位置する土地範疇である。すなわち、前者がその占有者によって自由に、そして、いかなる目的のためにも利用、処分しえた土地であったのに対して、後者は、ワクフ設定文書の規定に従って利用され、また、その所有権の所在についてはイスラム法学派によって見解の一致をみないものの、原則として、いかなる処分も認められない、いわば所有権の凍結地であった。⁽⁴⁾

しかしながら、こうした違いにも拘らず、両者は、次の一点において共通していた。すなわち、双方の土地範疇は、ともにムハンマド・アリーの公布するカーヌーンの対象とならず、シャリーアの法領域下に置かれた、という事実である。そのため、両者に関する土地争議は、すべて、シャリーアに基づいて、イスラム裁判所 (*al-mahkama al-sharīya*)

shar'iyah)の判事(al-qadi)によって裁決された。こうしたシャリーアの適用という共通の性格は、所有権が個人に帰属し、そこでの自由な利用、処分が認められた土地のみがワクフ設定の対象となりえたこと、また、これと同義であるが、カーソーンの適用を受けた国家所有地に課せられた最大の法的制約事項は、建造物建設、植樹など、そこでの自由な利用の禁止と並んで、それをワクフとして設定することの禁止であったことが、このことをよく示している。⁽⁵⁾そして、この事実と同時に、ムハンマド・アリーの土地政策が伝統的イスラム土地法体系に基づいたものであったことを物語っている。

それでは、一九世紀中葉以降進行した私的土地所有権の確立過程は、この二つの土地範疇において、どのように反映しているであろうか。都市地、村落居住地に関しては、ほとんど問題がない。なぜならば、この種の土地範疇に対して適用されたシャリーアの財産法の基本規範は、「所有権」(milk, milkiya)であり、そのため、それは、動産に就いてと同様、シャリーアが近代法として姿をかえる、あるいは、近代法のなかに併合されるなかで、そのまま、近代法概念としての私有財産と規定されるに至ったからである。⁽⁶⁾

この点において、基本的には、都市地と村落居住地との間に差違はなかった。しかしながら、後者については、次の点が留意されなければならない。すなわち、一九世紀前半から中葉にかけて、多くの村落が土地授与の対象とされたが、この場合、土地授与の際発行された地券が、一八四二年の勅令以降、授与地に対する被授与者の完全土地処分権を証明する文書となったために、村落居住地において、それまでの村落住民の宅地所有権のうえに、この地券によって証明された土地処分権が重ね合わされる結果となったのである。もっとも、こうした事態は、村落居住地のみならず、村落住民の保有する耕作地についてもまた生じたであろう。しかしながら、耕作地については、それがカーヌ

ーンの対象となり、国家所有地と規定されていたところから、少なくとも法手続き上は、村落住民の土地保有権に対する土地被授与者の完全土地処分権の優位を主張することは容易であった。錯綜した法環境が生じたのは、村落居住の場合である。なぜならば、農地にのみ関心をもつエジプト政府当局は、すでに指摘したように、村落居住地における土地保有関係を対象とした法令を公布しておらず、その結果、現実において、そこにはシャリーアが適用されていたために、村落住民の宅地所有権と土地被授与者の土地処分権は、それぞれ、シャリーアとカーヌーンという異なる法体系にその根拠をもっていたからである。⁽⁷⁾

私的土地所有権の確立過程がワクフ地に与えた影響は、より複雑であった。国家のワクフに対する関心は、専ら農地のワクフ化にあった。なぜならば、農地がワクフとして設定されることによって、その農地は、国家の直接統制の及ばぬ、ワクフ管理人 (Wakil) の管理下に置かれることになり、その結果、国家は、財政収入の減少に直面する恐れがあったからである。そのため、歴代のイスラム王朝は、農地の所有権の国家帰属を表明するイスラム的土地国有観念を理由に、農地のワクフ化を極力禁止し、また、とりわけ王朝あるいは統治者の交代期には、いわゆる不法なワクフ地を没収してきた。⁽⁸⁾ ムハンマド・アリーによるリズカ地の没収も、その例外ではなかった。しかしながら、こうした法原則を表明するだけでは、現実における農地のワクフ化を防ぎきれなかった。このことは、一八四六年において、ムハンマド・アリーが土地のワクフ化を禁じる勅令を特別に公布せざるをえなかったこと、⁽⁹⁾ また、一八五八年のサイド法第一二、二五条には、それまでにすでに設定されたワクフを追認する旨の規定がみられること、がこれを示している。⁽¹⁰⁾

こうした農地のワクフ化の典型的な例は、すでに別の機会で指摘した如く、アワースイー地 (al-*atyan al-awasi*) に

ついてみられた。アワースイー地とは、オスマン・トルコ時代の徴税請負制度 (nizam al-tizim) 下において、徴税請負人 (mulazim) に対して、徴税請負業務の代償として与えられた「徴税請負職免税地」であった。ムハンマド・アリーは、この徴税請負制度を廃止した際、アワースイー地の国家回収を令じたが、政権維持のための懐柔策として、一部の徴税請負人に対しては、そのまま免税地としてそれを保有し続けることを許した。しかしながら、その所有権は国家に帰属するものとされ、アワースイー地保有者に認められたのは、そこでの用益権享受、それも生涯に限っての享受だけであった。すなわち、ムハンマド・アリーは、この種の土地を将来ハラージュ地として回収するつもりであった。ところが、アワースイー地保有者は、彼の死後土地が国家に回収されることを嫌い、この土地をワクフとして設定するようになった。このため、エジプト政府は、この事態に対処するため、一八五五年および一八五九年において、アワースイー地における相続権を認める旨の二つの勅令を公布せざるをえなくなったのである。⁽¹⁰⁾ こうした事態が、国家からの規制が厳しかった一般農民保有地においても進行した、とは考えられないが、ともかく、このような国家からみて不法な農地のワクフ化が進行した背景には、当時のイスラム裁判所が、いまだエジプト政府の統制下に十分置かれていなかった、という事実があった。⁽¹¹⁾

もっとも、本稿が対象とする一九世紀前半から中葉にかけては、この農地のワクフ化はそれ程深刻な社会問題とはならなかった。その理由は、大略以下の二つであった。第一は、当時みられた私的土地所有権の確立過程は、ワクフ設定可能な土地を増大させたが、この過程は同時に、農地のワクフ化の動機の一つであった、国家による土地回収、没収の恐れを減少させる過程でもあった、ということである。そして、第二は、もう一つの農地ワクフ化の動機であった、イスラム法の分割相続規定の適用による保有地の細分化を防ぐためには、なにも土地をワクフとして設定せずと

も、当時、土地保有者は、この目的のため、次の二つの制度に訴えることができた、ということである。すなわち、第一は、当時慣行として広くみられ、一八五八年のサイド法第二条によって成文化された、土地の家長名義による租税帳登録制度であり、第二は、一八六八年に認められた、遺言による遺産相続制度である。⁽¹²⁾

農地のワクフ化が大きな社会問題となる程増加したのは、私的土地所有権が確立され、同時に、上記二つの制度が法的に廃止された一八八〇年代以降であった。そして、こうしたワクフの増加を背景に、一九二〇年代から三〇年代にかけてワクフ改革運動が展開されたことは、周知の事実である。こうしたワクフ改革運動を跡づけることは別の機会に譲り、⁽¹³⁾ここでは、この運動に関して、次の点を確認することにとどめたい。すなわち、それは、一九世紀中葉においてすでに、こうした改革運動を引き起こすような、以下の如きワクフをめぐる二つの流れが存在した、ということである。

第一は、一八六四年のイスマイルによるワクフ省設置に象徴される、ワクフ管理を極力国家の統制下に置こうとする動きである。もっとも、当時この措置の対象となつたのは、慈善、公共目的のために設定され、そのため、慈善ワクフ (al-waqf al-khayri) と呼ばれていたワクフであり、家族ワクフ (al-waqf al-ahli) と呼ばれた、そこからの収入がワクフ設定者一族に割りあてられたワクフは、依然、ワクフ設定文書の指定するワクフ管理人の管理下に置かれていた。⁽¹⁴⁾そして、第二は、当時、ワクフ地処分禁止というイスラム法の規定を無効とするような、長期貸借契約等、実質的にはワクフ地の処分を意味した慣行が、エジプト社会において定着していた、という事実である。⁽¹⁵⁾

すなわち、エジプト政府は、ワクフ、とりわけ慈善ワクフの管理を行政機関のもとに置くことによって、ワクフに對するイスラム裁判所の権限を制限し、また同時に、長期貸借契約等の慣行を黙認することによって、ワクフ地の

分割、譲渡、売却を禁じるインフラム法の規定を骨抜きにしていたのである。こうして、この二つの動きが底流となつて展開された今世紀のワクフ改革運動は、ワクフを慈善ワクフと家族ワクフとに概念上区別することをもって開始され、後者が専ら改革の対象となつたところから、一見すると、ワクフの制度としての宗教的あるいは法的側面を問題としているようにみえる。しかしながら、実際そこで批判の対象となっているのは、ワクフ地の不流動性、非譲渡性からくるワクフ管理の杜撰さと、その非生産性であり、この運動を推し進めた要因は、あくまで、私的土地所有権の確立と綿作モノカルチャーの進展にともなう、土地の流動化の要請という社会経済的関心であった。

以上、私的土地所有権の確立過程が村落居住地およびワクフ地に対して与えた影響をみた。ところで、ムハンマド・アリーの土地国有制度下において、当時カーヌーンの対象とならず、それ故、国家所有地とは規定しえない土地範疇として、この二つの土地範疇の他に、グルン (junn, pl. ajfan) と呼ばれた脱穀場と、ビルカ (bilka, pl. bilak) と呼ばれた池があった。前者は、大旨村落居住区の外辺に存在し、その主要な機能は、収穫後の脱穀および収穫物の保存のための場所を提供することであつたが、その他、村祭等が行われる場所としても機能した。⁽¹⁶⁾ また、後者は、bilak と呼ばれた比較的大きな池から、mustanga と呼ばれた溜り水まで、その規模はさまざまであつたが、ともかく、村落居住区周辺あるいは村落所屬耕地の外辺に広がっていた荒蕪地のなかに存在し、村落住民によって、建設用資材採掘場として、さらには、洗濯、排水、家畜の水浴びなど多目的に利用された。⁽¹⁷⁾ そして、この両地の所有権の帰属については、一九世紀前半および中葉において、それに言及した法令はみいだせない。しかしながら、この両地が、共同墓地、モスクその他礼拝所の敷地などとともに、慣行^{ウルト}によって規制された村落共有地であつたことは疑いない。⁽¹⁸⁾

それでは、このグルンとビルカは、私的土地所有権の確立過程のなかで、どのような法的土地範疇として規定され

るに至つたであろうか。ここで、こうした問題を提起するのも、私的土地所有権の確立過程とは、言い換えれば、エジプト全土の所有権を特定の個人あるいは機関に帰属させ、そこに統一的土地規範を適用させる過程であつたということができ、そのため、この過程は、グルンとビルカが慣行^{ワルツ}によつて規制された村落共有地であつたことを考える時、村落共同体の構造に対して少なからず影響を与えた、と考えられるからである。そして、一九世紀末期から二〇世紀初頭にかけて公布された法令における、両地の所有権のあり様は、全く対照的である。

グルンについては、一八七一年のムカーバラ法第一八条において、その所有権の帰属に言及した規定がみられる⁽¹⁹⁾。すなわち、この条文において、村落所屬地に新たに発見され、保有者の登録されていない増加地(al-atyan al-ziyada)は、地味相当の六年分の土地税前払い、つまりムカーバラを支払う者に対して、そこでの完全土地処分権を証明する^{タラント}地券とともに与えられるが、この規定の対象外の無主地として、村落住民(ahali al-nawahi)全体の用益(inifa)に供されている土地、つまり、肥料採集地(tulul wa kimān al-nawahi al-mu'adda li akhdh sibakh al-zirā'a)、村落施設敷地(arādi al-mabani allati bi kull balad)⁽²⁰⁾、そしてグルン(mahallāt al-ajran al-muqarrara li zimam kull nahiya)が挙げられているのである。そして、このグルンは、一八九九年の農地税改正令に続く、新たな検地、徴税業務の細則を定めた一群の法令のなかで、はっきりと村落住民共有地(ruk al-ahali)と規定され、そこでは免税とされている⁽²¹⁾。つまり、ここでは、私的土地所有権の確立にも拘らず、グルンのこれまでの慣行^{ワルツ}に基づく村落共有地としての性格が確認されているのである。

ところが、ビルカの場合、上述した法令群において、全く異なる内容の規定がみられる。すなわち、ここでは、ビルカの所有権の国家帰属が主張され、同時に、その埋め立てが奨励され、埋め立てた者に対して、課税を条件に、

当該地⁽²²⁾が与えられる旨規定されている。もっとも、法令の規定に従う限り、こうした埋め立て奨励策の理由は衛生上の配慮であり、そのため、この規定の主たる対象となつたのは、*mustanga*⁽²³⁾と呼ばれた小規模なビルカであつたようである。それにしても、政府当局が、村落周辺に存在し、村落住民の共同利用に供されていた池に対して、その耕地化を奨励したことには変りなく、こうした無主地が、時とともに個人の所有地となつていったことは疑いない。つまり、この場合には、先述したグルンの場合と異なり、私的土地所有権の確立は、慣行^{ウルト}に基づいて村落住民が共同利用していた土地を減少させる結果となつたのである。

1 正確には、宅地および菜園と言ふべきかもしれない。しかしながら、極端な塊村形態をとり、バラックの寄せ集めの觀を呈する一般エジプト村落において、宅地に付屬した菜園を指摘することは不可能である。なお、オスマン・トルコ土地法における宅地と菜園については、以下の文献を参照のこと。H. A. R. Gibb & H. Bowen, *Islamic Society and the West*, Vol. 1, Part 1, Oxford Univ. Press, P.236.

2 D. Gatteschi, *Real Property, Mortgage and Wakf According to Ottoman Law*, London, 1884, p.29. 農地に課せられた法的制約とは、具体的には、そのワックフ設定、ならびにそこでの一切の建造物建設と植樹の禁止である。従つて、植樹を認められた土地、つまり果樹園は、その所有権の帰属については必ずしも明確ではないものの、法令において、一般農地とははつきり区別されて取り扱われ、そこに課せられる税も、土地にはなく、果樹そのものに課せられた。なお、一九世紀エジプト土地・税関係法令において、果樹として言及されているのは、専ら椰子 (*nakhil*) である。cf. H. A. R. Gibb & H. Bowen, *op. cit.*, pp.236-7, Y. Artin, *La Propriété Foncière en Égypte*, Le Caire, 1883, pp.180-8, 256-60, Al-Hukūma al-Misriya, *al-qawānīn al-'aqāriya fi al-diyār al-misriya*, 1st ed., 1893, Cairo, pp.179-81, do., *majma' qawānīn wa laws'ih al-amuāl al-muqarrara*, Cairo, 1909, pp.395-404.

- 3 拙稿「一九世紀前半のエジプト土地・税制度」七三—五頁。実際、ムハンマド・アリー自身が多くのワクフを設定している。
- 4 遠峰四郎「ワクフについて」『法学研究』第三三卷第八号、一九六〇年、三七—八頁。
- 5 拙稿「一九世紀後半のエジプト土地・税制度」一一二頁。
- 6 財産法の権利概念における、ローマ法とイスラム法との間の類似性はしばしば指摘される。例えば、*nue propriété* と *raqaba* との、また *usufruct* と *intifa'* (*manfa'a*) との対応の如きである。もっとも、イスラム法においては、*intifa'* 自体が一つの物権とみなされ、処分の対象とされたところから、*intifa'* は *usufruct* より広い権利内容をもっていた、という違いはあった。しかしながら、こうした違いは、イスラム法が近代法のなかに併合される際、大きな問題とはならなかったようである。cf. J. Schacht, *An Introduction to Islamic Law*, Oxford Univ. Press, 1964, p.134.
- 7 拙稿「カフル・シェブラフール村の村方騒動——一九世紀エジプトにおける私的土所有権の確立とイズバ農民——」『東洋文化研究所紀要・創立四〇周年記念論集Ⅱ』一九八一年、九六—八頁。
- 8 歴代のイスラム王朝が土地国有観念に固執した理由については、さまざまな理由が挙げられようが(例えば、ヘアーは、一九世紀エジプト政府が土地国有観念に固執した理由として、農民保有地を容易に公有地として没収するための配慮を指摘して)。cf. G. Baer, *A History of Landownership in Modern Egypt 1800-1950*, Oxford Univ. Press, 1962, p.196. この農地のワクフ設定を防ぐということが、一つの大きな理由であったと疑うことは疑いない。なお、ワクフをリズカ(*rizqa*)と呼んでみたり、後に指摘するように、ワクフを慈善ワクフ(*waqf khayri*)と家族ワクフ(*waqf ahli*)とに分類したりする試みは、こうした政府の意図とイスラム法のワクフ規定とを妥協させるためにとられた一種の法テクニクであったと考えられる。cf. 拙稿「一九世紀前半のエジプト土地・税制度」七四頁、註(1)。この法的テクニクは、アイヌーブ朝時代にもみられた。この点については、以下の菊池氏の書評を参照のこと。菊池忠純「ムハンマド・アミン著『エジプトにおけるワ

クフと社会生活、六四八—九三三A・H(二二五〇—一五一七A・D)『イスラム世界』一八号、一九八一年、五八頁。

9 G. Baer, *A History of Landownership in Modern Egypt*, p.147. なお、一八四六年勅令(Hikada)全文の再録は、以下の文献で見られる。'Ali 'Allaba, *mabādi' fi al-siyāsa al-misriyya*, Cairo, 1942, pp.296-7.

10 拙稿「一九世紀前半のエジプト土地・税制度」七六一—八頁。

11 オスマン・トルコ政府から独立して、エジプト政府が独自にカイロの判事(al-qadi)を任命するようになるのは、一八七六年以降である。cf. G. Baer, "Tanzimat in Egypt: The Penal Code", pp.130-2.

12 この二つの制度については、本稿、第四章第二節を参照のこと。

13 ワクフ改革運動については、とりあえずスヌーアの以下の二つの研究を参照のこと。G. Baer, *A History of Landownership in Modern Egypt*, W. Waqf land, do., "Waqf Reform" in *Studies in the Social History of Modern Egypt*.

14 G. Baer, "Waqf Reform", p.83. なお、慈善フツム(waqf khayri)「家族フツム(waqf ahli)とフツム分類が、いつ、どの法学者によってなされたかについては、定かでない。

15 当時エジプトには、長期賃貸借契約のほか、hikr, kadak, sukna, kirdar, khulu, ijaratayn などと呼ばれた、実質的にはワクフの処分を許した賃貸借契約の広範な普及がみられた。このうち、最も一般的に利用された契約形態はhikrであった。この契約は、ワクフ財産改良のために、一定の賃借料支払いを条件に、ワクフ財産をhikr権者の占有下に置くことを定めた賃貸借契約であり、ひとたびhikr権者がワクフ財産に改良を加えたならば、彼は、賃借料を支払い続ける限りそれを占有し続け、また、hikr権を第三者で売却することもできた。こうした、ijarataynを除く、ワクフの実質的処分を許した賃貸借契約の詳細は、Muhammad Qadri, *kitāb qānūn al-'adl wa al-ḥisāf li al-qadā' 'ala mushkilāt al-awqāf*, Cairo, 1893 (フランス語訳、*Du Wakf, Le Caire*, 1890)にみられる。長期賃貸借契約については、二七二—二七九条、hikrについては、三二—四八条、kadar, sukna, kirdar については、三四七—八条、khulu については、三六〇—一条を参照のこと。また、

- ījāratayn じじらたやん H. Cattan, "The Law of Waqf", in M. Khadduri & H. J. Liebesny ed., *Law in the Middle East*, pp. 209-10. を参照のこと。
- 16 木村喜博「農地改革前におけるエジプト農村社会の構造」川島武宜、住谷一彦編『共同体の比較史的研究』アジア経済研究所、一九七三年、二九二―三頁。
- 17 前掲論文、二九三頁。
- 18 そのほか、こうした村落共有地として、後にみるように、肥料採集地 (tulūl wa kimān al-nawāhi al-mu'adda li akhdh sibākh al-zirā'a) があるが、その規定を法令によって追うことはできなう。
- 19 *lā'ihāt al-muqābala*, 3rd ed., Cairo, 1301 A. H. なお、ムカーム法の再録は、以下の文献にみられる。F. Jilād, *qāmas al-idāra wa al-qadā'*, Vol. 4, Alexandria, 1892, pp. 384-91.
- 20 共同墓地²⁰ モスタクその他礼拝所などの敷地を指すものと思われる。
- 21 *majmū' qawānīn wa lawā'ih al-ammūl al-muqarrara*, pp. 13, 26, 40, 219, J. Hunain, *al-alyān wa al-darā'ib*, pp. 447, 522-24. なお、一八九九年の農地税改正令については、中岡三益「エジプト地租改正史」山田秀雄編著『植民地社会の変容と国際関係』アジア経済研究所、一九六九年を参照のこと。
- 22 *al-qawānīn al-'aqāriya fi al-diyār al-misriya*, pp. 44-6, *majmū' qawānīn wa lawā'ih al-ammūl al-muqarrara*, pp. 44, 101-4, 170, J. Hunain, *al-alyān wa al-darā'ib*, p. 254. なお、一八八三年に制定された国民裁判所民法典第九条には、ビルカが国家所有地であることを確認する規定がみられる。cf. F. Jilād, *kitāb al-ta'iqāt al-qadā'iya 'alā qawānīn al-mahākīm al-misriya*, Cairo, 1908, p. 8, *al-qawānīn al-'aqāriya fi al-diyār al-misriya*, p. 83.
- 23 このことを換言するならば、綿作モノカルチャーの進展にともなって、こうした村落共同利用地が大土地所有者によって囲い込まれていったことを意味する。ところで、荒蕪地開墾奨励策が放牧地の減少をもたらし、土地耕作と役畜飼育との結び付

きから成り立っていた従来のエジプト農業パターンを破壊したとして、当時のエジプト政府の農業政策を批判する見解がアリー・ムバーラクの著作にみられることは、誠に興味深い。cf. 'Ali Mubarak, *kitab mukhta al-fikr fi l-adhir nil misr*, Cairo, 1297 A. H., p.165. なお、この著作の内容を簡潔に紹介した文献として、以下のものがある。佐藤次高「アリー・ムバーラクのエジプト農業社会論」『アラビア研究論叢—民族と文化—』日本サウディアラビア協会、日本クウェイト協会、昭和五十一年、所収。

2 特権地における私的土地所有権の確立

前章第二節で指摘した如く、ムハンマド・アリー統治下において、国家所有地と規定しえる土地は、それぞれ十分に定義のなされないまま、登録農民によって個別的に占有されたハラージュ地、国家の直接管理下に置かれた耕作地、道路、鉄道、運河の敷地など公共目的に利用された土地、アブアーディーヤ地と呼ばれた荒蕪地、以上四つの土地範疇からなっていた。そして、この四つの土地範疇に共通し、それ故、これらをすべて国家所有地と規定しえる規準は、ムハンマド・アリーが一連の土地政策を実施する際に公布したカーヌーンの対象となったこと、換言すれば、国家権力はこれらの土地範疇に対して、程度の差こそあれ、直接的に介入する権利を留保した、ということであった。実際、この四つの土地範疇の境界は、ハラージュ地が回収と没収によって国家の直接管理耕作地、あるいは公有地とされ、また、荒蕪地が通年灌漑体系の便益を享受することによって耕作可能地となっていたところから、流動的であった。⁽¹⁾

ところで、一八四〇年代以降エジプト政府は、国家の直接管理耕作地および荒蕪地の多くを、土地授与という形で、

分配、再分配していく。もつとも、それ以前にも、一八二〇年代以降、開墾、遊牧民の定住策などさまざまな目的から、アリー一族、トルコ系高級官僚、遊牧民の首長等に対して、こうした土地授与がみられ、授与地には税制上の特権が付与されていた。しかしながら、その規模は小さく、また、とりわけ重要なものは、その所有権は国家に帰属するものとされていたところから、こうした授与地は、少なくとも所有権の所在に関する限り、一般農民保有地たるハラージュ地と異なる土地範疇ではなかった、という点である。⁽⁴⁾

しかるに、一八四〇年代以降の土地授与は、規模も大きく、また、一八四二年の勅令によって、こうした授与地のうち、アブアーディーヤ地あるいはジャフアーリク地と呼ばれた土地に対して、完全土地処分権が付与された。こうして、一八四二年に至って、エジプトの農地には、所有権上異なる二つの土地範疇が生じ、この完全土地処分権を付与された土地が、その後における大土地所有形成の核となっていく。そのため、従来の研究においては、この一八四二年の勅令公布をもって、近代エジプトにおける私的⁽³⁾土地所有権確立の端緒とみなしている。

しかしながら、ここで一つの疑問が生じる。すなわち、従来の研究においては、この一八四二年の勅令によって付与された権利を完全所有権 (Haqq al-milkīya al-tamma aw al-kāmilīya) つまり近代法概念としての私有権とみなしているが、この解釈ははたして正しいものであろうか、という疑問である。この点に関して、まず指摘すべきは、一八四二年の勅令において、完全所有権なる言葉は使われておらず、それは、近代法が導入された一九世紀末期において、いかなる制約も受けない近代法概念としての私有権を表現するために、何らかの制約を受けた私有権、つまり部分所有権 (Haqq al-milkīya tajazzaʿat) と対比するために用いられた言葉であった、ということである。⁽⁴⁾ すなわち、この解釈においては、すでに一九世紀末期における近代的土地私有権の確立が前提とされているのである。

それでは、一八四二年の勅令において、この権利はどのように表現されているであろうか。そこにみられる最も総合的な表現は、*haqq al-tasarruf al-shar'i fi al-bay' wa al-shira' wa al-hiba wa al-iqaf wa nahw dhalik min sa'ir al-tasarrufat al-shari'ya* と云うものである。(5) これを文字通りに解釈するならば、「売買、贈与、ワクフ設定その他イスラム法が認めるすべての処分権」ということになる。従って、この権利は、前節で指摘した、都市地、村落居住地において認められたと同様な、イスラム法概念としての私有権とみなしうる。事実、この権利については、国家所有地、とりわけハラージュ地に対しては決して使われることのない、*malaka*「所有する」の派生語が用いられている。

しかしながら、同時に、この権利については、以下の二点が留意されるべきである。第一は、イスラム法に基づいて私有権を付与された土地は、国家権力から全く自由に、イスラム裁判所の承認とそこでの登録によって処分しえたのに対して、この権利は、国務省 (*al-diwan al-'ali, diwan al-khidw*) に所属し、年金の支給を主たる業務としたルーズナーメ局 (*al-riznāneh*) による地券 (*taqasit, pl. taqasit*) の発行と、そこでの登録を待つて初めて成立し、また、その後のこの権利の移転に際しても、ルーズナーメ局への報告とそこでの登録が義務づけられていた、という点である。(5)

そして、第二は、上記地券は、少なくともその当初にあっては、特定の目的をもって、それ故、何らかの特権とともに付帯義務をともなつて発行された、という事実である。そして、この事実は、このタクシートの性格の変遷を跡づけることよつて明らかとなる。すなわち、本来この文書は、検地の対象から除外された荒蕪地 (アブアーディーヤ地) の開墾奨励策のために、また、一部耕作地あるいは耕作可能地での管理、植樹、造園などの目的から、土地を

授与するに際し、その費用負担を軽減させるために、上記特定目的に付帯する義務を果す限りにおいて、免税特権とともに当該地を被授与者に授与することを証明する文書にすぎなかった。そのため、このタクシート発行とともに授与された土地は、他の課税地と区別するために、免税特権地 (rizqa bila ma) と呼ばれたのである。ところが、その後この種の授与地に対して、土地開墾、改良政策の促進という理由のもとに、一八三六年には相続権が、次いで、一八四二年には完全土地処分権が付与されたため、この文書は、それぞれの時点において、従来の免税特権のほか、相続権を、次いで完全土地処分権を証明する文書となり、さらには、一八五四年におけるウシュル課税措置以後は、ウシュル課税という税制上の特権と完全土地処分権という所有権上の特権を証明する文書となったのである。⁶⁾ このように、タクシートは、時代によって証明する特権の内容に変化がみられたものの、その間一貫して、実際のエジプト政府の意図がどのようなものであれ、公式的には、土地開墾、改良目的のために、そして、その義務を果す限りにおいて、付与された特権を証明する文書であった。

以上二点を考慮して、一八四二年勅令によって付与された権利の性格を結論的に述べるならば、特定の国家目的に沿った、それ故、特定の義務をともなった、君主から臣民へ授与された各種特権の一つに他ならなかった、ということである。実際、一九世紀前半から中葉にかけて、エジプト政府は、強制割り振り (kawzi)、無償貸与、賃貸借、情報提供者への土地分与、競売 (mazad) による売却、公定地価での売却、土地授与、徴税請負⁷⁾などを通して多くの国家直接管理耕作地および荒蕪地を分配、再分配していったが、そこにみられるのは、国家の土地分配、再分配目的と、それに付帯した義務あるいは特権との間における、恣意的と思われ程のさまざまな組み合わせである。⁷⁾ このことを、一九世紀中葉にみられた土地授与による土地分配、再分配を例にとりて、少し詳しくみてみよう。

エジプト政府は、当時、土地開墾、改良目的のほか、以下に述べる三つの目的のためにも土地を授与している。第一は、遊牧民の定住を促進させる目的での土地授与である。⁽⁸⁾すなわち、エジプト政府は、一九世紀中葉において確認できるだけでも、一八六三年、一八六六年、そして一八六七年の三つの勅令において、ウシュル課税という税制上の特権を付与して、遊牧民の首長に荒蕪地を授与すべきことを命じている。⁽⁹⁾しかしながら、この場合、税制上の特権は付与されているものの、タクシートは発行されておらず、そのため、この種の授与地は、法的には、引き続き国家所有地と規定され続けた。そして、そこで完全土地所有権が認められたのは、次に指摘する年金の肩代りとして授与された二つの土地範疇と同様、一八九四年の勅令においてであり、この点、この種の土地範疇は、こと私的土地所有権の法的確立に関する限り、一八九一年には完全土地所有権を認められたハラージュ地よりも遅れをとったこととなる。⁽¹⁰⁾

次いで、第二は、退職官吏に対する年金支払いの肩代りとしての土地授与である。エジプト政府は、財政逼迫を背景に、一八六〇年における七つの勅令によって、退職官吏の年金の肩代りとして、ウシュル課税の特権を付与して、放棄地 (*al-atiyan al-matruka*) と荒蕪地のなから土地を授与することを命じ、同時に、同年一〇月一〇日の勅令において、授与細則を定めた。⁽¹¹⁾この細則に従えば、土地は二つの方法によって授与され、第一のそれは、タクシートの発行、つまり完全土地処分権を付与したうえでの授与であり、第二のそれは、タクシートを発行しない、それ故、その所有権は国家に帰属したままでの授与である。さらに、後者の方法については、土地は生涯に限って授与されることを原則とするが、被授与者の死後子供が残された場合には、男子については二一歳の成人に達するまでの間、女子については結婚するまでの間、彼らのもとに当該地を残すことを認め、その間引き続き、そこにはウシュル税が課せ

られるとされている。そして、もしその後子供が当該地を相続することを望むならば、その望みは認められるが、ウシユル課税という特権は消滅し、当該地には正規の土地税(タラシジュ)が課せられる、と規定されている。

さらに、第三に、エジプト政府は、こうした退職官吏の年金の肩代りとしての土地授与のほか、一八六七年の勅令、一八六九年の特別諮問委員会 (amajlis al-khusus) 決定、および一八七〇年の勅令において、bashiuzaq と呼ばれたトルコ系退役兵に対しても、退役後の生活費として、ウシユル課税を条件に、土地を授与することを命じた。⁽¹²⁾ 一八六七年の勅令に従えば、彼らに対して、放棄地と荒蕪地のなから土地が授与されるが、子供がいる場合には三〇フェッダーン (一フェッダーンⅡ約一・〇三八エーカー) の、子供がいない既婚者には二〇フェッダーンの、そして、未婚者には一〇フェッダーンの土地がそれぞれ与えられる、と規定されている。そして、授与地に対しては、最初の三年間は免税措置が、次の三年間には下級のウシユル課税措置がとられ、その後、調査を待って、地味に応じたウシユル税が課せられる、とされた。また、当該地に対しては相続権が認められたが、完全土地処分権を証明するタクシートは発行されなかった。

このように、土地授与という土地分配、再分配方法の一つをとってみても、エジプト政府は、その目的の違いによって、付与する税制上ならびに所有権上の特権の内容を使い分けた。そして、そこから知ることができるのは、一八四二年勅令によってアブアーディーヤ地とジャファールク地に対して付与された権利は、それが完全土地処分権という極めて優遇された特権ではあったものの、こうした土地授与の際認められた各種特権の一つにすぎなかった、ということである。⁽¹³⁾ しかるに、エジプトにおける私的土地所有権確立過程のなかで、この権利は、それに付随していた国家目的および付帯義務が捨象されることによって、一九世紀末期には、抽象的な近代法概念としての土地私有権とみな

されるようになったのである。

そして、こうした事態が生じた法制史的背景は、伝統的イスラム土地法体系から近代的地法体系への移行にとりなう、以下の如きカーヌーン観の変化であった。すなわち、筆者はすでに、前章第一節において、伝統的イスラム土地法体系にあってカーヌーンは実定法的規範群を構成していたものの、それは決して近代法概念としての実定法を形成していた訳ではなく、シャリーアを正当化の根拠として、また、伝統的イスラム国家観に基づいて、君主から臣民への命令あるいは恩寵として下された規範であったこと、そしてそれ故、それは、ある場合には、一般的原則を提示する法律として、またある場合には、土地授与、徴税請負などの契約の際、君主と特定の臣民との間にとりかわされた、さまざまな内容をもつ具体的取り決め規定として示されたが、その両者において、法的拘束力は全く異なるものではなかったことを指摘した。そして、伝統的イスラム土地法体系においてみられた、この二つの性格を異にするカーヌーン群の対象となった土地範疇を具体的に述べるならば、前者のそれは、次章以下で詳説する、一連の土地法の適用を受けた一般農民保有地たるハラージュ地であり、後者のそれは、本節で指摘した、国家によって各種特権と付帯義務をともなつて分配、再分配された特権地であった。このように伝統的イスラム土地法体系におけるカーヌーンは、すべての土地範疇に一律適用される統一的規範を提供するものではなかった。しかるに、近代法が導入された一九世紀末期において、カーヌーンは、伝統的イスラム土地法体系におけるこの特殊な性格を捨象され、一律近代法概念としての実定法として解釈され直されてしまったのである。

ともかく、こうした事態が当時のエジプト農村社会に与えた影響は明らかである。すなわち、土地授与その他近代的契機によって形成された所領に、その権利内容が必ずしも明確に規定されないまま、近代的地私私有権が接木さ

れる結果となったのである。そして、そこにみられるのは、一九世紀エジプト土地制度史における、前近代的な契機による土地集積過程と私的土地所有権の確立過程との間の特異な結び付きである。そのため、こうした所領における土地保有をめぐる法環境と、そこで展開された地主・小作関係は、複雑なものとなった。そして、この点に關して、とりわけ事態が深刻であったのは、ムハンマドアリー一族の所領、つまりジャファアリク地においてであった。⁽¹⁴⁾

なぜならば、一八四二年の勅令によって完全土地処分権を付与された特権地のうち、アブアーディーヤ地のほとんどが、通年灌漑体系の整備を待つて初めて耕作可能地となった荒蕪地から構成されていたのに対して、このジャファアリク地は、耕作地、つまり没収あるいは回収によって国家の直接管理下に置かれたハラージュ地から構成されていたために、そこでは、同じ土地のうえに、タクシートによって証明された完全土地処分権と、それまで農民が享受していた土地保有権とが拮抗する事態が生じたからである。こうして、ジャファアリク地に組み込まれていたハラージュ地の農民が、それまでの土地に対する権利を奪われ、農奴の小作人あるいは農業労働者の立場に落とされていった事實は、ムハンマド・アリー時代の同時代史料によって指摘されている。⁽¹⁵⁾ しかしながら、この過程がよりドラマスティックな形でみられたのは、一九世紀中葉における一連の土地立法によって、私的土地所有権に基づく土地法体系がまがりなりにもその姿を整え、同時に、当時の綿花ブームを背景に、エジプトにおける綿作モノカルチャーが進展した、イスマイル（治世一八六三—七九年）時代においてであった。⁽¹⁶⁾

1 拙稿「一九世紀後半におけるエジプト土地・税制度」四一八頁。

2 拙稿「一九世紀前半におけるエジプト土地・税制度」六九頁。

3 前掲拙稿、六九―七三頁。

4 *haqq al-milkiya al-tamma* という表現が法令において最初にみられるのは、当然予想される如く、一八七五年の混合裁判所民法典(例えば第二〇条。しかし、そこでの表現は *haqq al-mulk al-tamm* である。)においてである。そして、ハラージュ地に関する規定のなかでこの表現が最初に使われるのは、一八七一年のムカーバラ法の廃止を命じ、同時に、全額であれ一部であれムカーバラ税(六年分の土地税前納)を支払ったハラージュ地保有者に対して、完全土地処分権の付与を規定した一八八〇年一月六日の勅令においてである。cf. F. Jilād, *qānus al-idāra wa al-qadā'*, Vol. 4, p. 393, *al-qawānīn al-'aqrīya fi al-diyār al-misriya*, p. 5. こうして、すべてのハラージュ地に対して完全土地処分権を付与することを規定した一八九一年四月一五日の勅令では、付与される権利は、はゞきりと *haqq al-milkiya al-tamma* と表現されている。cf. *al-qawānīn al-'aqrīya fi al-diyār al-misriya*, p. 6. なお、部分所有権 (*haqq al-milkiya tajazza'at*) については、以下の文献を参照のこと。M. Kamīl Mursī, *al-milkiya wa al-ḥuqūq al-'amīya*, Vol. 1, 3rd ed., Cairo, 1933, pp. 182-4.

5 拙稿「一九世紀前半におけるエジプト土地・税制度」六九―七〇頁。

6 前掲拙稿、七二頁註(11)。また、所有権上の法的範疇はハラージュ地と同じであったアワースイー地に対しても、タクシートが発行されている。前掲拙稿、七六頁。

7 ここで、こうしたさまざまな組み合わせとその時代的変遷を跡づける余裕はない。そのため、ただ次の一点だけを指摘するにとどめる。すなわち、それは、時代とともに、国有地分配、再分配の手段として、競売あるいは公定地価での売却が支配的となっていく、ということである。そして、この事実の背景には、一方では、国家財政の逼迫、他方では、土地需要の増大があったことは明らかである。

ところで、一九世紀中葉にみられた競売 (*maza'd*) とは、土地の払い下げ価格を入力によって決定しようとする制度ではな

く、競売に掛けられた国有地の課税額を入札によって決定しようとする、いわば徴税請負制度の一種ともみなしうる制度であった。この制度が最初に法制化されたのは、一八五一年九月一五日付の勅令においてであった。すなわち、この勅令によって、土地台帳に登録されていないすべての土地は競売に掛けられ、競売地の課税額は入札によって決定されること、そして、落札者は生涯に亘って取得地での利益権を享受できることが規定された。また、一八五八年三月三日付の勅令によって、この制度による課税額決定手続きの詳細が定められ、競売地の課税額は、入札希望者が持ち寄った封筒 (*zuruf*, sing. *zarf*) に入った付け値 (*'ata'a*, sing. *'ata'*) によって決定される旨公布された。そのため、競売によって決定された課税額は、*'daribat al-mazrūf* と呼ばれた。このように、一九世紀中葉のエジプトには、ハラージュ・ウシエル税体系から外れたこの *'daribat al-mazrūf* が存在したため、一九世紀末期における統一的税体系確立のためには、ハラージュ、ウシエル両税間の税率差解消のほか、この *'daribat al-mazrūf* を整理する必要があった。この競売による国有地処分がいつ法的に廃止されたのかは定かでない。ともかく、この制度に基づく国有地処分は、一八六〇年代以降、公定地価による国有地売却という手段によって取って代わられたらしい。

以上、競売について、とりあえず以下の文献を参照のこと。Y. Artin, *La Propriété Foncière*, pp. 265-76, J. Hunain, *al-diyān wa al-darā'ib*, pp. 212-3.

8 土地授与によって遊牧民の定住化を計らうとする当時のエジプト政府の意図をよく窺わせる法令が、Rauf 'Abbās, *al-nizām al-ijtimā'i fi misr fi zill al-milkiyāt al-zirā'iya al-kabīra*, Cairo, 1973, pp. 259-60 に収録されている。

9 *majmū' gawānīn wa lawā'ih al-ammāl al-muqarrara*, p. 86.

10 *majmū' gawānīn wa lawā'ih al-ammāl al-muqarrara*, pp. 87, 700, M. K. Mursi, *al-milkiya al-'aqāriya fi misr wa talawwūr-hā al-tārikhī min 'ahd al-farā'ina hattā al-ān*, Cairo, 1936, p. 147.

11 *majmū' gawānīn wa lawā'ih al-ammāl al-muqarrara*, pp. 85-6, J. Hunain, *al-diyān wa al-darā'ib*, pp. 224-5, 227-8.

12 *majma' qawāim wa lawā'ih al-ammāl al-muqarrara*, p.86. J. Hunain, *al-alyān wa al-darā'ih*, p.227.

13 義務履行後に初めてタクシートを発行するとか、タクシート発行の条件を満していないアブアーディーヤ地にはハラージュ税を課すとかの内容をもつ勅令が、一八五〇年代においても公布されている。cf. 拙稿「一九世紀前半のエジプト土地・税制度」七一頁註(6)。

14 ジャファールク地については、前掲拙稿六九頁、七一一頁註(7)を参照のこと。

15 H. A. Rivlin, *The Agricultural Policy of Muhammad 'Ali*, p.66.

16 拙稿「カフル・シュブラフール村の村方騒動」一一四頁。

3 徴^ウ税^フ請^ダ負^ズ地、外国人保有地と私的^ウ土地^フ所有^ダ権^ズの確立

従来の一九世紀エジプト土地制度史研究において、しばしば、当時存在した土地範疇として、徴税請負地 (*alyān al-'uhad*) と外国人保有地が挙げられている。前者は、徴税請負 (*'uhda*, pl. *'uhad*) に出された土地であり、後者は、文字通り、エジプト国籍をもたない者が保有した土地である。

ところで、この二つの土地範疇は、すでに指摘したように、所有権上あるいは税制上の観点から区別された法的土地範疇ではなく、それらが一九世紀後半における大土地所有形成の核となったところから、大土地所有発生を説明するために便宜的に設けられた土地範疇であった。⁽¹⁾ こうして、従来の研究においてこの二つの土地範疇が言及される際、そこで問題とされているのは、専らその大土地所有形成の契機としての側面に限定され、両地の所有権の所在に関する、以下の二つの問題は不問に付されてきた。すなわち、第一は、ウフダ地は、あくまで徴税請負の対象とされ

た土地であったにも拘らず、なぜ一九世紀後半において、徵稅請負人 (mutasahid) の所有地となったのか、という問題である。なぜならば、このウフダ地については、タクシットが発行されていないのみならず、そこでの土地保有関係を律した法令さえ公布されてはいないからである。また、第二は、外国人保有地の成立契機は何であり、さらに、保有者の土地に対する権利はどのようなものであったのか、という問題である。そして、この二つの問いを發することによって、一九世紀エジプト土地制度史における、次の二つの興味ある問題が提起されることになる。つまり、ウフダ地については、事実上の (de facto) 土地保有が、どのような法的根拠をもって権利上の (de jure) 土地所有へと転化したのか、という問題であり、外国人保有地については、キャプチュレーションあるいは領事裁判権は、外国人による土地集積に対していかなる影響を与えたのか、という問題である。

以下、この二つの問題について順次解答を試みるが、その前に次のことを確認しておきたい。すなわち、ウフダ地および外国人保有地は、前者が徵稅請負権の、後者が土地保有権の授与をもって成立した土地範疇であったという違いはあるものの、ともにカーヌーン、それも君主、臣民間で取り決められた契約規定として示されたカーヌーンの対象となった土地範疇であった、という事実である。そのため、授与目的、付帯特権、義務において異なっていたとはいえ、両地成立の法的根拠は、前節で指摘したアブアーディーヤ地、ジャフアーリク地成立のそれと全く異なるところはなかったのである。

さて、ウフダ制度は、一九世紀中葉におけるエジプト土地政策の混乱を最もよく象徴する制度である。すなわち、この制度は、納稅連帶責任制度をもってしては処理しきれない程稅滯納が累積した村落の所屬耕作地を、滯納稅および正規の土地稅納入を条件に、一括して徵稅請負人 (mutasahid) の管理に委ねる徵稅請負制度であった。そのため、

この制度は、これまでの研究において、しばしば、ムハンマド・アリーによって廃止された前代イルダーザイの徴税請負制度と比較されて論及されている。⁽³⁾

ともかく、このウフダ制度は、ムハンマド・アリーの土地国有政策の破綻、具体的には、税滞納の累積に対処するためにとられた措置であり、それ故、この制度に対するエジプト政府の関心は、あくまで財政的なものであった。この事實は、法令で確認できるこの制度の最初の実施は一八三一年であるが、その実施が頻繁になるのは、土地授与と同様一八三七年以降であること⁽⁴⁾、また、一八四〇年には、高級官僚、軍人に対して、この制度が半強制的に実施されたこと⁽⁴⁾、によく示されている。そして、このウフダ制度は、幾多の変遷をへながらも、イスマイルが一八六九年の勅令によってこれを最終的に廃止するまで、実施され続けた。⁽⁵⁾

ところで、時を同じくしてみられたアブアーディーヤ地、ジャファールク地の頻繁な土地授与もまた、土地国有政策の破綻に対処するために、当時エジプト政府がとった措置であったが、こうした授与地に対しては、すでに指摘した如く、一八四二年の勅令によって、完全土地処分権が付与された。これに対して、ウフダ地については、この特権付与を証明するタクシットは発行されていないのみならず、そこでの土地保有関係に言及した法令さえ公布されていない。事実、この種の土地は、徴税請負後も、それまでの土地保有農民の名義によって租税台帳に登録され続けたといふ⁽⁶⁾。そのため、ウフダ地の所有権上の法的性格は、一九世紀末期における統一的土地私有制度の確立まで、国家所有地たるハラージュ地のそれと同じであるべき筈である。しかるに、一九世紀後半において、このウフダ地は、徴税請負人の個人所有地とみなされている。それでは、いかなる法的根拠に基づいて、徴税請負人の事実上の土地保有が権利上の土地私有となったのであろうか。

この点について論及している唯一の研究者は、アーティンである。すなわち、彼は、アッパースが一八五〇年にウフダ制度を一時的に廃止した際、一部の徴税請負人に対して、彼らの徴税請負地での生涯に亘る用益享受が認められ、また、他の一部の徴税請負人に対して、彼らの徴税請負地のすべてあるいは一部が免税特権地 (*riqa biā ma*)、つまりアブアーディーヤ地として授与された、と述べている。そして、アーティンは、さらに付け加えて、この種の措置に関して法令は公布されず、それは究極的な土地所有者たるエジプト総督の意志に基づいてなされたこと、また、同じことはイスマイルが設定したウフダ地についてもみられたこと、を指摘している。⁽⁷⁾

また、ウフダ地の保有権の移転に関して注意すべきは、ウフダ制度実施の対象となったのは、正規の土地税を支払うことができず、税滞納が累積していた一般農民保有地であった、という点である。従って、徴税請負人からの債務の抵当として農民が彼の保有地を質に入れ、質流れの結果、あるいは、あまりありそうなことではないが、土地売却を通して、土地保有権が徴税請負人へ移転されたであろうことは、容易に想像される。また、税負担、公共事業あるいは兵役のための農民徴発に苦しんでいた当時のハラージュ地農民にとって、土地が徴税請負人の管理下に入ること、かえって好ましい事態であったようであり、彼らはしばしば、国家から課せられる義務を免れるために、自ら進んで徴税請負人との私的保護 (*rimāva*) 関係に身を置くことを望んだという。⁽⁸⁾

しかしながら、こうした統治者の意志、あるいは事実上の土地処分行為による土地保有権の移転以上に重要なことは、たとえこうした手続きをへずとも、徴税請負人の事実上の土地保有を権利上の土地私有と認めるような法規定がすでに準備されていた、ということである。この法規定とは、次章第二節において詳説する、ハラージュ地に関する取得時効規定である。すなわち、一八五八年のサイド法第五条には、ハラージュ地を五年間に亘り占有し、その間

耕作と納税の義務を果すならば、当該地の保有権は占有者に移転する、と規定されているのである。そして、この条文にみられる耕作と納税という二つの義務は、国家の観点からすれば同じ義務にすぎず、国家の関心は、あくまで納税義務にあった。ところで、ウフダ地とは、徴税請負人が納税責任を請負った土地にはかならない。従って、ウフダ地の保有権をめぐって、徴税請負人と農民との間に争議がもちあがるような事態となれば、前者は、裁判所において、この規定を根拠に、ウフダ地の保有権を主張できたのである。⁽⁹⁾

ともかく、一八六六年の代議員議會 (majlis shura al-duwwab) 決定において以下の如き記述がみられるところから、イスマイルの治世にはすでに、ウフダ地は、それが裁判所において確認されようとされまいと、法的根拠をもって、徴税請負人の私有地とみなされていたことが分かる。問題の記述とは、「徴税請負人は、彼らの占有下にある土地 (al-*atyan al-wādi'in yad-hum 'alay-ha*) を法律 (*al-ia'ina*) に基づいて所有している (*istamlaku*)。そして、この土地——つまりウフダ地——とジャファーリク地、アブアーデーヤ地との違いは、ただ前者にはハラージュ税が課せられ、後者にはウシユル税が課せられている、という点だけである。」というものである。⁽¹⁰⁾

この記述において注目すべきは、法律 (*al-ia'ina*) が具体的にどの法令を指しているのか定かではないものの、とにかく、法的根拠をもって、ウフダ地がジャファーリク地、アブアーデーヤ地と同じ所有権上の土地範疇として挙げられ、事実、ウフダ地について、ハラージュ地に対しては決して用いられることのない、*hakka* 「所有する」の派生語が用いられている、という点である。すなわち、徴税請負契約の際、そしてその後も、徴税請負人に対してタクシットは発行されなかったにも拘らず、一九世紀中葉における一連の土地立法の過程で、ウフダ地は、徴税請負人の私有地とみなされるようになっていったのである。こうして、ウフダ地における徴税請負人と農民との関係は、土地

集積過程と私的土地所有権確立過程との異なる結びつきがみられたにも拘らず、現実には、アブアーディーヤ地、ジヤファールク地における土地被授与者と農民との関係と同一であった、と考えられる。

次に、外国人保有地の問題に移ろう。近代エジプトにおいて、外国人による土地保有を最初に認めた法令は、一八六七年六月一〇日の勅令である、とされている。すなわち、同日オスマン・トルコ帝国によって公布された同勅令がエジプトにも適用され、以後、この法令はエジプト土地法体系に組み込まれた、というのである。この勅令によれば、土地取得の際外国人に与えられる権利は、はっきりと私有権 (haqq al-milkīya) と規定されている⁽¹²⁾。従って、それは、国家の公布するカーヌーンの適用をうけないイスラム法概念における私有権、つまり完全土地処分権であった。

しかしながら、以上の事実は、この一八六七年のオスマン・トルコ帝国勅令の採用によって、エジプトにおいて初めて外国人による土地保有が認められた、ということの意味しない。実際、エジプトにおいては、ムハンマド・アリー自身⁽¹³⁾が多くの農地を外国人に授与しており、そのため、この勅令公布以前すでに、多くの外国人が農地を保有していた。

そして、こうした授与地の所有権の所在は、それに関する法令が公布されていないところから、定かではない。と言うよりは、ムハンマド・アリーにとって、外国人への土地授与は、他の国有地分配、再分配措置と同様、特定の目的をもってかわされた君主、臣民間の契約行為にほかならず、それ故、極言するならば、土地国有制度下にあつてムハンマド・アリーは、外国人への土地授与に際して、少なくともその当初においては、土地の所有権の所在など意識になかったであろう、と考えられる。ともかく、こうして、上述した一八六七年の勅令採用は、それまで現実にみられた外国人の土地保有を法的に追認することを意味するにすぎなかったが、同時に、彼らの土地に対する権利を haqq al-milkīya と規定することによって、外国人土地保有者の権利を強化する結果となった。

また、この勅令について同時に注意すべきは、確かにこの勅令の採用によって、オスマン・トルコ土地法の一部がエジプト土地法体系へ導入されたのであるが、それはそのままの形で導入されたのではなかった、という点である。すなわち、オスマン・トルコ帝国においては、一八六七年の勅令によって外国人の土地所有が認められたが、彼らの所有地に関する争議は、たとえ原告、被告双方がともに外国国籍をもつ者であったとしても、係争物が土地である限り、オスマン・トルコ法に基づき、オスマン・トルコ法廷で裁決される、とされていた。しかるに、エジプトの場合、土地争議についても、「外国人と現地人との間の争議は、被告側の国籍の法でもって裁かれる」という原則が適用されたのである。このため、土地争議において、被告が外国人である場合には、訴訟は、被告国籍の領事裁判所において、そして、当該国の法に基づいて裁かれることとなった。⁽¹⁵⁾ このことは、オスマン・トルコ帝国と西欧列強との間にとりかわされたキャプチュレーション規定が、エジプトにおいてもまた適用されたのみでなく、それがエジプトにおいては、拡大解釈あるいは濫用された、という事実を示している。そして、このキャプチュレーション規定の濫用によって、外国人および外国国籍を取得したエジプト人マイノリティが、多くの一般農民保有地を、売買、質権設定等を通して、合法的に集積していったのである。⁽¹⁶⁾ また、こうして形成された外国人保有地には、實際上、国家が課す諸義務、とりわけ公共事業のための農民徵発の義務が免除されていたために、多くの農民が自ら進んで外国人土地保有者の私的保護 (himaya) を求めたのである。⁽¹⁶⁾

以上の叙述から分かるように、外国人保有地についても、エジプトはオスマン・トルコ帝国とは異なった法環境下に置かれていた。そして、こうした法環境が生じた背景は、すでに繰り返し指摘している如く、ムハンマド・アリー以降歴代のエジプト統治者が、伝統的イスラム土地法体系下において、そして、伝統的イスラム国家観に基づいて、

自らの権限によって多くの土地を分配、再分配していったことであつた。

- 1 本稿「はじめに」註(1)、拙稿「一九世紀前半のエジプト土地・税制度」六七―八頁註(1)。
- 2 イルティザーム契約とウフダ契約との間の最も顕著な違いは、前者においては、徴税請負人ムルタクサイムによる無制限な農民收穫物の収奪が認められていたのに対して、後者においては、国家が定めた土地税徴収額が徴税請負人の農民收穫物徴収の上限として定められていたことである。もっとも、ウフダ契約については、不明な点が多い。まず、それが何年契約を原則としたのか明らかでない。また、徴税請負人には自営地が与えられたとされているが、その規模に関する規定はなかったようである。ヒッタにすれば、耕作と納税の義務が果せない農民の土地すべてが、徴税請負人の直接管理下に置かれたという。cf. Ahmad al-Hitta, *tarikh al-zirā'a al-misriya fi 'ahd muhammad 'ali al-kabir*, Cairo, 1950, pp.49-50.
- 3 Ahmad al-Hitta, *tarikh al-zirā'a al-misriya* p.51, H. A. Rivlin, *The Agricultural Policy of Muhammad 'Ali*, p.65.
- 4 Y. Artin, *La Propriété Foncière*, p.129.
- 5 一八五〇年フュームスによってウフダ制度廃止の勅令が公布されたが、この勅令は空文に等しかったという。その他「ウンダ制度の歴史」について以下の文献を参照のこと。Y. Artin, *La Propriété Foncière*, pp.128-33, Ahmad al-Hitta, *tarikh al-zirā'a al-misriya*, pp.49-52, H. A. Rivlin, *The Agricultural Policy of Muhammad 'Ali*, pp.65-6, 'Ali Barakat, *taqawwur al-milkiya al-zirā'iya fi misr 1813-1914 wa aḥar-hu 'alā al-ḥaraka al-siyāsiya*, Cairo, 1977, pp.101-10.
- 6 Y. Artin, *La Propriété Foncière*, p.130, Ahmad al-Hitta, *tarikh al-zirā'a al-misriya*, p.49.
- 7 Y. Artin, *La Propriété Foncière*, p.128, note 1.
- 8 H. A. Rivlin, *The Agricultural Policy of Muhammad 'Ali*, p.66.

- 9 'ムラカー⁴⁴ ¹ ² ³ ⁴ ⁵ ⁶ ⁷ ⁸ ⁹ ¹⁰ ¹¹ ¹² ¹³ ¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ ²⁰ ²¹ ²² ²³ ²⁴ ²⁵ ²⁶ ²⁷ ²⁸ ²⁹ ³⁰ ³¹ ³² ³³ ³⁴ ³⁵ ³⁶ ³⁷ ³⁸ ³⁹ ⁴⁰ ⁴¹ ⁴² ⁴³ ⁴⁴ ⁴⁵ ⁴⁶ ⁴⁷ ⁴⁸ ⁴⁹ ⁵⁰ ⁵¹ ⁵² ⁵³ ⁵⁴ ⁵⁵ ⁵⁶ ⁵⁷ ⁵⁸ ⁵⁹ ⁶⁰ ⁶¹ ⁶² ⁶³ ⁶⁴ ⁶⁵ ⁶⁶ ⁶⁷ ⁶⁸ ⁶⁹ ⁷⁰ ⁷¹ ⁷² ⁷³ ⁷⁴ ⁷⁵ ⁷⁶ ⁷⁷ ⁷⁸ ⁷⁹ ⁸⁰ ⁸¹ ⁸² ⁸³ ⁸⁴ ⁸⁵ ⁸⁶ ⁸⁷ ⁸⁸ ⁸⁹ ⁹⁰ ⁹¹ ⁹² ⁹³ ⁹⁴ ⁹⁵ ⁹⁶ ⁹⁷ ⁹⁸ ⁹⁹ ¹⁰⁰ ¹⁰¹ ¹⁰² ¹⁰³ ¹⁰⁴ ¹⁰⁵ ¹⁰⁶ ¹⁰⁷ ¹⁰⁸ ¹⁰⁹ ¹¹⁰ ¹¹¹ ¹¹² ¹¹³ ¹¹⁴ ¹¹⁵ ¹¹⁶ ¹¹⁷ ¹¹⁸ ¹¹⁹ ¹²⁰ ¹²¹ ¹²² ¹²³ ¹²⁴ ¹²⁵ ¹²⁶ ¹²⁷ ¹²⁸ ¹²⁹ ¹³⁰ ¹³¹ ¹³² ¹³³ ¹³⁴ ¹³⁵ ¹³⁶ ¹³⁷ ¹³⁸ ¹³⁹ ¹⁴⁰ ¹⁴¹ ¹⁴² ¹⁴³ ¹⁴⁴ ¹⁴⁵ ¹⁴⁶ ¹⁴⁷ ¹⁴⁸ ¹⁴⁹ ¹⁵⁰ ¹⁵¹ ¹⁵² ¹⁵³ ¹⁵⁴ ¹⁵⁵ ¹⁵⁶ ¹⁵⁷ ¹⁵⁸ ¹⁵⁹ ¹⁶⁰ ¹⁶¹ ¹⁶² ¹⁶³ ¹⁶⁴ ¹⁶⁵ ¹⁶⁶ ¹⁶⁷ ¹⁶⁸ ¹⁶⁹ ¹⁷⁰ ¹⁷¹ ¹⁷² ¹⁷³ ¹⁷⁴ ¹⁷⁵ ¹⁷⁶ ¹⁷⁷ ¹⁷⁸ ¹⁷⁹ ¹⁸⁰ ¹⁸¹ ¹⁸² ¹⁸³ ¹⁸⁴ ¹⁸⁵ ¹⁸⁶ ¹⁸⁷ ¹⁸⁸ ¹⁸⁹ ¹⁹⁰ ¹⁹¹ ¹⁹² ¹⁹³ ¹⁹⁴ ¹⁹⁵ ¹⁹⁶ ¹⁹⁷ ¹⁹⁸ ¹⁹⁹ ²⁰⁰ ²⁰¹ ²⁰² ²⁰³ ²⁰⁴ ²⁰⁵ ²⁰⁶ ²⁰⁷ ²⁰⁸ ²⁰⁹ ²¹⁰ ²¹¹ ²¹² ²¹³ ²¹⁴ ²¹⁵ ²¹⁶ ²¹⁷ ²¹⁸ ²¹⁹ ²²⁰ ²²¹ ²²² ²²³ ²²⁴ ²²⁵ ²²⁶ ²²⁷ ²²⁸ ²²⁹ ²³⁰ ²³¹ ²³² ²³³ ²³⁴ ²³⁵ ²³⁶ ²³⁷ ²³⁸ ²³⁹ ²⁴⁰ ²⁴¹ ²⁴² ²⁴³ ²⁴⁴ ²⁴⁵ ²⁴⁶ ²⁴⁷ ²⁴⁸ ²⁴⁹ ²⁵⁰ ²⁵¹ ²⁵² ²⁵³ ²⁵⁴ ²⁵⁵ ²⁵⁶ ²⁵⁷ ²⁵⁸ ²⁵⁹ ²⁶⁰ ²⁶¹ ²⁶² ²⁶³ ²⁶⁴ ²⁶⁵ ²⁶⁶ ²⁶⁷ ²⁶⁸ ²⁶⁹ ²⁷⁰ ²⁷¹ ²⁷² ²⁷³ ²⁷⁴ ²⁷⁵ ²⁷⁶ ²⁷⁷ ²⁷⁸ ²⁷⁹ ²⁸⁰ ²⁸¹ ²⁸² ²⁸³ ²⁸⁴ ²⁸⁵ ²⁸⁶ ²⁸⁷ ²⁸⁸ ²⁸⁹ ²⁹⁰ ²⁹¹ ²⁹² ²⁹³ ²⁹⁴ ²⁹⁵ ²⁹⁶ ²⁹⁷ ²⁹⁸ ²⁹⁹ ³⁰⁰ ³⁰¹ ³⁰² ³⁰³ ³⁰⁴ ³⁰⁵ ³⁰⁶ ³⁰⁷ ³⁰⁸ ³⁰⁹ ³¹⁰ ³¹¹ ³¹² ³¹³ ³¹⁴ ³¹⁵ ³¹⁶ ³¹⁷ ³¹⁸ ³¹⁹ ³²⁰ ³²¹ ³²² ³²³ ³²⁴ ³²⁵ ³²⁶ ³²⁷ ³²⁸ ³²⁹ ³³⁰ ³³¹ ³³² ³³³ ³³⁴ ³³⁵ ³³⁶ ³³⁷ ³³⁸ ³³⁹ ³⁴⁰ ³⁴¹ ³⁴² ³⁴³ ³⁴⁴ ³⁴⁵ ³⁴⁶ ³⁴⁷ ³⁴⁸ ³⁴⁹ ³⁵⁰ ³⁵¹ ³⁵² ³⁵³ ³⁵⁴ ³⁵⁵ ³⁵⁶ ³⁵⁷ ³⁵⁸ ³⁵⁹ ³⁶⁰ ³⁶¹ ³⁶² ³⁶³ ³⁶⁴ ³⁶⁵ ³⁶⁶ ³⁶⁷ ³⁶⁸ ³⁶⁹ ³⁷⁰ ³⁷¹ ³⁷² ³⁷³ ³⁷⁴ ³⁷⁵ ³⁷⁶ ³⁷⁷ ³⁷⁸ ³⁷⁹ ³⁸⁰ ³⁸¹ ³⁸² ³⁸³ ³⁸⁴ ³⁸⁵ ³⁸⁶ ³⁸⁷ ³⁸⁸ ³⁸⁹ ³⁹⁰ ³⁹¹ ³⁹² ³⁹³ ³⁹⁴ ³⁹⁵ ³⁹⁶ ³⁹⁷ ³⁹⁸ ³⁹⁹ ⁴⁰⁰ ⁴⁰¹ ⁴⁰² ⁴⁰³ ⁴⁰⁴ ⁴⁰⁵ ⁴⁰⁶ ⁴⁰⁷ ⁴⁰⁸ ⁴⁰⁹ ⁴¹⁰ ⁴¹¹ ⁴¹² ⁴¹³ ⁴¹⁴ ⁴¹⁵ ⁴¹⁶ ⁴¹⁷ ⁴¹⁸ ⁴¹⁹ ⁴²⁰ ⁴²¹ ⁴²² ⁴²³ ⁴²⁴ ⁴²⁵ ⁴²⁶ ⁴²⁷ ⁴²⁸ ⁴²⁹ ⁴³⁰ ⁴³¹ ⁴³² ⁴³³ ⁴³⁴ ⁴³⁵ ⁴³⁶ ⁴³⁷ ⁴³⁸ ⁴³⁹ ⁴⁴⁰ ⁴⁴¹ ⁴⁴² ⁴⁴³ ⁴⁴⁴ ⁴⁴⁵ ⁴⁴⁶ ⁴⁴⁷ ⁴⁴⁸ ⁴⁴⁹ ⁴⁵⁰ ⁴⁵¹ ⁴⁵² ⁴⁵³ ⁴⁵⁴ ⁴⁵⁵ ⁴⁵⁶ ⁴⁵⁷ ⁴⁵⁸ ⁴⁵⁹ ⁴⁶⁰ ⁴⁶¹ ⁴⁶² ⁴⁶³ ⁴⁶⁴ ⁴⁶⁵ ⁴⁶⁶ ⁴⁶⁷ ⁴⁶⁸ ⁴⁶⁹ ⁴⁷⁰ ⁴⁷¹ ⁴⁷² ⁴⁷³ ⁴⁷⁴ ⁴⁷⁵ ⁴⁷⁶ ⁴⁷⁷ ⁴⁷⁸ ⁴⁷⁹ ⁴⁸⁰ ⁴⁸¹ ⁴⁸² ⁴⁸³ ⁴⁸⁴ ⁴⁸⁵ ⁴⁸⁶ ⁴⁸⁷ ⁴⁸⁸ ⁴⁸⁹ ⁴⁹⁰ ⁴⁹¹ ⁴⁹² ⁴⁹³ ⁴⁹⁴ ⁴⁹⁵ ⁴⁹⁶ ⁴⁹⁷ ⁴⁹⁸ ⁴⁹⁹ ⁵⁰⁰ ⁵⁰¹ ⁵⁰² ⁵⁰³ ⁵⁰⁴ ⁵⁰⁵ ⁵⁰⁶ ⁵⁰⁷ ⁵⁰⁸ ⁵⁰⁹ ⁵¹⁰ ⁵¹¹ ⁵¹² ⁵¹³ ⁵¹⁴ ⁵¹⁵ ⁵¹⁶ ⁵¹⁷ ⁵¹⁸ ⁵¹⁹ ⁵²⁰ ⁵²¹ ⁵²² ⁵²³ ⁵²⁴ ⁵²⁵ ⁵²⁶ ⁵²⁷ ⁵²⁸ ⁵²⁹ ⁵³⁰ ⁵³¹ ⁵³² ⁵³³ ⁵³⁴ ⁵³⁵ ⁵³⁶ ⁵³⁷ ⁵³⁸ ⁵³⁹ ⁵⁴⁰ ⁵⁴¹ ⁵⁴² ⁵⁴³ ⁵⁴⁴ ⁵⁴⁵ ⁵⁴⁶ ⁵⁴⁷ ⁵⁴⁸ ⁵⁴⁹ ⁵⁵⁰ ⁵⁵¹ ⁵⁵² ⁵⁵³ ⁵⁵⁴ ⁵⁵⁵ ⁵⁵⁶ ⁵⁵⁷ ⁵⁵⁸ ⁵⁵⁹ ⁵⁶⁰ ⁵⁶¹ ⁵⁶² ⁵⁶³ ⁵⁶⁴ ⁵⁶⁵ ⁵⁶⁶ ⁵⁶⁷ ⁵⁶⁸ ⁵⁶⁹ ⁵⁷⁰ ⁵⁷¹ ⁵⁷² ⁵⁷³ ⁵⁷⁴ ⁵⁷⁵ ⁵⁷⁶ ⁵⁷⁷ ⁵⁷⁸ ⁵⁷⁹ ⁵⁸⁰ ⁵⁸¹ ⁵⁸² ⁵⁸³ ⁵⁸⁴ ⁵⁸⁵ ⁵⁸⁶ ⁵⁸⁷ ⁵⁸⁸ ⁵⁸⁹ ⁵⁹⁰ ⁵⁹¹ ⁵⁹² ⁵⁹³ ⁵⁹⁴ ⁵⁹⁵ ⁵⁹⁶ ⁵⁹⁷ ⁵⁹⁸ ⁵⁹⁹ ⁶⁰⁰ ⁶⁰¹ ⁶⁰² ⁶⁰³ ⁶⁰⁴ ⁶⁰⁵ ⁶⁰⁶ ⁶⁰⁷ ⁶⁰⁸ ⁶⁰⁹ ⁶¹⁰ ⁶¹¹ ⁶¹² ⁶¹³ ⁶¹⁴ ⁶¹⁵ ⁶¹⁶ ⁶¹⁷ ⁶¹⁸ ⁶¹⁹ ⁶²⁰ ⁶²¹ ⁶²² ⁶²³ ⁶²⁴ ⁶²⁵ ⁶²⁶ ⁶²⁷ ⁶²⁸ ⁶²⁹ ⁶³⁰ ⁶³¹ ⁶³² ⁶³³ ⁶³⁴ ⁶³⁵ ⁶³⁶ ⁶³⁷ ⁶³⁸ ⁶³⁹ ⁶⁴⁰ ⁶⁴¹ ⁶⁴² ⁶⁴³ ⁶⁴⁴ ⁶⁴⁵ ⁶⁴⁶ ⁶⁴⁷ ⁶⁴⁸ ⁶⁴⁹ ⁶⁵⁰ ⁶⁵¹ ⁶⁵² ⁶⁵³ ⁶⁵⁴ ⁶⁵⁵ ⁶⁵⁶ ⁶⁵⁷ ⁶⁵⁸ ⁶⁵⁹ ⁶⁶⁰ ⁶⁶¹ ⁶⁶² ⁶⁶³ ⁶⁶⁴ ⁶⁶⁵ ⁶⁶⁶ ⁶⁶⁷ ⁶⁶⁸ ⁶⁶⁹ ⁶⁷⁰ ⁶⁷¹ ⁶⁷² ⁶⁷³ ⁶⁷⁴ ⁶⁷⁵ ⁶⁷⁶ ⁶⁷⁷ ⁶⁷⁸ ⁶⁷⁹ ⁶⁸⁰ ⁶⁸¹ ⁶⁸² ⁶⁸³ ⁶⁸⁴ ⁶⁸⁵ ⁶⁸⁶ ⁶⁸⁷ ⁶⁸⁸ ⁶⁸⁹ ⁶⁹⁰ ⁶⁹¹ ⁶⁹² ⁶⁹³ ⁶⁹⁴ ⁶⁹⁵ ⁶⁹⁶ ⁶⁹⁷ ⁶⁹⁸ ⁶⁹⁹ ⁷⁰⁰ ⁷⁰¹ ⁷⁰² ⁷⁰³ ⁷⁰⁴ ⁷⁰⁵ ⁷⁰⁶ ⁷⁰⁷ ⁷⁰⁸ ⁷⁰⁹ ⁷¹⁰ ⁷¹¹ ⁷¹² ⁷¹³ ⁷¹⁴ ⁷¹⁵ ⁷¹⁶ ⁷¹⁷ ⁷¹⁸ ⁷¹⁹ ⁷²⁰ ⁷²¹ ⁷²² ⁷²³ ⁷²⁴ ⁷²⁵ ⁷²⁶ ⁷²⁷ ⁷²⁸ ⁷²⁹ ⁷³⁰ ⁷³¹ ⁷³² ⁷³³ ⁷³⁴ ⁷³⁵ ⁷³⁶ ⁷³⁷ ⁷³⁸ ⁷³⁹ ⁷⁴⁰ ⁷⁴¹ ⁷⁴² ⁷⁴³ ⁷⁴⁴ ⁷⁴⁵ ⁷⁴⁶ ⁷⁴⁷ ⁷⁴⁸ ⁷⁴⁹ ⁷⁵⁰ ⁷⁵¹ ⁷⁵² ⁷⁵³ ⁷⁵⁴ ⁷⁵⁵ ⁷⁵⁶ ⁷⁵⁷ ⁷⁵⁸ ⁷⁵⁹ ⁷⁶⁰ ⁷⁶¹ ⁷⁶² ⁷⁶³ ⁷⁶⁴ ⁷⁶⁵ ⁷⁶⁶ ⁷⁶⁷ ⁷⁶⁸ ⁷⁶⁹ ⁷⁷⁰ ⁷⁷¹ ⁷⁷² ⁷⁷³ ⁷⁷⁴ ⁷⁷⁵ ⁷⁷⁶ ⁷⁷⁷ ⁷⁷⁸ ⁷⁷⁹ ⁷⁸⁰ ⁷⁸¹ ⁷⁸² ⁷⁸³ ⁷⁸⁴ ⁷⁸⁵ ⁷⁸⁶ ⁷⁸⁷ ⁷⁸⁸ ⁷⁸⁹ ⁷⁹⁰ ⁷⁹¹ ⁷⁹² ⁷⁹³ ⁷⁹⁴ ⁷⁹⁵ ⁷⁹⁶ ⁷⁹⁷ ⁷⁹⁸ ⁷⁹⁹ ⁸⁰⁰ ⁸⁰¹ ⁸⁰² ⁸⁰³ ⁸⁰⁴ ⁸⁰⁵ ⁸⁰⁶ ⁸⁰⁷ ⁸⁰⁸ ⁸⁰⁹ ⁸¹⁰ ⁸¹¹ ⁸¹² ⁸¹³ ⁸¹⁴ ⁸¹⁵ ⁸¹⁶ ⁸¹⁷ ⁸¹⁸ ⁸¹⁹ ⁸²⁰ ⁸²¹ ⁸²² ⁸²³ ⁸²⁴ ⁸²⁵ ⁸²⁶ ⁸²⁷ ⁸²⁸ ⁸²⁹ ⁸³⁰ ⁸³¹ ⁸³² ⁸³³ ⁸³⁴ ⁸³⁵ ⁸³⁶ ⁸³⁷ ⁸³⁸ ⁸³⁹ ⁸⁴⁰ ⁸⁴¹ ⁸⁴² ⁸⁴³ ⁸⁴⁴ ⁸⁴⁵ ⁸⁴⁶ ⁸⁴⁷ ⁸⁴⁸ ⁸⁴⁹ ⁸⁵⁰ ⁸⁵¹ ⁸⁵² ⁸⁵³ ⁸⁵⁴ ⁸⁵⁵ ⁸⁵⁶ ⁸⁵⁷ ⁸⁵⁸ ⁸⁵⁹ ⁸⁶⁰ ⁸⁶¹ ⁸⁶² ⁸⁶³ ⁸⁶⁴ ⁸⁶⁵ ⁸⁶⁶ ⁸⁶⁷ ⁸⁶⁸ ⁸⁶⁹ ⁸⁷⁰ ⁸⁷¹ ⁸⁷² ⁸⁷³ ⁸⁷⁴ ⁸⁷⁵ ⁸⁷⁶ ⁸⁷⁷ ⁸⁷⁸ ⁸⁷⁹ ⁸⁸⁰ ⁸⁸¹ ⁸⁸² ⁸⁸³ ⁸⁸⁴ ⁸⁸⁵ ⁸⁸⁶ ⁸⁸⁷ ⁸⁸⁸ ⁸⁸⁹ ⁸⁹⁰ ⁸⁹¹ ⁸⁹² ⁸⁹³ ⁸⁹⁴ ⁸⁹⁵ ⁸⁹⁶ ⁸⁹⁷ ⁸⁹⁸ ⁸⁹⁹ ⁹⁰⁰ ⁹⁰¹ ⁹⁰² ⁹⁰³ ⁹⁰⁴ ⁹⁰⁵ ⁹⁰⁶ ⁹⁰⁷ ⁹⁰⁸ ⁹⁰⁹ ⁹¹⁰ ⁹¹¹ ⁹¹² ⁹¹³ ⁹¹⁴ ⁹¹⁵ ⁹¹⁶ ⁹¹⁷ ⁹¹⁸ ⁹¹⁹ ⁹²⁰ ⁹²¹ ⁹²² ⁹²³ ⁹²⁴ ⁹²⁵ ⁹²⁶ ⁹²⁷ ⁹²⁸ ⁹²⁹ ⁹³⁰ ⁹³¹ ⁹³² ⁹³³ ⁹³⁴ ⁹³⁵ ⁹³⁶ ⁹³⁷ ⁹³⁸ ⁹³⁹ ⁹⁴⁰ ⁹⁴¹ ⁹⁴² ⁹⁴³ ⁹⁴⁴ ⁹⁴⁵ ⁹⁴⁶ ⁹⁴⁷ ⁹⁴⁸ ⁹⁴⁹ ⁹⁵⁰ ⁹⁵¹ ⁹⁵² ⁹⁵³ ⁹⁵⁴ ⁹⁵⁵ ⁹⁵⁶ ⁹⁵⁷ ⁹⁵⁸ ⁹⁵⁹ ⁹⁶⁰ ⁹⁶¹ ⁹⁶² ⁹⁶³ ⁹⁶⁴ ⁹⁶⁵ ⁹⁶⁶ ⁹⁶⁷ ⁹⁶⁸ ⁹⁶⁹ ⁹⁷⁰ ⁹⁷¹ ⁹⁷² ⁹⁷³ ⁹⁷⁴ ⁹⁷⁵ ⁹⁷⁶ ⁹⁷⁷ ⁹⁷⁸ ⁹⁷⁹ ⁹⁸⁰ ⁹⁸¹ ⁹⁸² ⁹⁸³ ⁹⁸⁴ ⁹⁸⁵ ⁹⁸⁶ ⁹⁸⁷ ⁹⁸⁸ ⁹⁸⁹ ⁹⁹⁰ ⁹⁹¹ ⁹⁹² ⁹⁹³ ⁹⁹⁴ ⁹⁹⁵ ⁹⁹⁶ ⁹⁹⁷ ⁹⁹⁸ ⁹⁹⁹ ¹⁰⁰⁰

三 ハラージュ地における私的土地所有権の確立

1 ムハンマド・アリー統治下における土地保有事情

——登録農民固定制度と納税連帯責任制度——

第一章第二節において、ハラージュ地における私的土地所有権の確立過程に関して、以下の三点を確認した。第一は、ムハンマド・アリーの土地国有政策とは、結局のところ、国家による農民労働力の直接管理政策に他ならず、そのため、政策実施にあたって公布された法令群^{カキメ}は、狭義の土地法としてではなく、農民の身分を拘束するための刑法あるいは行政法としての性格をもっていた、ということである。第二は、こうした国家による立法措置とは別に、当時

においても現実の土地耕作者は、地域共同体の枠内で比較的自立した土地保有をおこなっており、この事実は法レベルにおいて、国家法たるカーヌーンと民衆法たるウルフの対立として現象していた、ということである。そして、第三は、ムハンマド・アリー治世末期に至って、社会経済環境の変化から土地保有の混乱が生じ、エジプト政府はこの事態に対処するため、一八四〇年代以降私的 land 所有觀念の導入によって、それまでの土地国有政策の一部修正を計ったが、このことを法レベルで述べるならば、当時国家法としてのカーヌーンと民衆法としてのウルフとの間の乖離が甚しくなり、そのため、エジプト政府は、それまでの刑法、行政法からなる法体系に代わる新たな立法措置をとらざるをえなくなっていた、ということである。そして、この新たな立法措置こそ、一八四六年の第一土地法公布に始まる一連の土地立法であり、それは、土地耕作者の慣行（ウルフ）に基づく自立的土地保有の現状を法的に追認するという形でなされた。

さて、本章は、以上三点を踏まえたうえで、一九世紀中葉におけるハラージュ地での私的 land 所有確立過程を、ハラージュ地保有者の土地保有關係がその政治的、社会的制約から解放されて、抽象的な land 所有關係として規定されるに至る過程として措定し、それを当時公布された土地關係法令にみられる規定の分析によって跡づけることを目的としている。ここで政治的、社会的制約とは、まず何よりも、イスラム的土地国有觀念に基づいて当時実施された国家の諸政策に帰因する、経済外的強制一般を意味するが、それは、結局のところ、ムハンマド・アリー統治下における、特定村落を原籍地として耕作者をそこに固定させようとした登録農民固定制度と、その徵稅機構における対応物であった、村落単位での納稅連帶責任制度という二つの制度に帰着するよう思われる。事実、この二つの制度は、一九世紀中葉における土地立法において、特定の名称で呼ばれてはいないものの、それがこの二つの制度を念頭

に置いて、しかも、それからの耕作者の解放を目的としていたことは明らかである。また、この二つの制度からの耕作者の解放を跡づけることは、こうした国家の政策に帰因する経済外的強制からの解放を跡づけることになるほか、もう一つの経済外的強制、つまり地域共同体規制からの解放を跡づけることにもなる。なぜならば、後述するように、この二つの制度は、当時の村落共同体慣行をもとに組織されたからである。

ともかく、こうして本章において、ハラージュ地における私的土地所有権の確立過程を、耕作者が登録農民固定制度と納税連帯責任制度から解放される過程として跡づけるのであるが、本題に入る前に、本節において、それはいかなる制度であったのか、また、この制度のもとにありながら展開した慣行ウルクに基づく農民の土地保有、および、こうした慣行ウルクに基づく土地保有を促した社会経済環境の変化とはどのようなものであったのか、以上三点について簡単な解説を加えてみたい。

ムハンマド・フリーは、一八〇五年に政権の座につくや、それまでの土地・税制度であった徴税イムライザーム請負制度を廃止し、農地の国有化を計った。そして、一八一三年から翌年にかけて検地 (tari, takk al-zimam) を実施し、その過程で農民に土地を分与し、彼らを村落ごとに租税台帳 (daftar al-mukallata) に登録した。同時に、分与地の自由な処分を禁じるとともに、それが登録された村落を農民の原籍地 (al-balad al-asli) として彼らをそこに固定させ、また、村落有力者 (mashaykh al-balad) を村役人として組織し、彼らに対して逃散者の追跡を義務づけた。さらに、村落有力者に対して当該村落に課せられた税額の一括納入の責任を、そして、村落住民に対して納税連帯責任を負わせた⁽¹⁾。本稿で登録農民固定制度とは、前者の農民を特定村落に固定させ、彼の自由な移動と土地処分を禁止する制度を指し、納税連帯責任制度とは、後者の一部村民の税滞納 (baqiya, pl. baqāya) を村落有力者の権限で他の村民に強制的

に負担させる制度を意味する。そして、この二つの制度に立脚したムハンマド・アリーの土地・税政策とは、一言で述べるならば、村落を行政、徴税単位として利用しつつ、登録土地保有者と現実の土地耕作者を一致させることによって、個々の農民レベルで納税義務者を把握しようとする政策であったといえる。

ところで、この二つの制度については、以下の諸事実が注意されなければならない。登録農民固定制度については、まず何よりも、農民が村落単位に登録されていたことは明らかなのであるが、個々の農民の保有地が租税台帳において、彼個人の名義で登録されていたのか、あるいは、村落の名義で一括登録されていたのかについて、従来の研究者の間で意見が分かれているということである。すなわち、アーティンは、検地後分与された農民保有地は個々の農民の名義で租税台帳に登録された、と指摘しているのに対して、ペアーはこの指摘を否定し、農民保有地は村落名義で一括登録され、村落内における村民への土地分配、再分配において村落有力者が大きな権限をもっていた、と主張しているのである。そして、ペアーはさらに、農民保有地が個々の農民の名義で租税台帳に登録されるようになるのはサイド（治世一八五四—一六三年）の時代になってからであり、この事実をもって、一九世紀エジプトにおける村落共同体の解体過程の一指標とみなしている。⁽³⁾しかしながら、ペアーがその典拠として挙げている文献はすべて、後代の、それも近代的土地私有権が確立された後の法律家の見解であったり、旅行記にみられる断片的な記述であったりであって、租税台帳そのものでないのみならず、同時代文献でもない。⁽⁴⁾さらに、もしペアーの指摘が正しいとして、それではいつ農民保有地が個人名義によって登録されたかについては、ただサイド治世においてとしか指摘されず、また、それを命じた法令も現在までのところ確認されていない。⁽⁵⁾

ともかく、このように、農民保有地の租税台帳登録の実態は今後の解明に待つしかないとしても、ムハンマド・アリ

1の検地の目的が、個々の農民の保有地を固定し、その境界を明確にすることにあったことは明らかであるように思われる。例えば、一八三〇年に公布された農業法では、土地收穫物を含めた個々の村落住民の財産を尊重すべきことが繰り返し述べられ、また、村民間の土地境界をめぐる争いについて規定した同法律第二条には、明確に、この種の争議は検地台帳 (daftar al-tari) に基づく境界確認によって解決されるべきことが定められている。⁽⁶⁾ さらに、農民保有地の質権設定^{ガシハ}について規定した一八四六年の第一土地法第一条には、ムハンマド・アリーの検地が言及され、それは占有者 (wadi' al-yad) つまり村落住民の名義によってなされた (al-misaha 'ala ism-hu) と述べられている。このように、法令の規定から判断する限り、検地は、個々の農民保有地の境界を固定するために実施された、と考えられる。

従って、当時エジプトの一部の地域、とりわけ、検地の実施が遅れ、また、多くの土地が依然自然灌漑^{バイズン}体系に基づいて耕作されていた上エジプト地方において、土地割り替え慣行がみられたとしても、この事實は、ムハンマド・アリーの検地実施の意図を否定するものではない。すなわち、ペアーはムハンマド・アリー時代における村落共同体慣行の存在を示す事例として、一部の地域における土地割り替え慣行を挙げ、⁽⁷⁾ 事実、農業法第四五条には、彼のこの主張を裏付けるように、村落有力者による土地割り替え行為についての記述がみられる。しかしながら、この条文は、村落に課せられた税額の村落有力者による村民への分配業務に付随してみられたこうした土地割り替え行為を、村落有力者の職権濫用として処罰するために設けられたものである。従って、そこにみられる土地割り替え慣行への言及は、この慣行が当時少なくとも一部の地域において引き続き根強くみられたことを示してはいるものの、農民保有地を固定させようとしたムハンマド・アリーの検地実施の意図を否定するものではない。さらに、検地がこの慣行を廃

止するための措置であったことは、一八五八年のサイド法第一八条の記述からも窺うことができる。すなわち、この条文は土地割り替え慣行に言及しているが、そのなかで、こうした慣行がみられるのは、それまでに検地が実施されなかった村落、あるいは、検地台帳が紛失してしまった村落においてであり、こうした村落については、将来の検地実施までの一時的措置として、土地分割台帳 (*daftar al-tasim*) を作成し、今後は土地割り替えをおこなわず、この台帳に基づいて村落住民は土地を保有すべきことが規定されているのである。

以上、登録農民固定制度について指摘した、ムハンマド・アリーの土地・税政策の意図と従来の村落慣行との関係は、納税連帯責任制度についてもまた指摘することができる。すなわち、村落単位での納税連帯責任制度の存在から、当時における村落有力者層を頂点とした自律的村落共同体の存在を想定してはならない、ということである。確かに、この制度のもとにあっては、村落有力者は課税額の一括納入、および、その村民への分配の責任を負い、また一部村民の税滞納は、他の村民の負担によって村落内で決済された。しかしながら、この制度については、以下の二点があわせ考慮されなければならない。

第一は、納税連帯責任制度は村落レベルにとどまるものではなく、村落レベルで調整できない税滞納については、その納税連帯責任が上位行政区、つまり郡 (*kunhi*) のレベルで課せられた、という事実である。⁽⁸⁾このように、村落単位での納税連帯責任制度は、あくまでも、徴税機構における末端組織として位置づけられていたのである。そして、第二は、土地税は原則として統一的課税基準に基づいて、村民保有地の地味に応じて課税され、そのため、村民の土地税その他諸税の納入情況は、徴税時において徴税人 (*sarraf*) が租税台帳に基づいて各村民に交付した納税受領証明書 (*wird, pl. awrad*) のなかで、個別的に記載されていた、という点である。つまり、その年の収穫高が課税 (納税) 額を

上回る時には、その差額が余剰金 (fa'id, pl. fa'wa'id) として、また逆の場合には滞納金 (Baqiya, pl. baqāya) として記載されたのである。⁽⁹⁾ 従って、例えば一八三〇年の農業法には、村落有力者ならびに徴税人の不公平な、あるいは恣意的な税分配に関する記述が多くみられるが、それらはすべて、彼らの職権濫用として処罰の対象となっており、また、税滞納が原因で村民が逃散した場合、村落有力者は逃散者を追跡し、村に帰還させる責任を負わせられたものの、この逃散についての処罰は、村落有力者がそれに加担していない限り、逃散者本人および彼を保護 (timāya) した者に対して、そして、逃散者が滞納した税額についてのみなされる、という規定がみられる。⁽¹⁰⁾

ともかく、こうして、登録農民固定制度および納税連帯責任制度実施からはっきり窺うことができるのは、村落を行政、徴税単位として利用しつつ、個々の土地耕作者に対して一元の支配を確立しようとする国家の政策意図である。⁽¹¹⁾ しかしながら、現実には、この国家の政策意図が、意図する通りに機能していた訳ではなかった。すなわち、ここでもムハンマド・アリーの一連の土地・税政策において顕著な、国家の政策意図と現実との乖離がみられるのである。そして、この乖離の法的反映こそ、前章で指摘した、カーヌーンとウルフとの乖離現象であるが、それは具体的には、登録農民の慣行^{ウルフ}に基づく土地処分行為としてあらわれた。換言するならば、先述した土地耕作者に対する一元の支配の確立という国家の政策意図は、結局のところ、農業労働力と財源を確保しようとする財政至上主義的国家理念の表明に他ならず、そのため、当時の国家は、現実には、財源が確保される限り、農民の土地保有に直接介入する意図はなく、それを慣行^{ウルフ}のもとに置いた、あるいは、置かざるをえなかった。そのため、ムハンマド・アリーの土地・税政策の原則を確認したうえで、次に問題とされるべきは、この慣行^{ウルフ}に基づく農民の土地保有の実態である。⁽¹²⁾

この点に関して、従来の研究は以下の二点について言及している。第一は、すでに繰り返し指摘しているように、

法的には自由な土地処分行為は禁止されていたにも拘らず、現実の土地耕作者は、慣行ワレハという形で、彼らの保有地を相続し、また、賃貸借、質権設定ガク、さらには売却を通して処分していた、という事実である。⁽¹³⁾ もっとも、こうした土地処分行為は、先述した国家からの規制のほか、村落共同体規制の存在と当時における小さな土地流動性を考える時、村落住民間の処分に限られる場合が多かったと想像される。しかしながら、幾つかの同時代文献は、ムハンマド・アリー統治下においても資本家(capitalist)と称される一群の土地集積者がいたこと、それ故、土地処分行為が村落を越えた規模にまで及んでいたことを報告している。⁽¹⁴⁾

そして、第二は、村落所属地内の多くの無主地が村落有力者の権限によって処分されていた、という事実である。⁽¹⁵⁾ すなわち、国家は、相続資格者を残さず死亡した村落住民の土地、離村者あるいは兵役赴任者によって放置された土地、また、村落内で新たに発見された可耕地の処分について直接干渉せず、それを村落有力者の権限に委せたというのである。事実、例えば一八四六年の第一土地法第二条には、村落有力者の管理下に置かれた離村者の土地を本来の土地保有者、つまり離村者に戻すべきことを定めた規定がみられ、この規定から、当時村落住民が離村する場合、もし村落内に親族あるいはそれに代わる代理人がいなければ、彼らの土地は委託という形で、あるいは事実上、村落有力者の管理下に置かれていたことが推測される。

以上二点に関連して、今後解明が待たれるのは、一八一三年以降実施されたムハンマド・アリーの検地の実態である。なぜならば、これまで、検地に始まるムハンマド・アリーの一連の土地政策は、これ程ドラスティックな改革を経験しなかった他のオスマン・トルコ帝国領アラブ地域と異なる、その後の近代エジプト独自の土地制度史を決定づけた措置として、すべての研究者によって強調されているのであるが、このように強調されているにも拘らず、現在

までのところ、検地台帳、租税台帳その他第一次史料に基づいた、このムハンマド・アリーの検地についての実証的研究は皆無だからである。そのため、検地によって農民に土地が分与されたといわれるが、この措置は、大幅な土地再分配を伴ったものなのか、あるいは、土地耕作者レベルの現実の土地保有関係をそのまま追認しただけであったのか、また、各農民に分与された土地の面積はどれ程であり、さらに、土地分与の対象とされた農民とは、すべての成年男子であったのか、あるいは、家族 (family) の長であったのか、等全く基本的な事実関係についてでさえ不明な点が多い。また、こうして分与された土地が、租税台帳において被分与農民個人の名義で登録されたのか、あるいは、村落の名義で一括登録されたのかについてさえ研究者の間で一致がみられないことは、先に指摘した通りである。

こうした諸点の解明は今後の研究に待つとして、ともかくここで確認すべきは、ムハンマド・アリー治世初期からすでに、国家の政策意図と現実との乖離が広くみられた、という事実である。そして、その理由は大略以下の二つであった、と考えられる。第一は、その実態は必ずしも明らかではないものの、それまでの村落共同体慣行の根強い存続である。⁽¹⁸⁾ 次いで、第二は、当時のムハンマド・アリーの弱い権力基盤からいって、彼の権力は村落レベルにまで及ばず、その結果、村落行政において、彼は村落有力者層に頼らざるをえなかった、という事実である。確かに、ムハンマド・アリーは、村落有力者層を行政末端機構に組み込む際、任命および解任の権限を上位行政機関に置くなどして、彼らに対して上からの厳しい規制を加えてはいる。⁽¹⁹⁾ しかしながら、いわば征服王朝に近い形で建設されたムハンマド・アリー王朝にとって、村役人として頼れる層は、ユダヤ人、コプト系キリスト教徒など少数民族を除けば、従来の村落有力者層しかなく、農村統治において、彼らを頂点としたそれまでの村落共同体を行政、警察、徴税単位として組織し、利用せざるをえなかった。このことは、村落有力者に対して、村落所屬耕地の四あるいは五パーセントが

「村長職免稅地」(Katyan al-masmihi)として与えられた事實に象徴的に示されている。そして、この免稅地がその後における村落共同体慣行残存の温床となったことは、この種の土地を廢止することを命じた一八五八年の勅令の内容をみることによって分かる。すなわち、この勅令に従えば、マスマーハ地廢止の理由は、村落有力者が村落住民をこの土地で強制耕作させるなど、彼らの職権を濫用すること甚だしかったことであつた。⁽²⁰⁾

こうして、ムハンマド・アリーの土地政策が現実には十分機能しなかつた背景には、従来の村落共同体慣行と、それを末端行政機構として利用しつつ、村落住民に対して一元的支配を及ぼそうとする國家の政策意図との間の對抗依存關係があつたと考えられる。そして、この關係を端的に示しているのが、村役人としての村落有力者の職務内容を定めた一八三〇年の農業法の規定内容である。すなわち、ここでは、村落有力者の同じ行為が、一方では國家的観点から、村民に対する職権濫用として、他方では村民的観点から、國家權力に対する私的保護 (himaya) としてあらわれているのである。⁽²¹⁾従つて、こうした村落共同体慣行の根強い存続は、國家の政策実施にあつて一つの障害とはなつたものの、政策変更をもたらす程の障害ではなかつた。ムハンマド・アリー治世末期におけるエジプト土地政策の修正をもたらした原因は、こうした前代からの遺制の残存ではなく、当時進行しつつあつた社會經濟環境の変化であつた。

この社會經濟環境の変化とは、言うまでもなく、一八四〇年代を境としたムハンマド・アリーの全産業に亘る独占体制の崩壊と、自由主義的經濟体制への移行である。そして、この社會經濟体制の一大変革は、さまざまな国内要因、および、一八四〇年のロンドン条約に象徴される西歐列強の圧力、つまり、エジプト社會の世界資本主義体制との邂逅という對外的要因に基づいており、この体制變革の原因を探ること自体が一つの大きな研究テーマである。従

つて、ここでは、こうした諸要因のうち、一九世紀中葉において公布された土地関係法令の規定から窺うことができ、以下の二つの国内要因に言及するにとどめざるをえない。この二つの国内要因とは、第一に、土地に対する労働力の相対的稀少性であり、第二に、商品作物、とりわけ綿花栽培の普及である。

一九世紀前半のエジプトは人口過密な国家ではなく、当時における第一の農業問題は、現代とは全く対照的に、農業労働力の不足であった。そして、この農業労働力不足は、ムハンマド・アリーによる公共事業、兵役、国営工場のための過度な農民徴発と、こうした徴発と重税を嫌っての農民の逃散現象の多発によって一層深刻となった。

ところで、こうした農業労働力の不足現象を、エジプト土地法体系への私的 land 所有觀念の導入による土地国有政策の修正をもたらした要因として挙げることについては、少し説明が必要であろう。なぜならば、本章では、農民の自由な土地保有を制約する経済外的強制として登録農民固定制度と納税連帯責任制度という二つの制度をとり挙げ、農民保有地における私的 land 所有権の確立過程をこの二つの制度から農民が解放される過程、換言するならば、彼らが国家による農民土地繫縛政策から解放される過程として跡づけることを目的としているのであるが、もし当時労働力不足が深刻な事態となっていたとするならば、国家の農民土地繫縛への要請は減少するどころか、かえって増大すると考えられるからである。

確かに、当時国家は、農業労働力不足に直面して、新たな検地の実施による土地国有制の再強化という手段に訴えることもできたかもしれない。しかしながら、ここで想起すべきは以下の二点である。第一は、当時における国家の関心は、農業労働力の不足現象自体というよりは、それが背景となって生じた土地保有の混乱と、その結果生じた納税義務者の不明瞭化による財政収入の減少であった、と考えられることである。また、第二は、ムハンマド・アリー

の農民土地繫縛政策とは、結局のところ、作付強制、作物の公定価格での強制買上げを通して、国家が農業部門からの利益を独占的に取得する農業国家独占政策実施のためにとられた手段に他ならなかったが、この農業独占体制は、西欧列強の圧力による一八四〇年のロンドン条約締結によって、当時廃止を余儀なくされていた、ということである。そのため、たとえ国家が土地国有制の再強化という手段に訴えても、それは、農業部門からの財政収入の増加を約束するものではなかった。こうして、新たな土地政策としてとられたのが、一方では、土地授与、とりわけ王朝一族への土地授与の増大と徴税請負制度の復活であり、他方では、私的土地所有觀念の導入による土地国有政策の修正であった。すなわち、土地国有政策の修正によって、当時農民は国家の土地繫縛政策から解放されたとしても、この事實は決して、彼らが領主あるいは地主の土地繫縛圧力から解放されたことを意味しなかった。事実、前章第二、三節で指摘した如く、王朝一族所領および徴税請負地において、農民に対する土地繫縛圧力は強まり、また、一般農民保有地における私的土地所有觀念の導入が、農民の土地喪失と地主・小作関係の強化を導いたことは、本章および次章で指摘する通りである。

一九世紀中葉における土地関係法令の規定から窺うことができる、土地国有政策の修正をもたらしたもう一つの国内要因は、商品作物、とりわけ綿花栽培の普及である。ところで、こうした商品作物栽培の普及が耕作者に対して利潤動機を与え、その結果土地の流動性が高まるということは、誰しも予想しえるところであらう。しかしながら、こうした事態が本格的に進展したのは、自由主義的経済体制下に置かれた一九世紀後半、とりわけ一八六〇年代前半のアメリカ南北戦争に帰因した綿花ブーム以降であり、⁽²³⁾一九世紀前半にあっては、事態は異なっていた。

すなわち、この時期については、以下の二点が留意されるべきである。第一は、農民はしばしば当局の目を盗んで

商人と直接取引をする場合があったとはいへ、⁽²⁴⁾当時エジプトはムハンマド・アリーの農業国家独占体制下に置かれていたために、彼らの収穫物のほとんどは、指定価格によって国家に強制的に買上げられていた、ということである。そして、第二は、綿花をはじめ商品作物のほとんどは夏作物であり、夏作物の栽培のためには、夏運河建設による通年灌漑体系の完備という莫大な設備投資を必要とした、ということである。以上二点から分かるように、一八二〇年代に開始される綿花栽培の導入および普及は、国策として初めて可能であった。そのため、当時エジプト政府は、夏運河建設によって通年灌漑体系の整備を勢力的に推し進める一方、開墾奨励策として、こうして耕作可能地となつていった^{アラブ}荒蕪地を、種々の税制上および所有権上の特権を付与して、王朝一族、^{サリヤ}高級官僚等に授与していった。同時に、種子、資金の前貸しなど綿花栽培奨励策が実施されたが、そのなかには、揚水車建設費を賄うことのできない農民の土地を強制的に没収し、それを建設費を賄うことのできる他の農民の管理下に置くという、農民の土地保有に直接介入する措置も含まれていた。⁽²⁵⁾こうした綿花栽培奨励策が、農民の土地繫縛によって登録土地保有者と現実の土地耕作者との一致を計ろうとする当時のエジプト政府の土地国有政策と、相容れないことは明らかである。すなわち、確かに商品作物栽培の普及が土地の流動性を高めたとしても、それは、少なくとも一九世紀前半においては、国家の関与なしには生じえなかった。換言するならば、ムハンマド・アリーの農業国家独占体制自体のなかに、土地国有政策の修正を促す要因が含まれていたのである。

1 拙稿「一九世紀前半のエジプト土地・税制度」六九頁、「Egyptian Village Community」, pp.184-193.

2 正確には 'chaque cultivateur en âge de travailler' とある。Y. Artin, *La Propriété Foncière*, p.89.

3 G. Baer, "The Dissolution of the Village Community", in *Studies in the Social History of Modern Egypt*, p. 22.

- 4 さなみたてンノ一は著名な法律家 M. K. Moursy の *De l'Etendue du Droit de Propriété en Egypte*, Paris, 1914, p. 104. とみられぬ “……enregistrées au nom des communes” という表現を指摘しているが、上記著作のフランス語版では、*de M. K. Mursi, al-miktya al-'aqariya fi misr wa tatawwur-hā al-tārikhi min 'ahd al-farā'ina hatā al-'an*, Cairo, 1936, p.75. における当該箇所の表現は、 “al-arādi al-mazrū'a aw al-qābila li al-zirā'a rubīyat zimām⁹ li al-nawāhi” 「耕作地あるいは可耕地は、村落の所属地として登録された」である。つまり、そこでは、耕地が徴税単位である村落ごとに登録されたという事実が指摘をされているだけであり、耕地片の登録が問題になっっているのではない。
- 5 もしンノ一の見解が正しいとするならば、それは、一八五三—一九年にサイドによって実施された検地を通してであろう。マントン・ブリー治世以後の検地については、以下の文献を参照のこと。H. G. Lyons, *The Cadastral Survey of Egypt 1892-1907*, Cairo, 1908, pp. 68-76, Y. Artin, *La Propriété Foncière*, pp. 303-24, J. Hunain, *al-alyān wa al-darā'ib*, pp.113-18.
- 6 以下、一八三〇年の農業法について多く言及するが、この法律の英文による翻訳が拙稿 “Egyptian Village Community” pp. 195-211 にならうと試みられているところから、当該箇所を逐一註ぶものとして指摘することはしない。
- 7 G. Baer, “The Dissolution of the Village Community”, p.22.
- 8 J. Bowring, *Report on Egypt and Candia*, London, 1840, p.15, H. A. Rivlin, *The Agricultural Policy of Mahammad 'Ali*, p.117.
- 9 Ahmad al-Hitta, *tārikh al-zirā'a al-misriya*, p. 70.
- 10 農業法第十五条。
- 11 この点に関して注目すべきは、納税連帯責任制度が家畜など村民財産の処分を監視する制度としても機能した、と思われることである。拙稿 “Egyptian Village Community”, p.190.

- 12 一九世紀中葉の土地関係法令にみられる当時の土地保有慣行については、本稿第四章第一節において指摘する。
13 この点を強調してゐるのはリブリンである。H. A. Rivlin, *The Agricultural Policy of Muhammad 'Ali*, pp. 23-4, 73-4.

14 J. Bowring, *Report on Egypt and Candia*, pp. 16, 45.

15 Y. Artin, *La Propriété Foncière*, p. 276, 280.

16 リブリンは、農民一人あたりに分与された土地面積が三―五フェェダーンであったと指摘しているのはアーティン一人であり、その他の史料には現われないことから、この数字について疑問を呈してゐる。cf. Y. Artin, *La Propriété Foncière*, p.

89, H. A. Rivlin, *The Agricultural Policy of Muhammad 'Ali*, chap. III, note (34).

17 註(2)で指摘したように、アーティンによれば、耕地分与の対象となつたのは、*chaque cultivateur en âge de travailler*である。しかるに、彼の著作の英訳は、*chaque cultivateur* を *each family* と訳してゐる。cf. 前註で掲げた文献。
なお、当該箇所のアラビア語訳 (Y. Artin, *al-ahkam al-mar'iyā fi sha'n al-arādi al-misriya*, Cairo, 1306 A. H., p. 47) は、*kull fallāh kāna qādiran 'alā al-shughl* である。

18 第一次史料に基づく、オスマン・トルコ時代のエジプト村落社会研究は、現在までその緒をついたばかりである。cf. 'Abd al-Rahim, *al-ṭīf al-misri fi al-qarn al-thamin 'ashar*, Cairo, 1974.

19 農業法第八条 J. Bowring, *Report on Egypt and Candia*, p. 121.

20 マスムーハ地 (*aiyān masmūh al-mashākh, aiyān masmūh al-masāba*) については、拙稿「一九世紀前半のエジプト土地・税制度」七五―六頁を参照のこと。

21 拙稿「Egyptian Village Community」, pp. 193-5.

22 リブリンは、ムハンマド・アリー治世末期における、多くの耕地を土地授与と徴税請負を通して王朝一族の直接管理下に置

こうとした一連の政策を、農業国家独占体制の崩壊による財政収入の減少を実質的に回避するための措置であったと解釈している。こうしたリブリンの見解は、石田氏の以下の文献において簡潔に整理されている。石田進『帝国主義下のエジプト経済』御茶の水書房、一八七四年、一四三―一五二頁。

23 第二章第二節、註(7)で指摘したように、一八六〇年代以降、公定価格での売却が、耕地、荒蕪地分配、再分配における一般的手段となっていく。この事実は、明らかに、当時における土地需要の増大を示している。

24 H. A. Rivlin, *The Agricultural Policy of Muhammad 'Ali*, p. 186, E. R. J. Owen, *Cotton and the Egyptian Economy 1820-1914*, Oxford Univ. Press, 1969, p. 67.

25 E. R. J. Owen, *Cotton and the Egyptian Economy*, p. 29.

26 第一土地法第四条 H. A. Rivlin, *The Agricultural Policy of Muhammad 'Ali*, p. 74.

2 ハラージュ地における私的土地所有観念の導入

前節において、ハラージュ地における私的土地所有観念の導入が、ムハンマド・アリー治世末期に生じた土地保有の混乱、すなわち、登録土地保有者と現実の土地占有・耕作者の乖離を整理し、再び納税義務者を明確に把握するためにとられた措置であったことを指摘した。ところで、一九世紀中葉における土地関係法令において、離村者(*buta-sahlin*)問題が大きなテーマの一つとして扱われている。そして、この一群の離村者規定について注目すべきは、そこで扱われている離村者とは、文字通り実際に村落から逃散あるいは離村し、土地を放置した者にとどまらず、村落内に居住しているも、何らかの理由によって自分の土地を他人の管理下に委ねざるをえなかった者をも意味している

ことである⁽¹⁾。また、そこで問題となっているのは、離村者によって村落内に放置された土地の保有権をめぐる離村者と現実の土地占有者との間の争議であるところから、この離村者が土地を放棄して、永久に村落を去った者を意味しているのではないことは、明らかである。すなわち、一群の離村者規定が対象としているのは、前節で指摘した、当時広くみられた登録土地保有者と現実の土地占有者の乖離という土地保有の混乱であった、と考えられる。そのため、一九世紀中葉における土地関係法令、とりわけ一連の土地法のなかで、この離村者問題が大きなテーマの一つとして扱われ、また、こうした一群の離村者規定のなかで、ハラージュ地に対して私的土地所有觀念が導入されていったことは、けだし当然である。そして、そこにみられる私的土地所有觀念導入措置とは、結論的に述べるならば、取得時効規定を設けることによって、土地保有権の登録土地保有者から現実の土地占有者への移転を承認することであった。

さて、特定村落を農民の原籍地 (al-Balad al-asi) として彼らをそこに固定し、自由な移動と土地処分を法的に禁止することによって、登録土地保有者と現実の土地占有者との一致を計ろうとしたムハンマド・アリーの土地国有政策においては、たとえいかに長年に亘って土地を事実上占有していても、その保有権が登録土地保有者から現実の土地占有者へ移転する可能性のないことは、自明である。すなわち、登録土地保有者が彼らの保有地 (aṭṭar) を長年に亘って放置した場合でも、また、慣行^{ウッル}に基づく自発的な土地処分行為を通じて、彼らの保有地が第三者の占有下に置かれた場合でも、国家が土地保有権の移転を承認しない限り、登録土地保有者が、依然として当該地の権利上の保有者 (sāhib al-aṭṭar, ḥāb al-aṭṭar) であり続けた。こうした、現実の土地占有状態とは無関係に、土地の保有権の帰属を明確にするために、登録土地保有者は、しばしば法令のなかで、「本来の」(asi) という形容詞をつけられて、「本来の土地保有者」(sāhib al-aṭṭar al-asi) と呼ばれている。他方、彼らに代わって当該地を現実^{アサリ}に占有している者は、たと

えそれが事実上の土地処分行為に基づいている場合であっても、法的には一律、当該地の一時的占有者 (wāḍī' al-yaḍ) として扱われた。事実、ハラージュ地における私的土地所有権確立過程の端緒とされる一八四六年の第一土地法においても、以上の如き、現実の土地保有事情とは無関係な、登録土地保有者の土地に対する権利の確認がみられる。すなわち、離村者について規定した同法律第二条には、登録土地保有者が何年土地を放置していても、彼がその再取得を望みさえすれば、土地は彼に戻される、と定められているのである。

ところで、この第一土地法第二条の規定について、幾人かの研究者は、これを逃散農民への帰村の呼びかけである、と解釈している。⁽²⁾ 確かに、逃散現象の多発に直面した政府が、逃散者の帰村を促すために、彼らの法的土地保有者としての資格を改めて確認した、ということとは考えられる。しかしながら、ここで注目すべきは、同条文は、離村者によって放置された土地のみならず、村落有力者の管理下に置かれた土地、また、揚水車建設費を賄えないという理由から、国家によって強制的にそれを賄える第三者に管理を委託された土地についても言及し、これらすべての土地を現実の占有者から「本来の土地保有者」へ返還すべく命じていることである。すなわち、この条文の規定から確認すべきは、まず何よりも、登録土地保有者と現実の土地占有者の乖離という土地保有の混乱に直面しながらも、エジプト政府は、一八四六年の第一土地法公布時点では、それを登録土地保有者の法的土地保有者としての資格を再確認することによって整理しようとして試みていること、換言すれば、当時のエジプト政府は、離村者規定にみる限りでは、依然としてそれまでの土地国有政策に固執している、という事実である。しかるに、一八五四年の第二土地法において、この登録土地保有者の法的土地保有者としての資格は、制限されるに至った。すなわち、この法律によって取得時効規定が設けられ、離村者、つまり登録土地保有者が一五年以上に亘って土地を放置するならば、離村者には土

地再取得の権利はなく、土地は現実の土地占有者の保有下に入る、とされたのである。⁽³⁾

そして、第三土地法にあたる一八五八年のサイド法第七条において、この一五年という時効期間は五年に短縮された。そのため、過去五年以上に亘って土地を放置した離村者は土地再取得権を失ったのであるが、さらにこの条文は、こうした過去の離村者については別に、今後の離村者についても言及し、村落住民が離村を望む場合には、五年以内の期間に限りそれを認めるが、その際当局にその旨を報告し、同時に、離村期間において土地耕作にあたる彼の代理人を任命すべきこと、そして、この義務を怠るならば、彼の保有地は国家によって没収、処分される、と規定している。つまり、この条文は、今後の離村者に対して新たな付帯義務を課すことによって、事実上、登録土地保有者から現実の土地占有者への土地保有権の移転を容易ならしめているのである。

さらに、エジプト政府は、一八六五年一月四日付の勅令で、サイド法における上記代理人規定を踏襲しているものの、その条件を厳しくし、認可する離村期間を五年から三年に短縮した。すなわち、この勅令に従えば、たとえ代理人を任命していても、三年以内に帰村しなければ、離村者の土地は代理人、つまり現実の土地占有者の名義で租税台帳に登録される、と定められているのである。⁽⁴⁾

ともかく、こうして、離村者についての一連の規定から窺うことができるのは、離村者に仮託された登録土地保有者から彼の法的土地保有者としての資格を剝奪していく過程、換言すれば、ムハンマド・アリーの土地国有政策における基本原則、つまり、登録土地保有者と現実の土地占有者とを一致させる、という原則を否定していく過程である。そして、エジプト政府は、こうした離村者についての一連の措置とは別に、よりドラスティックな形でこの過程を押し進めた。すなわち、サイド法公布に先立つ一八五四年、一八五五年、一八五六年に公布された三つの勅令によ

って、耕作者は、彼の保有地のうち、耕作と納税の義務履行が可能な土地のみを保有し、それが不可能な土地については、それを自らの意志によって放棄するか否かを選択できること、そして、こうして放棄された土地 (al-tarhan al-maruka) は、国家の管理下に置かれ、勅令によってそれを望む者に与えられる、と規定されたのである。⁽⁵⁾

そして、この規定はサイド法第二二条によって確認されているが、この条文ではさらに、一度土地を放棄した耕作者は再びそれを取得すべく申請することはできない、と定められた。こうして、一連の放棄地に関する立法によって、エジプト政府は、それまでただ単に国家に対する耕作および納税の義務関係としか規定されてこなかった耕作者と土地との関係において、自由意志の概念を導入し、まがりなりにも、耕作者の土地に対する主体的権利を認めることとなった。ただし、この放棄地に関する規定は、一八六五年一月一四日付の勅令によって廃止された。⁽⁶⁾ そのため、一八七五年に公布された修正サイド法では、サイド法第二二条は削除されている。⁽⁷⁾

さて、以上離村者と放棄地、とりわけ前者に関する規定の変遷から知りうる事実は、一九世紀中葉に至って、観念的なハラージュ地保有権が姿を整えた、ということである。ムハンマド・アリーの土地国有制度下における、ハラージュ地保有をめぐる法環境の特徴は、一言で述べるならば、権利上の土地保有と事実上の土地保有、つまり土地占有 (wad' al-yad) の未分化であった。すなわち、そこでみられるのは、一方では、現実の土地保有状態とは無関係に登録された、土地の特定個人への帰属であり、他方では、こうした帰属とは無関係に展開された土地占有であった。そして、こうした権利上の土地保有と事実上の土地保有をつなぐものは、国家による一方的な土地保有権の移転の承認でしかなかった。そのため、極言するならば、当時において、耕作者の土地に対する権利関係としての土地保有権など存在していなかった、といえる。そして、こうした法環境が生じたのも、第一章第二節で論じた如く、当時、

土地国有原則に基づく国家の財政至上主義的理念が表明されるだけで、狹義の土地立法がなされず、土地保有關係が、一方では、刑法あるいは行政法という形で農民の労働力管理立法によって、他方では、民衆法としての慣行によって、律せられていたからであった。しかるに、一九世紀中葉における土地立法によって、取得時効規定が設けられるや、權利上の土地占有、つまり土地占有權 (haqq waḍ' al-yaḍ) が成立し、これを介して、国家權力とは一応独立した形での、事実上の土地保有から權利上の土地保有への移行の道が開かれた。そして、この取得時効規定に準拠して取得されたハラージュ地保有權を介した、耕作者と土地との關係は、それまでとは異なり、抽象的な關係たらざるをえなかった。

このことを象徴的に示しているのが、サイド法以降、ハラージュ地保有者と土地との關係を表現する言葉として、アサリヤという単語が用いられるようになったことである。すなわち、すでに指摘した如く、ムハンマド・アリーの土地国有制度下において、登録土地保有者の保有地はアサル (athar) と呼ばれていたが、サイド法以降、ハラージュ地保有者と土地との關係は、この普通名詞アサルを抽象名詞化したアサリヤ (athariya) という単語で表現されるようになり、ここに、土地私有權 (haqq al-milkīya) とは区別される、ハラージュ地保有權 (haqq al-athariya) が姿を整えた。

こうして、ムハンマド・アリーの土地国有制度下においては、ハラージュ地保有者 (shahib al-athar) とは、一八一三年以降の検地の際、耕地 (athar) を分与され、村落単位で租税台帳に登録された農民を意味したのに対し、一九世紀中葉以降における shahib al-athar とは、こうした登録土地保有者という意味を失い、——例えは、サイド法には、「本来の土地保有者」 (shahib al-athar al-asli) とどう表現はみられるもの、ムハンマド・アリーの検地に対する言

及は一切みられない——ハラージュ地保有権の保持者という意味に変化している。すなわち、ここでは、ハラージュ地保有者と土地との関係は、アサルという普通名詞で象徴される土地保有関係とは異なり、抽象的なハラージュ地保有権を介した、近代法におけるが如く、観念的な関係として規定されているのである。

そして、この関係を成文化した規定こそ、サイド法第五条にみられる、「ハラージュ地占有者 (kull man kanat tabt^h yad-hu atyān min al-arādi al-mirya al-kharāiya) で、その占有地が彼の名義で租税台帳に登録され、五年以上の期間それを占有し (wādi' yad-hu) 国家に土地税 (kharāi) を支払っている者については、彼からその占有地を取りあげることほできない」という規定であった。ところで、この規定にみられる五年という期間は、同条文自らが指摘しているように、慣行にみられた年数の採用であった。そのため、この規定は、一見する限りでは、当時における農民の土地保有慣行を追認し、成文化したものにすぎない。しかしながら、ここで忘れてはならないのは、ムハンマド・アリーの土地国有制度下においては、ハラージュ地保有者の土地に対する関係は、あくまで彼らの国家に対する耕作および納税の義務関係のなかでしか捕えられておらず、それ故、当時の国家にとってこの土地保有慣行は、「耕作者が五年間に亘り土地耕作と納税の義務を履行しないならば、彼の保有地は国家に没収される」という形で、ハラージュ地の土地保有関係に対する国家の介入権を表明する土地国有原則の枠内においてのみ意識されていた、ということである。しかるに、このサイド法第五条の規定において初めて、この農民の土地保有慣行が耕作者の土地に対する権利関係として意識され、国家法として成文化されたのである。従って、そこにみられる五年という年数が、サイド法の離村者規定において、土地保有権の離村者から現実の土地占有者への移転を認めるために設けられた取得時効期間の年数と同じであることは、決して偶然ではない。こうして、離村者の放置地に対する取得時効規定の設定

と一対となって、観念的なハラージュ地保有権が姿を整えたのである。

以上、ハラージュ地における私的土地所有観念の導入過程を、ムハンマド・アリーの土地国有政策の基本原則、つまり、登録土地保有者と現実の土地占有者とを経済外的強制によって一致させ、個々の農民のレベルで納税義務者を把握しようとする原則が否定される過程として、いわばエジプト政府の政策的観点から跡づけてきた。しかしながら、この過程がとりもなおさず、エジプト政府による登録農民固定制度の放棄の過程でもあったことは、ここで改めて指摘するまでもないであろう。

1 第一土地法第二一条の叙述を参照のこと。

2 石田進『帝國主義下のエジプト経済』一四〇頁 K. M. Cuno, "The Origins of Private Ownership of Land in Egypt: A Reappraisal", p. 267.

3 第二土地法の全文を再録した文献はない。しかしながら、ハラージュ地に関する条文については、その完全収録に近い解説が、以下の文献にみられる。Ahmad al-Hitta, *tarkh misr al-ighisadi fi al-qarn al-tasi' ashar*, Cairo, 1958, pp. 83-6. 本文の当該箇所は、上記文献の八四頁である。

4 *lā'ihat al-alyān*, 3rd ed., Cairo, 1301 A. H., pp. 20-1, また一八七八年の代議員議會 (majlis shūrā al-nuwwāb) 決定を再録した以下の文献を参照のこと。A. R. al-Rafī'i, *'asr ismā'īl*, Vol. 2, Cairo, 1948, p. 158.

5 Y. Artin, *La Propriété Foncière*, pp. 283-4, J. Hunain, *al-alyān wa al-darā'ib*, p. 223.

6 Y. Artin, *La Propriété Foncière*, p. 288, J. Hunain, *al-alyān wa al-darā'ib*, p. 223.

7 修正サイード法とは、一八七五年の混合裁判所設置法 (*lā'ihat al-mahakim al-mukhtalata*) 第三六条における、当時有効であった土地に関する法律を刊行すべき旨の規定に従い、同年、サイード法全二八条が大幅に削除された形で、全一五条か

らなる新たな土地法として公布された法律である。サイド法の削除されなかった条文、つまり修正サイド法として残された条文については、本稿末尾に掲載する付録(三)サイド法翻訳において指摘するところから、以下、修正サイド法についての言及に際して、逐一註でもってその当該箇所を指摘することはない。

8 もっとも、アサリーヤ地 (al-alyan al-atharyā)、つまりハラージュ地という表現から分かるように、サイド法以前にも、アサリーヤという単語が形容詞として使用されてはいた。しかしながら、この単語が農民と土地との関係を示す独立した名詞として使われるようになるのは、サイド法以後のことであった。

3 ハラージュ地保有権の法構造

前節において、一九世紀中葉の土地立法によって、ハラージュ地保有農民の土地に対する関係が、観念的なハラージュ地保有権を介しての抽象的な権利関係として規定されるに至ったこと、そして、それは、取得時効概念の導入による土地保有権の登録土地保有者から現実の土地占有者への移転を認めるという形でなされたこと、を指摘した。ところで、以上の事實は、当時のエジプト政府が、登録土地保有者と現実の土地占有者の乖離という土地保有の混乱に直面して、現実の土地保有状態を法的に追認せざるをえなかったことを示している。従って、前節で指摘した一連の措置と並んで、エジプト政府が、当時の土地保有の混乱をもたらした原因の一つ、すなわち、慣行^{ウッル}に基づく土地処分行為を追認していったことは、けだし当然である。事実、一八四六年の第一土地法以降、土地処分権、相続権が順次ハラージュ地に対して付与されていった。しかしながら、この過程についてはすでに別の機会において跡づけたところから、⁽¹⁾ここではそれを繰り返さず、ただ次の一点を指摘するにとどめる。すなわち、それは、こうした土地処分権、相

続権の成文化が、処分、相続に際しての文書作成義務を併っていた、ということである。換言するならば、私的土地所有觀念の導入が土地保有の混乱を整理し、再び納税義務者を明確に把握することを目的としていた以上、農民の自由な土地処分、相続を認める条件として、土地保有権の移転を把握するため、処分、相続に際して文書作成とその登録を義務づけ、同時に、土地登記制度を整備する必要があった、ということである。⁽²⁾

さて、本節は、このように土地処分権、相続権を付与されながらも、一九世紀末期に至るまで、依然として国家所有地と規定され続けたハラージュ地の保有権の法構造を分析することを目的としている。しかしながら、その前に、当時広くみられた土地保有慣行^{ワルッ}の実態を、一九世紀中葉における土地関係法令の規定から探ってみたい。なぜならば、これら一連の法令が当時の土地保有慣行を法的に追認するという性格をもっていた以上、そこにはこうした慣行が反映している筈であり、それを分析することによって、エジプト政府による土地保有慣行の追認過程を最も良く跡づけることができる、と考えられるからである。また、こうした作業を試みることは、一九世紀前半および中葉における土地保有慣行に関する、第一次史料に基づいた実証的研究が皆無に近い学界現状において、今後それを解明するための指針を提供することにもなる。そして、ここで取りあげる土地保有慣行とは、ガールカ⁽³⁾(Gharaka)と呼ばれた質権設定契約と、ムシャーラカ⁽⁴⁾(musharaka)と呼ばれた土地耕作契約である。

ガールカとは、文書⁽³⁾(huja)作成を待つて成立する土地を担保にした債務契約であるが、債務弁済までの期間、債権者は当該地を占有下に置き、そこでの利益を自由に享受しえたところから、あえてこれを定義すれば、質権設定に相当する契約行為である。⁽⁴⁾しかしながら、この契約行為が現実において果たした役割は、こうした質権設定にとどまるものではなかった。なぜならば、契約時において、質権設定者は土地から追剥される必要はなかったであろうし、

契約当初から質流れを目的とするならば、この契約行為は事実上の土地売却を意味したであろうからである。要するに、ガールーカという契約行為は、農地の所有権 (haqq al-raqaba) を国家に帰属させ、耕作者による所有権の移転を禁止したイスラム的土地国有制度下において、移転する権利を用益権 (haqq al-isthara) と言いくるめることによって、事実上の土地処分行為を可能にさせるために取られた、一種の法テクニクであった。⁽⁵⁾ そのため、それが現実において果たした役割は、時代と環境によって異なったものとなったであろう。

以上の叙述から分かるように、ガールーカは、一般農民にとって、まず何よりも、一時的に必要なとなった資金を調達する手段であった、と考えられる。とりわけ、村落共同体規制が強く、土地の流動性が低い時代、地域にあっては、それはただ単に、債務弁済までの一時的な土地管理の委託として意識されていたであろう。⁽⁶⁾ しかしながら、村落共同体規制が弛緩し、土地の流動性が高まるような環境下にあつては、このガールーカは、質流れという形での事実上の土地処分としての性格を強めたであろう。そして、こうした事態が進展したのが、ムハンマド・アリー治世末期であった、と考えられる。なぜならば、一九世紀中葉における一連の土地立法において、ガールーカが大きなテーマの一つとして扱われており、また、そこで問題となっているのは、質地の土地保有権をめぐるガールーカ設定者、つまり債務者と債権者との間における争議であるからである。

それでは、一九世紀中葉における土地立法のなかで、どのような解決策がこの争議に対して提示されているであろうか。最初にガールーカについて言及した法令は、一八四六年の第一土地法である。すなわち、同法律第一条において、それまでに設定されたガールーカをムハンマド・アリーの検地前後によって区別し、検地以前に設定されたガールーカについては、そのすべてを無効とし、検地以後のそれについては、文書 (Ru'ia, sanad) に基づいているものに

限り有効とみなすが、質地の保有者はその名義によって検地が実施されたガールーカ設定者であるところから、彼が債務の弁済によってそれを回収しようと望む限り、彼の望みは受け入れられる、と規定されている。

この規定から知ることができているのは、以下の二点である。第一は、この規定は、当時におけるガールーカ慣行に対する法的追認の意味しかもっていない、という事実である。このことは、同条文が、ガールーカ慣行の普及を既定の事実と前提したうえで、ガールーカ契約自体の有効性を問題とせず、契約文書の有無という、個々のガールーカ契約の有効性のみを問題としていることに示されている。そして、第二は、ここでは登録土地保有農民の法的土地保有者としての資格が改めて確認されていることが示すように、当時エジプト政府は、前節で指摘した離村者規定におけると同様、この規定においても、依然として、登録土地保有者と現実の土地占有者との一致を計ろうとする土地国有政策の基本原則の維持に固執している、という事実である。そのため、同条文は、ハラージュ地保有権の帰属を定めたムハンマド・アリーの検地以前に設定されたすべてのガールーカ契約の有効性を否定し、また、文書に基づく検地以後のガールーカ契約は有効としながらも、質流れによる質地の保有権のガールーカ設定者、つまり登録土地保有者から債権者、つまり現実の土地占有者への移転を認めていない。

しかるに、一八五四年の第二土地法に至って、エジプト政府は質流れを認めるようになった。すなわち、同法律によつて、ガールーカについても取得時効規定が設定され、一五年の時効期間の経過後、質地の保有権はガールーカ設定者から債権者へ移転される、と定められたのである。そして、この規定に関連して注目すべきは、以下の二点である。第一は、そこにみられる一五年という時効期間が当時慣行上適用された年数、正確に述べれば、以下の二点であるトルコ帝国の御用法学派であったハナフィー学派がガールーカについて取得時効期間として設定した年数であった、

という事実である。⁽⁸⁾つまり、ここに至って、エジプト政府は、ガールーカという土地処分慣行を全面的に追認せざるをえなくなったのである。次いで、第二は、質地の徴税簿(Daftar al-*qarrā*)への登録が債権者の名義でなされるべく規定された事実である。こうして、エジプト政府は、ガールーカ設定者の権利を制約し、債権者の権利を保護するとともに、後者を納税義務者として把握することを意図しているのである。

そして、この政府の意図は、一八五八年のサイド法によって一層強化された。すなわち、同法律第八条において、上記一五年の取得時効規定が確認されているのであるが、そこではさらに、次の三つの規定が追加された。第一は、土地保有者、つまりガールーカ設定者の名前を記載するという条件はつけられたものの、質地の租税台帳への登録は債権者の名義による、とされたことである。第二は、一五年の取得時効が成立しないガールーカについて、サイド法公布から一年以内に新たな契約文書(*sanad al-tin*)作成を義務づけ、もしこの義務を履行しない場合には、ガールーカ設定者の質地再取得権は失われる、とされたことである。そして、第三は、ガールーカ設定者が相続資格者を残さず死亡した場合には、質地は自動的に債権者の保有地として登録される、とされたことであった。こうして、サイド法第八条は、ガールーカという土地処分慣行を全面的に追認するのみならず、契約当事者の一方、つまり債権者の権利を法的に保護し、契約当事者の他方、つまりガールーカ設定者の法的土地保有者としての資格を制限しているのである。そして、そこにみられるのは、前節で指摘した離村者規定におけると同様、登録土地保有農民の法的土地保有者としての資格を剝奪し、登録土地保有者と現実の土地占有者との一致を計るという土地国有政策の基本原則を否定していく過程がある。

なお、サイド法の上記規定は、そのままの形で、一八七五年の修正サイド法第七条において再確認されてい

る。ところで、この一八七五年には、修正サイド法とともに、ナポレオン民法典に倣つて制定された混合裁判所民法典もまた公布されたが、そこでは一般的な抵当 (rahn) 契約が言及されるのみで、ガールーカについての規定はみられない。しかるに、同じくナポレオン民法典に倣い、そのほとんどの規定が混合裁判所民法典の焼き直しにすぎない一八八三年の国民裁判所民法典において、このガールーカについての規定がみられる事實は、誠に興味深い。すなわち、ガールーカのために特別設けられた同民法典第五三条において、「ガールーカとは、これによつて債務者 (mudin) が彼の土地を債権者 (dā'in) に与える契約であり、後者は、自らのためにそのでの用益行使 (istiḡḡān) 権をもつ。そして、この契約による用益 (muthā) 享受は、債務の弁済完了をもつて終る。また、ハラージュ地保有者 (ashāb al-aiyān al-kharājīya) は、彼以外の者に対して、彼の土地についてガールーカ契約を結ぶことができる」と規定されているのである。⁽⁹⁾そして、この事實は、土地の流動性を促進するために、土地金融機関と土地登記制度の整備⁽¹⁰⁾とともに、一八七五年の混合裁判所民法典において、近代法概念としての抵当権がエジプト土地法体系に導入されたにも拘らず、一般農民にとつてこゝろした抵当行為は馴染の薄いものであり、彼らは依然としてガールーカを通して債務契約を結んでいた、ということを示しているように思われる。

さて、一九世紀中葉における土地立法から知ることができる第二の土地保有慣行は、ムシャラカ (musharaka) あるいはシャリカ (sharika) と呼ばれた土地耕作契約である。⁽¹²⁾この種の契約が一九世紀前半において広くみられたことは、一八三〇年の農業法第四四条に、この契約の違反行為に対する罰則を定めた規定があることから窺える。そして、このムシャラカは、一八四六年の第一土地法第六条において、賃貸借 (ijāra, ta'jir)、ガールーカ、譲渡 (isqāṭ) とならんで、正式文書作成という条件のもとで認められ、その後、一八五八年のサイド法第九条において、それ

は、賃貸借イイジャールと同様、三年以内の契約に限ることが定められた。なお、このサイド法の規定は、一八七五年の修正サイド法第八条において再確認されている。

ところで、このムシャラカは、これまで、広義には賃貸借契約イイジャールのなかに含まれるが、狭義には、その他のイージヤールと区別されて、分益小作契約と解され、そのため、この契約の一方の当事者であるシャリク(sharik)は、分益小作人と訳されてきた。⁽¹³⁾しかしながら、一九世紀中葉の土地立法において、このムシャラカは、こうした狭義の定義のみならず、広義の定義によってできえ律することができない程、多様な形態をもつ土地耕作契約としてあらわれている。そして、このことを端的に示しているのが、サイド法第十九条の規定である。すなわち、同条文は、当時ムシャラカに基づく土地耕作において、土地がシャリクの名義で租税台帳に登録されていることがあり、そのため、土地保有者とシャリクとの間に当該地の保有権をめぐる争議が絶えない、と指摘した後、ムシャラカの場合、具体的な五つの形態をあげ、それぞれの形態における争議について、以下の如き解決策を提示している。

第一は、シャリクの名義で租税台帳に登録された土地が、土地保有者とシャリクとによって共同耕作されている形態である。そして、土地保有権をめぐる争議については、こうした形態の土地耕作が五年以上に亘らない場合には、土地は土地保有者のものとしてあり続けるが、五年以上に亘る場合には、シャリクはその間土地耕作に従事し、土地改良に貢献し、また、土地保有者は自由意志でもってシャリク名義での土地登録を認めていたのであるから、土地は、収穫物の分配率に従って、土地保有者とシャリクとの間で分配される、と定められている。

第二は、シャリクの名義で租税台帳に登録された土地が、シャリク一人によって耕作され、彼は、収穫物のなかから税金を支払うとともに、土地保有者に対して、一定の現金あるいは現物を納めている形態である。そして、土

地保有権をめぐる争議については、第一の形態と同様、この種の土地耕作が五年以上に亘らない場合には、土地は土地保有者のものとしてあり続けるが、五年以上に亘る場合には、たとえ土地保有者が耕作に従事できない、という理由からこうした土地耕作形態がとられたとしても、その間シャリークは土地耕作に従事し、土地改良に貢献し、また、土地保有者は土地から収入を得ているのであるから、土地の三分の二は土地保有者に、残りの三分の一はシャリークに与えられる、と定められている。

第三は、土地保有者自身によって耕作されている土地が、何らかの理由で、土地耕作に従事せず、そこから何の利益も得ていない彼以外の者の名義によって租税台帳に登録されている形態である。この場合、耕作期間の長短に関係なく、土地はすべて土地保有者のものとしてあり続ける、と定められた。

第四は、土地保有者とシャリークはともに土地耕作に従事しているが、両者の耕作担当地が定められ、この担当地は、それぞれ土地保有者、シャリークの名義で租税台帳に登録されている形態である。そして、土地保有権をめぐる争議については、この種の土地耕作形態が一五年以上に亘って継続していない場合には、すべての土地は土地保有者のものとしてあり続けるが、一五年以上に亘っている場合には、第一、二形態についてと同じ理由によって、シャリークに対して、彼の名義によって租税台帳に登録されている土地が与えられ、土地保有者は、彼の名義によって登録されている土地のみを引き続き保有し続ける、と定められている。

そして、最後に第五は、第四の形態と同様、担当地が割りあてられたうえで、土地保有者、シャリークはともに土地耕作に従事しているが、すべての土地が土地保有者の名義で租税台帳に登録されている形態である。そして、土地保有権をめぐる争議については、この種の土地耕作形態が対象としているのは土地の用益(Infra)のみであり、そのた

め、これは共同耕作カウシヤムラカの継続とはみなしえないところから、耕作期間の長短に関係なく、すべての土地は土地保有者のものとしてあり続ける、と定めた。

以上、サイド法第十九条の規定を詳しく紹介したが、上記五つの土地耕作形態をあえて整理するならば、以下の如くなる。第一は、土地が分割されず、土地保有者とシャリークがともに耕作に従事しているところから、文字通り、両者が利潤享受と危険負担をとにもする共同耕作形態カウシヤムラカである。第二は、土地がシャリークに貸与され、土地保有者自身は耕作に従事していないところから、借地あるいは小作貸与地における土地耕作形態である。第三の形態については理解に苦しむが、こうした耕作形態が生じた理由として考えられるのは、対象となつてゐる土地が、第二章第二節で詳説する家族共同保有地、あるいは、私的保護(hima)のもとに置かれた土地であつた、ということである。

そして、第四、五は、土地が分割され、土地保有者とシャリークがそれぞれの担当地を耕作しているところから、自作形態を指している。ただし、すべての土地が土地保有者の名義で租税台帳に登録されている第五形態こそ、我々が言うところの自作形態の姿であることは、指摘するまでもない。こうして、上記五つの土地耕作形態を整理してみると、一九世紀中葉の土地立法当時におけるムシャラカ慣行とは、家族労働力、あるいは、それと臨時雇用労働力のみよつて土地耕作される自作農形態を除く、すべての土地耕作形態を指すことになる。換言するならば、当時におけるムシャラカ慣行とは、土地、種子、畜力、労働力など何らかの生産要素を提供する農民たちによつて結ばれた、すべての土地耕作契約を意味した。

ともかく、こうして、サイド法にみられるムシャラカは、さまざまな土地耕作形態を意味していたことが理解されるであらう。もっとも、以上の記述からより詳細に当時のムシャラカ慣行の実態を知ろうとすると、そこで

対象となつてゐる土地の規模、契約当事者の身分關係、借地料あるいは小作料の形態とその率あるいは額などを知らねばならず、容易ではない。また、實際、それは、異なる時代的、地域的環境下にあつて、さまざまな形態をとつたであろう、と考えられる。しかしながら、これら諸点を知る以上に重要なのは、なぜ土地がシャリークの名義によつて租税台帳に登録されるような事態が生じたか、を説明することである。そして、こうした事態が生じた理由として次の二つが推測しえるが、この二つの理由のうちどちらを採用するかによつて、土地保有者とシャリークの關係は、全く逆転してしまふのである。すなわち、第一は、土地保有者が單なる納税上の便宜のために、土地をシャリーク名義によつて登録した、という理由である。また、第二は、対象となつてゐる土地が、質權設定、私的保護(Sinkbe)など合法あるいは非合法な手段を通じて、法令のなかでシャリークと呼ばれてゐる者の管理下に置かれていた、という理由である。そして、もし後者の理由が正しいとするならば、ムシャラカをめぐる土地争議は、すでにこれまでで繰り返し指摘した、ムハンマド・アリー治世末期以降の土地保有の混乱を反映してゐる、ということができるのである。¹⁴⁾

もつとも、サイド法の規定からみる限り、立法当局の關心は、第一の理由によるシャリーク名義での土地登録であつた。なぜならば、ムシャラカ契約をめぐる土地争議の解決策を提示した第十九条に続く第二〇条において、立法当局は、シャリーク名義での土地登録の原因を、納税を一本化しようとする契約当事者間の合意であると指摘した後、以下の如き規定を付け加えているからである。すなわち、もし第十九条の規定に従つて土地を分配されたムシャラカ契約当事者が、それぞれ独自に土地耕作に従事したいと望むならば、各自の土地は彼らの名義で租税台帳に登録される。しかしながら、彼らが引き続き共同耕作(gumbaniya fi al-zirā'a)と納税の一本化を望む場合には、それを

認めるが、そのためには、契約当事者各自の保有地を認めた分割リスト (qā'ima al-taqsim) が作成され、それはイスラム裁判所と県庁において登録された後、彼らの代表者によって保管されなければならない。しかる後に、契約当事者の土地は、各自の保有地を明記したうえで、代表者の名義で租税台帳と納税者名簿 (jāz'ā) に登録され、彼らは引き続き共同耕作に従事することになる、と規定されているのである。

このサイド法第二〇条の規定から知ることができるのは、次の二点である。第一は、ムシャールカ慣行における、農民の土地登記に対する無頓着さである。換言するならば、そこでは、土地は、必ずしも種子、畜力、労働力など他の生産要素と区別された絶対的な生産要素とは意識されていない。そして、このことは、ムシャールカ慣行の多くが小規模な農民保有地を対象とし、さらに、それは、血縁的であれ地縁的であれ、何らかの仲間うちでの土地耕作契約として機能したのではなかったか、ということ(15)を予想させる。とりわけ、この点に関して注目すべきは、このサイド法第二〇条のムシャールカ規定の内容が、次章第二節で詳説する家族共同保有地規定のそれと全く同じである、ということである。それ故、同条文の規定から知りえる第二は、ムシャールカ慣行の広範な普及、および、それをめぐる土地争議の多発の背後には、従来からの根強い村落共同体規制とは別に、家族共同土地保有慣行の存続を許したと同じ社会経済環境、つまり農民保有地の細分化があったのではないか、ということである。そのため、当時エジプト政府は、土地法体系に私的土所有観念を導入することを意図しながらも、結局のところ、農民の土地経営を保護し、徴税の便宜を計るために、ムシャールカ慣行の存続を認めざるをえなかった。

以上、サイド法の規定から、ムシャールカ慣行の実態を明らかにしようとする。もつとも、依拠する史料が法令であるところから、そこにはおのずと限界がある。しかしながら、こうしたムシャールカ慣行の実態とは別に、上

記サイド法の規定から確実に知りうる一つの事実がある。それは、当時の立法当局が、それまで土地保有権と土地
用益権との分離が必ずしも明確に意識されていなかったムンチャラカ慣行のなかに、私的土地所有観念の導入によつ
てこの分離をもち込み、以後、さまざまな形態をとっていたムンチャラカ契約を土地用益権のみを対象とする賃貸借
契約の一形態として、それ故、契約当事者の一方であるシャリクを単なる借地人あるいは小作人として定義したこ
とである。そして、このことは、ムンチャラカ契約を賃貸借契約の一形態である分益小作契約とする現行法の観点か
らみて誠に逆説的なサイド法第一九条の規定、つまり、前記五つの土地耕作形態のうち、第一—四形態を本来の意
味での共同耕作とし、現在のムンチャラカ形態に最も近い第五形態を、それが対象としているのが土地の用益のみで
あるという理由から、共同耕作の継続とはみなしえない、とする規定に端的に示されている。すなわちこの規定は、
土地保有権の登記上の帰属が明確でない第一—四形態を本来の意味でのムンチャラカ契約であると認めたくえて、土
地保有権を契約当事者の一方に帰属させることによつてこれを整理し、以後、すべての土地耕作契約を第五形態、つ
まり、土地保有権の登記上の帰属が明確な賃貸借契約あるいは地主・小作契約に限定しよう、とする意図をもつもの
であった。こうして、サイド法公布以後、少なくとも法的には、それまでのムンチャラカ慣行は姿を消し、そのた
め、それを扱ったサイド法第一九、二〇条は、一八七五年の修正サイド法において削除されている。しかしなが
ら、このムンチャラカ慣行は、サイド法第二〇条が実質的にはその存続を認めていることから分かるように、サ
イド法公布以後も、現実の農民土地経営においてその役割を果し続けた。ともかく、以上の叙述から知ることがで
きるのは、ともに一九世紀前半および中葉においてみられた土地保有慣行でありながら、先述したガールカのそれ
とは異なる、立法当局によるムンチャラカ慣行の追認、成文化過程である。

さて、それでは、一九世紀中葉の土地立法において姿を整えるに至ったハラージュ地保有権は、どのような法構造をもっていたであろうか。この権利は、すでに前節で指摘した如く、耕作者の土地に対する観念的な一元的支配権として規定され、さらに、それは、本節で指摘した如く、土地処分権をも含む権利であった。それにも拘らず、ハラージュ地は、国家にその所有権 (haqq al-raqaba) が帰属する国家所有地と規定され、ハラージュ地保有者が享受するのは、そこでの用益権 (haqq al-istifā'a) だけである、とされ続けた。そのため、一九世紀中葉の土地立法にみられるハラージュ地保有権の規定は、近代法概念からみて、少なからず矛盾に満ちたものになっている。⁽¹⁾

しかしながら、それを仔細に検討するならば、この権利は質的に異なる次の二種類の権利から構成されていたことが分かる。第一は、売却、贈与、譲渡、質権設定、賃貸借などによる用益処分 (tasarruf) 権であり、第二は、用益行使 (isti'mal)、享受 (istighā'a) 権である。そして、前節で指摘した土地占有権 (haqq wad' al-yad) は、後者の権利に対応している。つまり、後者の権利は、近代法概念としての用益権に相当し、前者の権利は、それによって処分されるものは土地からの用益にすぎないと規定されているもの、実質的には土地そのものの処分権にはかならなかった。それ故、前者の権利は、明らかに後者の権利の上位概念として措定されている。

そして、質権設定契約における債権者、賃貸借契約における借地人に認められていたのは、後者の権利のみであったのに対して、ハラージュ地保有者に認められていたのは、上記二つの権利であった。すなわち、ハラージュ地保有権は、国家がイスラム的土地国有観念にこだわるあまり、法原則的には用益権 (haqq al-istifā'a) と規定されているとしても、すでに一九世紀中葉の土地立法の時点で、抽象的な所有権を意味するにすぎない haqq al-raqaba を付与しなえすれば、そのまま近代法概念としての土地私有権 (haqq al-milkīya) となりうる法構造をもっていたのである。

- 7 Ahmad al-Hitta, *tarikh misr al-iqtisadi fi al-qarn al-tasi'* 'ashar, p.83.
- 8 オスマン・トルコ時代のエジプト農村社会に関するラヒーム氏の著作の付録として掲載された一裁判所文書のなかに、この一五年というガールーカについての取得時効規定がみられる。'Abd al-Rahim, *al-rif al-misri fi al-qarn al-thamin 'ashar*, p.282.
- 9 F. Jiladi, *kitab al-taliquat al-qada'iya 'ala qawamin al-mahakim al-misriya*, pp.237-8.
- 10 当時における金融機関と土地登記制度の整備に関する文献は、枚挙にいとまがない程多い。そのため、ここでは、この点について手際よくまとめた文献として、『M. A. WahI, *Étude Économique et Critique des Instruments de Circulation et des Institutions de Crédit en Égypte*, Paris, 1930.』を、土地登記制度に関しては、本節註(2)で指摘した文献を挙げるにとどめる。
- 11 Abou Haif, *Le Droit d'Affectation sur les Immeubles en Égypte*, Toulouse, 1912, pp.29-30.
- 12 すでに初期イスラム時代において、数人の自作農の共同保有地を意味する言葉として *ard al-sharika* がみられることは、誠に興味深い。cf. 森本公誠『初期イスラム時代エジプト税制史の研究』岩波書店、昭和五〇年、九一―一二、三五三―四頁。
- 13 現代においては、*muzara'a* が分益小作契約を指す単語として一般的に使われている。なお、地域的偏差をともなつて二〇世紀前半においてみられた、ムシャララ契約を含むさまざまな内容をもつ賃貸借、小作契約については、以下の文献を参照のこと。A. G. Ghannām, *al-iqtisād al-zirā'i wa idāra al-'izāb*, Cairo, n. d., pp.139-74, do., *al-iqtisād al-zirā'i wa idāra al-mazār'i*, Cairo, 1944, pp.103-28.
- 14 例えば、第四形態についての規定にみられる一五年という年数は、明らかに、ガールーカに関する取得時効期間を意識した数字である。
- 15 カイロ近郊 Kafr el-Elow 村での調査によれば、そこにはムシャララ (*mushāraka*)、フムス (*khums*) と呼ばれた分益

小作契約がみられたという。前者は、地主が種子、肥料、灌漑経費、そして必要があれば臨時労働力を提供し、同時に、収穫物販売の責任を負う小作契約である。そして、収穫物売却代金から地代を差し引いた残りの金額が、地主と小作人との間で折半される。また、後者は、地主が労働力以外のすべての生産要素を提供する小作契約であり、収穫物販売後、地主、小作人両者の取り分は、この契約の名称 (Kums の意味は五分の一である) が示す如く、それぞれ収穫物売却金額の五分の四と五分の一である。なお、村民の話によれば、後者の小作形態は家事労働力提供に類する契約として蔑視され、そのため、この小作形態における小作人のほとんどは、当該村落の外から来た農民であったという。つまり、村落住民間における小作契約は、ムシャラカであったのである。 cf. H. Fakhoury, *Kafy El-Elow, An Egyptian Village in Transition*, Holt, Rinehart and Winston, Inc., 1972, pp.30-1.

16 現代エジプト農村においても、その形態はさまざまであろうが、ともかくムシャラカという名で呼ばれる小作契約が広くみられることは、前註の文献、および、木村喜博「エジプト農民の生活実態——農村社会の理解のために」『中東総合研究』第九号、一九七七年、三八頁註(一)から明らかである。ところで、木村氏は、上記文献において、小作契約の種類を分益小作 (Jar bi-musharaka と、現金による小作料支払いの Jar bi-naqd とに分類し、現在では、前者が約二割、後者が約八割の比率となっている、と指摘している。しかしながら、ムシャラカ契約が、こうした小作料支払い形態に基づく分類では律し切れない内容をもつものであることは、前註における Katri el-Elow 村の例からも明らかである。

17 その最も典型的な例は、本来そこでは用益権の享受しか認められていないはずのハラージュ地において展開されたムシャラカ慣行を、第五形態についての規定にみられる如く、さらに用益のみを対象としたムシャラカとそうでないムシャラカとに分類していることである。

4 ハラージュ地保有権とハラージュ徴税権

それでは、なぜ国家は、イスラム的土地国有觀念に固執し、ハラージュ地保有権を土地用益権と規定し続けたのであろうか。こうした国家の態度を説明するものは、イスラム国家において伝統的にみられた、財政至上主義的国家観であった、と思われる。事実、歴史的にみて、農地における所有権を用益権と対立する概念として措定し、前者を極力国家に帰属させようとするこの原則は、歴代のイスラム国家に対して、地方分権的傾向と、その帰結である財政収入の減少とに対処するための法的根拠を与えたのであった。ここで、こうしたイスラム的土地国有制度の起源とその歴史の変遷を述べることはできないが、この財政至上主義的国家観が一九世紀エジプト土地立法に与えた影響は、明らかである。すなわち、それは、近代法概念では区別されるべき、そして、実際一九世紀末期における近代民法典のなかでは区別されている、徴税という公法上の問題と、土地保有という私法上の問題とが、土地立法において、未分化のまま扱われている、という事実である。

そして、以上の事實は、同時に、もしすべての土地に対する課税権を主張する近代的租税国家観がエジプトに浸透するならば、国家がイスラム的土地国有觀念に固執する必要はなくなる、ということを意味する。事実、一九世紀においてエジプト国家は徐々に近代国家としての体裁を整えていくが、その過程で租税国家観もまた浸透した。そして、この事實を端的に示しているのが、一八五四年の勅令における、それまで免税地であった特権地への新税ウシュルの課税措置である。すなわち、そこでウシュル課税の根拠として主張されているのは、すでに別の機会で指摘したように、イスラム法理論でも特権地を生み出す契機であったムハンマド・アリーの土地政策でもなく、万国、具体的

にはヨーロッパ諸国においてみられた、すべての土地に対する国家の課税権であったのである。そのため、この勅令公布以後展開された土地税体系は、それまでのイスラム的土地国有觀念に基づく一元的ハラージュ税体系に代わる、税率において格差を設けられはしたものの、ともに地味を課税基準とした、二元的ハラージュ・ウシュル税体系であった。⁽²⁾

従って、国家が初めてハラージュ地に対して所有権 (haqq al-ra'aba) を付与したのが、近代民法典制定に先立つ一八七一年のムカーバラ法においてであったことは、何の不思議もない。確かに、ムカーバラ法におけるこの措置の直接的背景は、非常手段に訴えても償還資金の調達を国家に余儀なくさせた、外債の累積であった。⁽³⁾ しかしながら、この措置の間接的ではあるが、より重要な背景は、前節で指摘した如く、ムカーバラ法公布時点までに、ハラージュ地保有権が土地私有権としての法構造をもつようになり、また同時に、一八五四年のウシュル課税措置に始まる一連の税制改革によって、イスラム的土地国有觀念にとられない土地税体系が整備されていた、ということである。つまり、一八七一年時点にはすでに、徴税という公法上の問題と土地保有という私法上の問題とを分離して処理するため、法規上および制度上の準備ができていたのである。

ともかく、こうして、エジプトにおける私的土地所有権の確立過程は、徴税問題と土地保有問題とが分離して規定されるようになる過程でもあった。そして、ここで確認すべきは、この過程が、ムハンマド・フリーの土地政策において、登録農民固定制度と並んでその制度的支柱となった、村落単位での納税連帯責任制度の崩壊の法的反映でもあった、ということである。すなわち、「ハラージュ地の所有権は国家に帰属し、耕作者に認められているのは、耕作と納税の義務を果す限りにおける、そこでの利益権享受のみである」という法原則に象徴されるイスラム的土地国有観

念とは、結局のところ、上記法原則における、「耕作と納税の義務を果す限りにおける」という制約事項に要約され、この二つの義務をそれぞれ制度化したもののこそ、農業労働力確保を目的とした登録農民固定制度であり、税収入確保を目的とした納税連帯責任制度であった。ところで、この耕作と納税という二つの義務は、国家の財政的関心からみる限り同義であり、そのため、本章第二節で指摘した如く、登録土地保有者と現実の土地占有者とを一致させようとするムハンマド・アリーの土地国有政策の基本原則が否定され、登録農民固定制度が放棄された時期は、同時に、納税連帯責任制度が放棄される時期でもあったのである。そして、この納税連帯責任制度の放棄過程は、税滞納 (Baḡya, pl. baḡāya) に関する一連の規定を検討することによって跡づけることができる。

さて、ムハンマド・アリーの治世開始以降一貫して、エジプト政府の最大の関心事は、累積する税滞納であった。実際、当時エジプト政府は、税滞納の累積に直面して、たびたび滞納税免除措置を講じなければならなかった。リブリンは、主にイギリス領事報告書に基づいて、ムハンマド・アリー統治下におけるこうした免除措置の幾つかを挙げているが、ここでは、法令で確認しえる、税滞納に関する以下の三つの措置を指摘したい。

第一は、一八三〇—三一年における「村落の税滞納に関する法律」(al-ḥat baḡāya al-nawāhī) の公布であらう。この法律によって、一八二四—二五年から一八二八—二九年までの間に累積された滞納税額は免除された。⁽⁵⁾

第二は、一八四二年一月における「耕作者および村落の余剰金についての法律」(al-ḥat fa'awā'id al-muzārī'in wa al-muḥā'a) の公布である。この法律は、過去における各農民の滞納税額の調査を命じ、税滞納がある場合にはそれを baḡāya として、また、税滞納がなく余剰金がある場合にはそれを ra'id として、各人の納税受領証明書 (wird, pl. awrād) に記載し、後者は次年の納税決済にまわすべく定めた同年二月の閣議通達をうけて、徴税人 (sarraf) に対し

て、過去に余剰金のある農民の名前とその額を記載した調査報告書の提出を命じ、あわせて、こうした余剰金の処分に関する細則を定めた法律である。⁽⁷⁾そして、この細則は九つの手続きからなっているが、その内容は当時における納税連帯責任制度を知るうえで貴重な情報を含むところから、以下それを詳しく紹介してみたい。

第一は、過去に彼の滞納税が他の村民に割り振られた事実のある死亡者あるいは離村者 (*haribun*) の余剰金についてであり、この場合、当該人の余剰金は、他の村民によって負担された彼の過去における滞納税額を決済するため込まれる。第二は、税滞納はあるが、それがいまだ他の村民に割り振られていない村民の余剰金についてであり、それは、当該人の滞納税を決済するために込まれる。第三は、村落有力者 (*mashaykh al-qura*) の余剰金についてであり、それは、彼らの地区 (*hisas, sing. hissa*) の住民の滞納税を決済するために込まれる。第四は、債務 (*dayn, sing. dayn*) を負ったまま死亡した者の余剰金についてであり、それは、当該人の債務決済に込まれる。第五は、過去において他の村落の住民たちの土地税 (*mal al-ayan*) を割り振られ、それを負担した事実がある村落 (*nahya*) の耕作者たち (*muzatrin*) の余剰金についてであり、それは、彼らが過去において負担した当該土地税額を決済するために込まれる。

さらに、第六は、村民が彼の余剰金を他の村民の滞納税を決済するために振りむけることを望む場合についてであり、この場合、当該人のこの望みは、それが彼の希望と意志によってなされた旨の文書を作成することを条件に、認められる。第七は、政府に債務 (*dayn li al-hukuma*) を負っていない村民が彼の余剰金を他の村民の滞納税を決済するのに振りむけることを望まない場合についてであり、この場合、もし当該人がすでに耕作を放棄し、余剰金が過去の年度におけるものならば、彼の余剰金は、ムハンマド・アリーの勅令を待って初めて処分される。もつとも、当該

人が引き続き耕作に従事している場合には、この余剰金は、彼の勘定において次年度に繰り越される。第八は、税滞納のない死亡者の余剰金についてであり、それは、当該人の相続人の税滞納を決済するのにまわされる。もし相続人に税滞納がない場合には、この余剰金は、相続人の余剰金として記載されるか、あるいは、もし相続人がそれを望むならば、彼の希望と意志によってそれをなした旨の文書を作成することを条件に、他の村民の税滞納を決済するのに振りむけられる。そして、最後に第九は、相続資格者を残さず、また、過去に税滞納を負わずに死亡した者の余剰金についてであり、それは、すべて国家の権利下に入る。以上である。

ところで、この一八四二年における滞納税および余剰金調査が当時大規模になされたらしいことは、一八四六年の第一土地法第二条において、「農民の税滞納額とは、彼個人の税滞納額、ならびに、一八四一—四二年以降において割り振られた他の農民の税滞納額 (awziyat, sing. tawzi) である」という記述がみられることから窺われる。とりわけ、この措置に関して注目すべきは、それが過去における余剰金についてであるとはいえ、ある村民の余剰金が、他の村民の税滞納を決済するために振りむけられる際、当人の承諾とその旨の文書作成が義務づけられている、という点である。そのため、一八四二年のこの法律公布の意図は、一見すると、村落単位での納税連帯責任制度を放棄することであつたかにみえる。しかしながら、この法律公布後においても、村民が他の村民の税滞納を負担し続けたこととは、上記第一土地法の記述がそれを示している。ともかく、この一八四二年の法律についてここで確認すべきは、以下の事実である。すなわち、それは、ムハンマド・アリー治世末期において、納税連帯責任制度のもとではとかく不明瞭になりがちな税滞納額を過去にまで遡って調査し、それを村落住民個々のレベルで改めて明確に把握しようとしてきた事実である。従つて、この措置は、納税連帯責任制度の放棄を意図したものではなかつたとしても、それに至

るためには踏むべき必要な手続きであった、と考えられる。

そして、法令で確認しえる、税滞納に関する第三の措置は、一八五二年における、増税を条件に、それまでの滞納税額をすべて免除する旨の勅令の公布である。⁽⁸⁾

以上、税滞納に関する三つの法的措置を指摘した。ところで、こうした一連の措置から窺うことができるのは、納税連帯責任制度をもつてしては、当時の累積する税滞納を処理しきれなかった、という事実である。そのため、エジプト政府は、納税連帯責任制度に代わる、新たな税滞納対策の実施を余儀なくされていったが、こうしたエジプト政府の政策転換の過程は、一九世紀中葉の土地立法における離村者規定を検討することによって跡づけられる。

さて、一九世紀中葉における土地立法において、税滞納問題が、その原因でもあり結果でもあった離村者問題と関連づけられて言及されていることは、けだし当然である。事実、離村者について規定した一八四六年の第一土地法第二二条には、税滞納についての言及がみられるが、その際注目すべきは、離村者の土地再取得に関していまだ取得時効規定が設けられていない同条文において、離村者によって放置された土地のうち、滞納税を決済する目的から、他人の管理下に置かれた土地についてのみ、五十六年、一〇年という時効規定が設けられ、この場合、たとえ離村者が滞納税全額を支払う余裕があったとしても、彼はすべての土地を再取得する権利をもたず、五十六年を経過している場合には、それに見合う額の滞納税を現在の土地占有者に支払うことを条件に、当該地の半分が、また、一〇年以上経過している場合には、もし村落内に耕作可能な無主地 (arvan ziyāda) があるならば、そのなかから生活に必要な土地が、そして、こうした無主地が存在しない時には、それに見合う額の滞納税を支払うことを条件に、当該地の三分の一が離村者に与えられる、と規定されていることである。そして、こうした時効規定について、立法当局は、この場

合当該滞納税額は離村者の現在の土地占有者に対する債務(ガールカ)(*garuka*)とみなすことができる、ということとその根拠に挙げている。すなわち、当時エジプト政府は、ガールカ慣行の追認と成文化とともに、本来は耕作者・国家間における公法上の問題であるべき筈の税滞納問題を、耕作者間のガールカ契約による債権・債務関係という私法上の問題として処理しようとしているのである。

従って、ガールカ契約について一五年という取得時効規定を設けた一八五四年の第二土地法では、税滞納が理由で土地を放置した離村者の土地再取得権に対する制限は、さらに強化されている。すなわち、土地放置が一五年以上に亘る場合には、当該地の保有権は離村者から現在の土地占有者へ移転し、また、放置期間が五―六年、一〇年の場合には、それに見合う額の滞納税を現在の土地占有者に支払うことを条件に、それぞれ当該地の半分以上、三分の一以下が離村者に与えられる、とされているのである。⁽⁹⁾

しかるに、一八五八年のサイド法に至って、離村者を扱った条文のみならず、そのすべての条文において、税滞納についての言及は一切みられなくなった。この事實は、当時税滞納問題がエジプト政府の関心事でなくなった、という事実を意味するものでないことは勿論である。実際、サイド法が公布された一八五八年においても、エジプト政府は、累積し、支払い不能となった一村落の税滞納を、周辺村落住民に強制的に割り振る(*taxing*)措置をとっている。⁽¹⁰⁾また、税滞納に関してここで想起すべきは、第二章第三節で論じた徴税(タックス)請負制度の復活が、こうした累積する税滞納に対処するためにとられた措置であった、という事実である。

従って、サイド法において税滞納に関する言及が一切みられないこと理由は、別のところに求めなければならぬ。すなわち、それは、先述したように、一九世紀中葉における一連の土地立法およびそれともなう税制改革に

よって、当時、土地保有問題と徴税問題とを、それぞれ私法上、公法上の問題として区別して扱うための法規上および制度上の準備が整った、という事実である。そして、この過程こそ、エジプト政府による納税連帯責任制度の放棄過程にほかならなかった。こうして、サイドの治世（一八五四—一八六三年）に至って、エジプト政府は、累積する税滞納を一方では耕作者間の私的債権・債務契約のなかで、他方では徴税請負契約によって、処理するようになったのである。

1 イスラム的土地国有制度の起源については、嶋田氏の一連の業績、とりわけ以下の論文を参照のこと。嶋田襄平「ズィンマとフアイ——歴史的考察」『中央大学文学部紀要』史学科第五号、昭和三四年、「ウマル二世の租税政策とその遺産」『中央大学文学部紀要』史学科第一四号、昭和四四年。

2 拙稿「一九世紀後半におけるエジプト土地・税制度」四、一四—一五頁。

3 前掲拙稿、一—三頁。

4 H. A. Rivlin, *The Agricultural Policy of Muhammad 'Ali*, p.130. なお、ムハンマド・アリー治世末期における税滞納の累積については、以下の文献を参照のこと。石田進『帝国主義下のエジプト経済』一一—二二、二二—二六頁。

5 'Ali Barakāt, *talawwur al-milkiya al-zirā'iya*, p.231, note 3.

6 この *mushā'a* という単語が何を意味するのかわからない。とりあえずここでは *fawā'id al-mushā'a* を「個々の村民 (*muzārī'n*) 勘定とは別な、村落全体（あるいは村落有力者）勘定における余剰金と訳しておく。

7 Ahmad al-Hitta, *lārikh al-zirā'a al-misriya*, pp.71-2.

8 J. Hunain, *al-alyān wa al-dārā'ib*, p.212, *al-qawānīn al-'aqāriya fi al-diyār al-misriya*, fihrist, p.11.

9 Ahmad al-Hitta, *lārikh misr al-iqtisādī fi al-qarn al-tāsī 'ashar*, p.84.

10 Amin Sāmi, *taqīm al-mīl. 'asr 'abbās hiḥmi bāsha al-awwal wa muḥammad sa'id bāsha*, Cairo, 1936, p.311.

四 ハラージュ地における私的土地所有権の確立とエジプト農村社会

1 ハラージュ地における私的土地所有觀念導入の社会經濟史的意義

本章は、前章において跡づけたハラージュ地における私的土地所有権の確立過程が、家族共同体および村落共同体に関する法規定のなかにどのように反映しているかを検討することによって、私的土地所有権の確立が当時のエジプト農村社会に与えた影響を探ることを目的としている。しかしながら、本題に入る前に、本節において、一九世紀中葉における土地立法、つまり、ハラージュ地における私的土地所有觀念の導入措置が近代エジプト社会經濟史においてもつ意義を整理してみたい。こうすることによって、後節における論述の含意が明確になる、と思われるからである。

一九世紀中葉における一連の土地立法によって、ハラージュ地保有者に対して土地処分権、相続権が付与され、また、彼らの土地に対する関係は、まがりなりにも、抽象的なハラージュ地保有権を介しての觀念的な権利関係として成文化されるに至った。そのため、一見すると、この措置は、ハラージュ地保有者の土地に対する権利を強化したかにみえる。しかしながら、ここで想起すべきは、以下の二点である。第一は、この措置以後においても、ハラージュ地は依然として国家所有地と規定され続けたため、国家権力は引き続きハラージュ地における土地保有に対して直接

介入する権利を留保した、という事実である。そして、第二は、ハラージュ地保有者への土地処分権、相続権の付与は、決してそれまで知られていなかった権利の付与を意味するものではなく、当時における土地保有慣行^{ワッラフ}を法的に追認する措置にすぎなかった、という事実である。すなわち、ハラージュ地保有者の土地に対する権利は、なにもこの措置によって私的土地所有権の体裁をとって追認されずとも、従来の慣行^{ワッラフ}によって十分承認されていたのである。従って、私的土地所有権の導入とは、誤解を恐れずあえて述べるならば、ハラージュ地における土地保有関係を律する法体系を、慣行^{ワッラフ}から成文法^{カクムニシ}に代える、という形式的な措置にすぎなかったといえる。

もっとも、以上の指摘は、一九世紀中葉の土地立法がハラージュ地における現実の土地保有関係に影響を与えなかった、ということの意味するものではない。それとは全く逆に、一九世紀中葉の土地立法は、現実の土地保有関係に大きな影響を与えた。しかしながら、それは、土地処分権、相続権の付与というが如き形式的な措置のためではなく、これら一連の法令が当時現実に頻発していた土地争議を解決するという極めて緊急を要する課題を担って公布された、という事実のためであった。⁽¹⁾

実際、すでに前章で詳しく論じた如く、一九世紀中葉の土地立法のなかで主たるテーマとなっているのは、離村者と現実の土地占有者との間における、ガールーカ設定者と債権者との間における、そして、ムシャールカ契約当事者間、つまり土地保有者とシャリクとの間における、土地保有権をめぐる争議であり、さらに、税滞納をいかに処理するか、という問題であった。そして、これら具体的問題に対して一連の土地立法が提示した解決策は、離村者、ガールーカ問題については、取得時効規定を設けることによって、離村者から現実の土地占有者への、また、ガールーカ設定者から債権者への土地保有権の移転を認める、というものであり、ムシャールカ問題については、土地保有権

の帰属を明確にすることによってムシャールカ慣行を廃止し、以後ムシャールカ契約を賃貸借あるいは地主・小作契約に限定する、というものであった。さらに、それまで土地保有問題と結び付けられていた税滞納問題は、耕作者間の私的債権・債務契約による税滞納の解消という形で、土地保有問題とは区別されて処理されるようになった。

そして、ここで確認すべきは、取得時効規定の適用によって土地を失う離村者、ガールカ設定者、借地人あるいは小作人の地位に転落するシャリーク、そして、債務者として究極的には土地を失うことになる税滞納者こそ、ムハンマド・アリーの土地国有政策によって土地を分与された登録農民であった、という事実である。すなわち、一九世紀中葉における土地立法の結果、多くのハラージュ地の保有権が、それまでの登録農民から、合法的あるいは非法的手段によって事実上土地を占有していた者へ、移転されたのである。そのため、この土地立法の社会経済史的意義を考える際、まず問題とされるべきは、この土地立法によって土地を取得したのはどの階層の間人であり、また、その規模はどの程度であったのか、ということである。しかしながら、この点について論及することは本稿の枠外であるため、⁽²⁾ここでは、一九世紀中葉の土地立法の社会経済史的意義に関して、以下の点を指摘するにとどめたい。すなわち、それは、一九世紀中葉の土地立法は、国家にその意図があったか否かに関係なく、国家が上から一方的に土地保有関係の現状に対して変更を加えたことを意味し、極言すれば、一種の土地改革ともみなしうる措置であった、ということである。こうして、一九世紀中葉の土地立法措置、つまり、私的土地所有観念の導入措置の社会経済史的意義は、一言で述べるならば、ムハンマド・アリーの土地国有制度から一九世紀末期における近代的土地私有制度への移行期にあって、土地国有制度の崩壊から生じた土地保有の混乱を整理するとともに、近代的土地私有制度への橋渡しをしたことであつた、といえるであらう。

1 とりわけサイド法がこうした緊急を要する課題を担って公布されたものであることは、同法律の「はしがき」、「序文」、そして「結語」において繰り返し指摘されている。

2 これまでの土地制度史研究は、主に、土地授与、徴税請負など国家の施策を通じて土地を集積した階層の分析に焦点があてられてきた。そのため、この階層については、個別具体的および数量的研究が積み重ねられてきたが、一九世紀中葉における土地立法が一般農民に与えた影響に関しては、私的土地所有権の確立とともに農民層分解がみられたとしばしば指摘されるものの、史料制約から、こうした農民層分解過程の分析は必ずしも十分になされてこなかった。

2 ハラージュ地における私的土地所有権の確立と家族共同体

ここで家族共同体とは、一九世紀中葉における土地関係法令において、家族を示す用語として散見するアーイラ (arīla, pl. arīliat) を指す。このアーイラは、現代において、「核家族」を意味するウスラ (usra) と対照されて、しばしば「拡大家族」と訳されている。もっとも、現地調査をおこなってきた社会、文化人類学者たちは、第一に、両語が現実にはほとんど区別されずに使用されていること、また第二に、実際アーイラは子供の独立によって容易にいわゆる「核家族」に分解されるところから、両語に区別を設けることに慎重である。ともかく、ここではこのアーイラを、それが「核家族」であるか「拡大家族」であるかに関係なく、血縁によって結びついた家族共同体ととりあえず定義しておく。

さて、筆者が確認しうる限りでは、一八五八年のサイド法以前に公布された土地・税関係法令において、家族を指す言葉として散見するのは「家」(bayt, pl. bayut) のみであって、⁽²⁾そこでは、土地保有、納税に関する規定は、すべ

て土地保有者 (sahib al-athar, bab al-athar) という個人を単位としてなされている。そして、この事實は、個々の耕作者レベルで納税義務者を把握しようとした当時の土地・税政策のあらわれである、と考えられる。⁽³⁾しかるに、サイード法に至って、当時の一般農民の土地経営の実態を窺わせる興味ある規定がみられるようになる。すなわち、それは、土地・税関係法令のなかで初めて、家族共同土地保有という形で、土地経営、納税単位として家族^{アイト}があらわれる、という事実である。ここで家族共同土地保有とは、サイード法第二条が定義する如く、「家長 (ashkhas min dhu al-'ahil) の死後残された子供 (awrad)、親族 (aqarib) 全員が、一つの家計で生活し、共同して土地を耕作し、土地の租税台帳への登録が、彼らのなかの最年長者の名義でなされている」状態を指す。つまり、sahib al-athar の死後、彼の土地が相続によって相続資格者の間で分割されず、彼ら全員が、彼らの最年長者のもとで、一つの土地経営、家計、納税単位としてとどまり続ける状態である。

そして、こうした家族共同土地保有について、サイード法同条文が与えた規定は、以下の二つであった。第一は、土地が家族成員によって共同占有され、家族成員個々の持ち分 (hadd) が記載されず、家族の一人の名義によって租税台帳に登録されている限り、家族成員個々の権利を明らかにするために、家族の最年長者は、家族全員ならびに村落有力者立ち会いのもとで、男であろうが女であろうが家族成員個々について、その名前と彼らの持ち分を認めた土地分割リスト (qaimat al-taqsim) を作成し、それをイスラム裁判所ならびに県庁において登録しなければならぬ、と定めたことである。また、第二は、こうして家族成員個々の権利が文書作成と登録によって確認された暁には、家族全員は、家 (bayt) の崩壊を防ぎ、その繁栄を計るために、合意のうえで土地を家族の最年長者の名義で租税台帳に登録し、彼のもとで結束して土地耕作にあたるべし、と命じたことであった。

ところで、サイド法に至つて、このような家族共同土地保有規定がみられるようになった当時の社会背景として、以下の二つの解釈が可能であろう。第一は、こうした家族共同土地保有規定の背後には従来からの根強い家父長の家族共同体規制が存在した、とする解釈である。そして、第二は、当時農民の土地保有単位が分割相続によって細分化していったため、個々の農民は自分の相続地だけでは生計がなりたらず、親族は家計を一つにして、共同で土地を經營せざるをえなかつた、とする解釈である。⁽⁴⁾つまり、前者の解釈にあつては、血縁的集団としての家族の共同体的規制が、後者のそれにあつては、生計維持という社会経済的要請が、家族共同土地保有慣行存続の契機として重視されているのである。もっとも、現実には、この二つの契機は、区別しがたく結びついていたであろう。それにも拘らず、ここであえてこの二つの契機を区別してとりあげたのも、筆者が、家族を土地所有、經營、家計の単位でもある家父長的血縁共同体として定義し、家族共同土地保有慣行の存在を血縁的家族共同体規制から説明しようとする意見に対して必ずしも同意できず、生計維持という社会経済的要請こそが、家族共同土地保有慣行存続の基底要因ではなかつたか、と考えているからにはほかならない。⁽⁵⁾そして、この家族共同土地保有慣行に関して、ここで想起すべきは、前章第三節で論じた、ムシャールカという土地耕作慣行である。筆者はそれを論じたなかで、当時のムシャールカ慣行はさまざまな土地耕作契約を含むものであつたが、その多くが必ずしも土地を絶対的生産要素としてみなさず、土地のほか、種子、畜力、労働力など何らかの生産要素を提供する農民たちによって結ばれた共同土地耕作契約であつたらしいこと、またそれ故、それは小規模な農民保有地を対象とし、血縁的であれ地縁的であれ何らかの仲間うちでの土地耕作契約として機能したのではなかつたか、ということを指摘した。つまり、家族共同土地保有のもとで展開された土地耕作形態は、このムシャールカ契約に基づく土地耕作ではなかつたか、と思われるのである。

以上、家族共同土地保有慣行とムシャールカ慣行との関係如何についてはともかく、法令の規定内容から判断する限り、家族共同土地保有慣行に対するエジプト政府の関心は、分割相続に帰因する農民保有地の細分化にあった。なぜならば、先述したサイド法第二条の二つの規定のうち、第一の規定、つまり、家族成員個々の持ち分を明確にさせるために土地分割リスト作成を命じた規定は、登録土地保有者と現実の土地占有者との乖離という土地保有の混乱を整理し、再び納税義務者を明確に把握しようとした当時のエジプト政府の土地政策から引き出される当然の帰結であったのに対して、第二の規定、つまり、家族の最年長者のもとでの共同土地経営を認めたエジプト政府の意図は、「家の崩壊を防ぎ、その繁栄を計るために」という文面から分かるように、分割相続による土地保有、経営単位の細分化の結果生じる土地生産性および税収入の低下を防ぐことであつた、と考えられるからである。また、こうした第二の規定を設けることは、徴税業務に対する配慮から必要であつた。なぜならば、家族成員個々の持ち分を明確にすることによって、理念的には再び登録土地保有者と現実の土地占有者との一致を計ることができるとは、むしろすべての持ち分を個々の家族成員の名義で租税台帳に登録することにもなれば、納税義務者の際限ない増大をきたすことになる、徴税業務が煩雑になるからである。そのためにとられた妥協策こそ、一方では、土地分割を命じつつ、他方では、アーイラの土地経営、家計、納税単位としての枠組を維持するため、引き続き家族の最年長者の名義による租税台帳への土地登録を認めるというものであつた、と考えられる。

こうして、家族共同土地保有規定から窺うことができる、アーイラに対するエジプト政府の姿勢は、それを土地保有単位として法的に制度化しようとする積極的な姿勢ではなく、あくまで分割相続による土地保有単位の際限ない細分化の結果生じる農村社会の疲弊と徴税業務の煩雑さを避ける目的から、それを土地経営、家計、納税単位として維

持しようとする防御的な姿勢である。このことは、サイド法同条文において、家を崩壊させないということが確められる限りでという条件がついているものの、もし家族成員の一人が家族共同土地保有から分離したいと望む場合には、彼の望みは彼の持ち分の土地に限って認められる、と規定され、また同時に、家族成員の一人が第三者から土地を取得し、その土地を家族共同土地保有から除外しようと望む場合には、当該地は彼個人の名義で租税台帳に登録される、と規定されていることが示している。そして、この二つの規定は同時に、農民の側からも、アーイラが必ずしも土地保有単位として意識されていた訳ではなく、いわば相互扶助共同体として、生計を維持する必要が生じた限りにおいて、そして、家族の最年長者がその家父長的權威を行使しえる限りにおいて、土地経営、家計単位として機能した、ということを示しているように思われる。

もっとも、以上の指摘は、この家族共同土地保有制度が、一部の農民、とりわけ富裕農民層にとって、土地保有単位の細分化を防ぎ、アーイラ単位での土地集積を計る有力な手段となった、という事実を否定するものではない。なぜならば、たとえ土地分割リストが作成され、それがイスラム裁判所シャリーアと県庁において登録されたとしても、家族成員すべての持ち分は家族の最年長者の名義で租税台帳に登録された以上、現実には、アーイラは一つの土地保有単位として機能したからである。そのため、一部の富裕農民層は、村落社会における彼らの社会的地位の経済的基盤である土地が分割相続によって細分化されることを防ぐために、この家族共同土地保有制度を利用したのであろう、と考えられる。そして、このことは、この制度に関する法規のその後における展開のなかにみとることができる。

すなわち、先に指摘した如く、サイド法第二条においては、家族成員の家族共同土地保有からの分離を認めた規定がみられたのであるが、一八六九年の勅令によって、この箇所は削除され、同時に、それまでは義務づけられては

いなかった、土地の家族最年長者の名義での租税台帳登録が義務づけられたのである。⁽⁷⁾ この措置について、ベアーは、上記一八六九年勅令に言及した一八七七年の勅令にみられる文面をそのまま解釈して、それを徴税業務を円滑化するための措置であった、としている。⁽⁸⁾ 確かに、このベアーの指摘は、この措置の動機の一つを説明するものである。なぜならば、すでに指摘した如く、この徴税業務に対する配慮こそ、サイド法第二条において、エジプト政府が家族共同土地保有規定を設けた動機の一つであった、と考えられるからである。

しかしながら、この措置の動機として、ベアーは否定しているものの、アーティンが指摘する動機、つまり富裕農民層の圧力もまた無視できない。⁽⁹⁾ なぜならば、この措置を、遺言によるハラージュ地の相続を認めた一八六八年の勅令と合わせ考える時、⁽¹⁰⁾ 当時富裕農民層が分割相続による土地保有単位の細分化を防ぐ手段を求めていたことは明らかであるからである。そして、分割相続による土地保有単位の細分化は、一八五四年の第二土地法以降ハラージュ地における相続権が成文化されたため、加速されこそすれ、とまることはなかったであろう。⁽¹¹⁾

なお、一八六九年勅令によるこの家族共同土地保有規定は一八八一年の勅令によって廃止され、以後、家族成員個々の持ちは、彼らの名義によってそれぞれ租税台帳に登録されることになった。⁽¹²⁾ しかしながら、この勅令公布以後においても、家族共同土地保有慣行が根強く存続したことは、一九世紀末期における判例のなかで、家族最年長者は、家族成員の同意なしに家族共同保有地(amlak al-trikiya, amlak al-irika al-mushā'a)を売却、⁽¹³⁾ 抵当などによって処分してはならない旨繰り返し言及されていることが、これを示している。

1 例え、⁽¹⁴⁾ J. Berque, *Histoire Sociale d'un Village Egyptien au XXème Siècle*, Paris, 1957, p.47, H. Fakhourî, *Kufr El-Elow*, pp.56-7. これに対して、中岡三益、木村喜博両氏は、従来の社会、文化人類学者たちが、アーイラを分析

するに際し、その血縁的側面のみから考察してきたことを批判し、それを社会経済的側面からも考察すべきことを主張され、共同体論の視角から、このアーイラを、従来通りそれとウストラとの間の流動性を認めつつも、土地所有、耕作、家計単位でもある家父長的血縁共同体として定義している。cf. 中岡三益「エジプトにおける共同体——財産占取の形態と主体にかんするノート——」、木村喜博「農地改革前におけるエジプト農村社会の構造——共同体的構成の視角から——」川島武宜、住谷一彦編『共同体の比較史的研究』所収。

2 例えば、農業法第四、五一条。

3 ただし、すでに指摘したように、この *sanib al-athar* の実態は必ずしも明らかではない。この点については、第三章第一節、註(17)を参照のこと。

4 一九世紀中葉において、分割相続に帰因する農民保有地の細分化がどれ程進行したかについては、実証的裏付けのないまま、研究者によって意見が分かれている。土地保有単位の細分化を主張する研究者は、一八五四年の第二土地法以降、ハラージュ地相続権が成文化されたことを強調し、それを否定する研究者は、第二章第一節で言及した家族ワクフ (*waqf ahli*) 制度、そして、本節で論じている家族共同土地保有慣行ならびに遺言による遺産相続制度の存在を指摘する。

5 本節註(1)を参照のこと。また、アーイラの原型 *prototype* を土地所有、耕作、家計単位でもある家父長的血縁共同体として定義し、その解体過程のなかに家族共同体さらには村落共同体の変容過程を探ろうとする共同体論に対する筆者の批判は、以下の文献にみられる。拙稿「エジプト農村社会における村落有力者層——Leonard Binder の *Second Stratum* 論をめぐって——」『オリエンツ』第二四巻第二号、一九八二年、九二—一三頁。ただし、ここでは紙面の都合上、十分な批判が展開できなかった。そのため、この点については、機会を改めて論じてみたい。

6 また、それは、エジプト政府がイスラム相続法を放棄しない限り不可能である。そして、ここでもまた、イスラム国家における、法と政治権力との間の相互依存・対抗関係をみることできよう。

- 7 *al-qawānīn al-'aḡarīya fī al-diyār al-miṣriyya*, p.17, *lā'ihat al-aḡyan*, p.26, Raūf 'Abbās, *al-miḡam al-tijmā'i fī miṣr fī zill al-milkiyyat al-zira'īya al-kabīra*, pp.268-70. なお、一八七一年のムカーバラ法第四六条には、家族成員の合意に基づいてムカーバラ税（六年分の土地税前払い）が支払われた家族共同保有地 (*ḡāḡan al-'a'īlīn*) に対しては完全土地処分権が付与されるが、土地は引き続き家族最年長者によって管理されるべきこと、しかしながら、ムカーバラ税支払い完了時に作成される文書 (*buḡiat imtiyazāt al-muḡabala*) には家族成員の持分 (*ḡiṣṣa*) が明記されるべきこと、が規定されてゐる。cf. *lā'ihat al-muḡabala*, p.22, *al-qawānīn al-'aḡarīya fī al-diyār al-miṣriyya*, p.18.
- 8 G. Baer, *A History of Landownership in Modern Egypt*, p.38.
- 9 Y. Artin, *La Propriété Foncière*, pp.101-9.
- 10 *al-qawānīn al-'aḡarīya fī al-diyār al-miṣriyya*, fihrist, p.16, 'Aziz Khānkī, "al-milkiya al-'aḡarīya fī miṣr", *Majallat al-qānūn wa al-iḡtisād*, No. 6, Cairo, 1936, p.669.
- 11 拙稿「一九世紀後半のエジプト土地・税制度」一一頁。また、本節註(4)を参照のこと。
- 12 *al-qawānīn al-'aḡarīya fī al-diyār al-miṣriyya*, p.18.
- 13 *al-qawānīn al-'aḡarīya fī al-diyār al-miṣriyya*, p.18, note 1.

3 ハラージュ地における私的土地所有権の確立と村落共同体

前節において、エジプト政府は、家族共同体について、一方では、私的土地所有観念の導入によってその解体を指向する措置をとりながらも、他方では、徴税的観点からその維持を指向する措置をとらざるをえなかったことをみた。そして、この相反するエジプト政府の態度は、村落共同体についてもまたみられた。

ところで、村落共同体の解体を指向する一連の措置については、ここで詳しく論述するまでもないであろう。なぜならば、第三章で指摘した、登録農民固定制度と納税連帯責任制度の放棄を意図した一連の措置こそが、村落共同体の解体を指向する措置にほかならなかったからである。⁽¹⁾そのため、この点については、そこで取りあげえなかった以下の二点を指摘するにとどめたい。⁽²⁾

第一は、離村者の帰村時における土地分与規定の廃止である。すなわち、一八四六年の第一土地法第二条では、税滞納を決済する目的で保有地を第三者に委託したまま離村した者で、帰村時税滞納額を支払う能力がない者、つまり、彼の保有地を再取得する権利のない離村者に対して、県知事は、もし村落内に保有者の登録されていない耕作可能地 (alyan ziyada) があるならば、そのなから生活に必要な土地を与え、それがない場合には、彼が村落で生活できざるための何らかの措置を取るべきことが、規定されている。また、一八五四年の第二土地法においても、当該者に対して、村落有力者 (mashaykh al-balad) と生活に必要以上の土地をもっている村民の土地のなから、そして、徴税請負制度下に置かれている村落の場合には、徴税請負人、村落有力者、そして村民の土地のなから、彼の家族の生活のために、〇・五フェッダーン (一フェッダーン^{ムタアッヒド}約一・〇三八エーカー) から三フェッダーンの土地が与えられる旨定められている。⁽³⁾しかるに、一八五八年のサイド法第七条における離村者規定には、この土地分与規定はみられなくなっているのである。そして、この事実が当時における登録農民固定制度の廃止と関連していることは、容易に理解されよう。

そして、第二は、土地取得における村落住民の優先権 (baqq al-awlawiya) の廃止である。すなわち、サイド法第三条には、相続資格者不在のため国庫に回収された土地の再分配規定がみられるが、そこでは土地取得について優

先順位がつけられ、まず第一に、当該地が所屬する村落の住民たち、そのなかでも土地を保有していないか、あるいは保有していても少なく、それでは生活が成り立たない者が、次いで、隣接する村落の住民たちが挙げられている。ところが、一八六一年の勅令によって、このサイド法の規定は廢止され、国庫に回収されたすべての土地は、競売 (market) に掛けられることになったのである。⁽⁴⁾そして、こうした土地取得における優先順位の廢止が村落共同体規制の弛緩につながることは、指摘するまでもないであらう。

以上、エジプト政府は、村落共同体の解体を指向する措置をとった。しかしながら、このことは、当時のエジプト政府が村落共同体を解体するがままにまかせた、ということを意味しなかった。すなわち、エジプト政府にとって、村落を一つの行政単位として維持することは、行政、徴税、治安の観点から必要であり、そのため、エジプト政府は、村落共同体の解体を指向する措置とは相反する一連の措置をとることになる。⁽⁵⁾

この点に関して、まず指摘されるべきは、エジプト政府がハラージュ地の自由な利用を禁止、許可なくそこに植樹、あるいは揚水車^{サキヤ}など建造物の建設を一切禁止していたことである。こうした農地と居住地とを明確に区別し、前者の自由な土地利用を禁止するという伝統的イスラム土地政策は、稀少な農地の減少を防止し、同時に、農民を居住地に押し込めることによって、農村統治を容易にしようとする目的をもつものであった、と考えられる。ところが、一九世紀後半に至って、この伝統的イスラム土地政策の修正を促すような事態が生じた。それは、そこでの自由な土地利用が認められた特権地、つまり、一八四二年の勅令によって完全土地処分権を付与され、一八五四年のウシュル課税措置以後ウシュル地と呼ばれた、アブアーディーヤ地、ジャフアーリク地の増加である。そして、この新たな事態に対処するためにとられた措置こそ、一連のイズバ関係法令の公布であった。

イズバ (izba, pl. izab) とは、別の機会で指摘した如く、カフル (kafr)、ナジーム (naim)、ミンシャ (minsha'a) その他と同様、村落居住区以外の土地に建設され、そこに耕作民が居住した小集落を意味する言葉である。しかしながら、一九世紀エジプト社会経済史研究においてこの言葉を使用する場合、こうした小集落のうち、特権地アブアーディーヤ地、ジャフアークリ地のうゑに建設された小集落を指すことが多い。その理由は、ハラージュ地が、すでに指摘した如く、そこでの自由な建造物建設を法的に禁じられていたのに対し、一八四二年の勅令によって完全土地処分権を付与された特権地には、この法的規制は適用されず、また、特権地の多くは、通年灌漑体系の整備を待つて初めて可耕地となった新開地からなっていたために、その開墾と耕作の必要上、新たな小集落建設が不可欠であったからである。こうして、一九世紀中葉から末期にかけて、特権地の増加にともなつて、さらには、ハラージュ地の私的土地所有権の確立によつて、イズバの数は増加していったが、この事態は、エジプト政府にとつて好ましいことではなかつた。なぜならば、こうしたイズバの建設を自由に許すならば、村落が小集落の集合体となりかねず、このことは、政府の行政、徴税業務を煩雜にするうゑに、従来の村落単位での治安機構の無力化を引き起こし、農村の治安悪化をまねくからである。そのため、エジプト政府は、一八六三年における特別諮問委員会 (al-majlis al-khususi) 決定を端緒とした一連のイズバ関係法令を公布し、できうる限り新たなイズバ建設を禁止するとともに、管理の行き届かない既存のイズバの撤去、あるいは母村落への統合を命じるようになる。⁽⁶⁾

こうして、エジプト政府は、イズバの増加に象徴される新しい社会経済環境に対応して、村落の行政、徴税、警察単位としての機能を保持するために、農村行政の再編成に向つた。⁽⁷⁾ そして、こうした農村行政の再編成にもなつて、村落構造も変容していったと考えられるが、以下、こうした一九世紀末期におけるそれを含めて、一九世紀エジ

プト村落構造の変容過程を、村長職の職務内容の変遷に焦点をあてて探ってみたい。

一九世紀中葉の土地立法において、村落はナーヒヤ (*nahiya*, pl. *nawahin*) と呼ばれ、その行政は、ウムダ (*umda*, pl. *umad*) と呼ばれた村長と、彼を補佐する幾人かの村落有力者 (*mashaykh al-nahiya*) によってなされた。ところが、一八四〇年代までのムハンマド・アリー統治時代において、ナーヒヤと呼ばれた行政区は、幾つかの村落 (*balad*, *qarya*) から構成され、その行政官としてカーイマカーム (*qaimaqam*) と呼ばれた、上位行政機構に直属する官吏が任命された。そして、村落行政は、このカーイマカームと村落の有力者たち (*mashaykh al-balad*, *mashaykh al-hisas*) によってなされていたのである⁽⁸⁾。この一八四〇年代を境にしてナーヒヤの行政範囲が変化したという事実は、当時大きな農村行政の再編成がなされたことを予想させる。事実、カーイマカームという職種は一八四〇年代以降みられなくなり、また、ウムダという職種が法令のなかであらわれる最初は、現在確認できる限りでは、一八四三年である⁽⁹⁾。そして、このウムダは、それ以前の法令のなかで散見される *al-mashaykh al-kibar* と呼ばれた村落有力者たちの代表者に、その起源を求められるように思われる⁽¹⁰⁾。

ともかく、以上の事実から、一八四〇年代において農村行政が再編成され、それは、それまではナーヒヤの下位行政単位を構成していた村落 (*balad*, *qarya*) を、個々の行政村ナーヒヤとして、より直接的に地方行政の末端機構としてとり込む形でなされた、と考えられる。そのため、この再編成以後生じたウムダ職は、それまでの村落有力者たち以上に、村役人としての性格を強くもつものであった。ペアーは、村長職の職務内容の変遷を跡づけた論文のなかで、サイドの治世において村長職から解除された業務として、村落住民への土地と税の分配を挙げている⁽¹¹⁾。このペアーの事実認識自体には、誤りが無いように思われる。しかしながら、ここで注意すべきは、こうした村長職における

職務内容の変化は突然に生じたものではなく、一八四〇年代以降、この変化を可能にするような上記農村行政再編成があった、という事実である。

そして、この農村行政再編成の背景は、明らかに、ムハンマド・アリー⁽¹²⁾の土地国有政策の修正、具体的には、村落共同体の解体を指向する一連の措置に基づく、登録農民固定制度と納税連帯責任制度の放棄であった。こうして、村落有力者層は、それまでは多分に村落共同体慣行に基づいていた業務を解除され、改めて村役人として組織され直されたのであった。そして、この過程は、サイド法が公布された一八五八年の一勅令による、村長職免稅地の廃止によって終結した、ということができらるだろう。

もっとも、この過程によって、村長は^{ウムダ}はじめ村落有力者層の村落社会における社会的地位が低下したことにはならない。確かに、村落共同体の解体を指向する一連のエジプト政府の施策によって、それまでの彼らの権力基盤は弱められたかもしれない。しかしながら、彼らは同時に、地方、中央政官界に進出していった。一八六八年の税制改革委員会、一八七一年に設立された農業監督委員会 (majlis tafsh al-zira'a bi al-aqāim)、そして、一八六六年から一八七九年までの代議員議會 (majlis shūrā al-nuwwāb) の中核となったのは、ウムダ層であった。⁽¹³⁾すなわち、村落有力者層の村落社会における社会的地位の基盤は、それまでの共同体慣行と結びついた權威から、地方、中央政治と結びついたそれへと変化したのである。そして、彼らの経済的基盤もまた、村長職免稅地から私的に集積した土地へと変化した。

ところで、村長職の職務内容の変遷を跡づけた先の論文のなかで、ベアーは、一八八二年以降のイギリス単独統治下において、ウムダの主要業務はもっぱら政府通達の伝令、情報の提供に限定され、その社会的、政治的地位も低下

し、イスマイル時代におけるウムダの黄金期は終った、と指摘している⁽¹⁴⁾。確かに、一八九五年におけるウムダ選出方法を定めた勅令をみて、被選出資格者は五フェッダーン以上の村民となっており、そこで対象となっているのは、中小地主層である⁽¹⁵⁾。しかしながら、この時期のウムダ層と前期イスマイル時代のそれとの連続を想定してはならない。なぜならば、イギリス単独統治時代のエジプト農村社会にみられた顕著な現象の一つは、村落有力者層の階層分化であり、土地を集積した村落有力者層の多くは、生活拠点を都市に移すことによって、当時の不在地主層の一部を構成するようになったからである。そのため、もしイスマイル時代のウムダ層との連続を想定しうるこの時期の階層があるとするならば、それは、当時地方、中央政官界で活躍した名士層 (ayan) である⁽¹⁶⁾。そして、この点に関連してここで想起すべきは、すでに指摘した如く、当時、イズバの増加に象徴される新しい社会経済環境に対応して、村落の行政、徴税、警察単位としての機能を保持するために、農村行政の再編成がみられた、という事実である。換言するならば、ベアーが指摘するウムダ職の職務内容の変化、およびウムダ層の社会的、政治的地位の低下は、この農村行政再編成過程の一つの帰結にはかならず、そこには、一九世紀中葉における農村再編成と同様、エジプトにおける私的土地所有権確立過程との深い結びつきがみられるのである。

すなわち、この二つの農村行政再編成と結びついた私的土地所有権の確立過程とは、言うまでもなく、一九世紀中葉における農村再編成については、ムハンマド・アリー⁽¹⁷⁾の土地国有政策の修正をもたらした、一連の土地立法による私的土地所有権の導入であり、一九世紀末期におけるそれについては、近代民法典の制定に基づき、近代法概念としての私有権を基本規範とした私的土地所有権の確立である。ともかく、こうして、エジプト政府は、一九世紀を通じて、村落を行政、徴税、警察単位として維持する目的をもつ、それ故、間接的ながら、村落共同体の解体を阻止す

る指向をもつ措置をとり続けたのであった。

1 ところで、本稿が専ら依拠する法令から知りうるのは、徴税、行政、警察単位としての村落、つまり行政村であり、共同体という言葉から連想される、そこでの血縁的あるいは地縁的紐帯の実態を知ることは、ほとんど不可能である。それにも拘らず、ここであえて共同体という形で村落に言及するのは、第三章第一節で指摘した如く、ムハンマド・アリー時代の村落行政組織は、それまでの村落共同体を行政末端機構に組み込むことによって成立しており、村落行政組織の変容を跡づけることは、同時に、村落共同体の変容をも跡づけることになると思われるからである。従って、本節における村落共同体という用語は、国家権力から一応独立して営まれたと考えられる、行政村を単位とした生活共同体という程の漠然とした意味で使用されている。また同時に、言うまでもないことながら、筆者は、本節で指摘する法令に基づく村落像が当時の農村社会の実態だと主張するものではない。すなわち、ここで筆者が主張したいことは、一九世紀中葉における村落関連法規には、幾つかのはっきりとした傾向がみられ、それは現実の村落構造に少なからず影響を与えたであろうということにすぎない。

2 また同時に、第二章第一節における村落共有池^{ウヰ}についての叙述を参照のこと。

3 Ahmad al-Hitta, *tarikh misr al-iglisadi fi al-qarn al-tasi' ashur*, p.84.

4 *lahiat al-alyan*, p.18. 土地の競売については、第二章第二節(註(7))を参照のこと。

5 第二章第一節における脱穀場^{マハラ}についての叙述を参照のこと。また、第三章第三節および本章第二節においてそれぞれ指摘した、ムシャールカ慣行と家族共同土地保有慣行の実質的承認は、村落共同体の解体を阻止する要因として機能したのであろう。

6 拙稿「カフル・シェブラフール村の村方騒動」六〇―一、六九―七一頁。

7 こうした農村行政の再編成が本格的に展開したのは、イギリスによるエジプト単独支配が開始された一八八二年以降である。

8 拙稿「Egyptian Village Community」, pp.184-5.

エジプトにおける私的土地所有権の確立

- 6 'Ali Barakāt, *talawwur al-milkiya al-zira'iya*, p.231. 其の qānūn al-muntakhabāt 第二〇〇条は 'umda 及び 40条に於て qānūn al-muntakhabāt に於ては 第一章第二節(註(15))を参照せよ。
- 10 拙稿 "Egyptian Village Community", p.185, 'Ali Barakāt, *talawwur al-milkiya al-zira'iya*, pp.231-2, H. A. Rivlin, *The Agricultural Policy of Muhammad 'Ali*, pp. 88,92-4.
- 11 G. Baer, "The Village Shaykh, 1800-1950", in *Studies in the Social History of Modern Egypt*, pp.40, 45.
- 12 拙稿「一九世紀前半のヒッソナ土地・税制度」七五頁。
- 13 税制改革委員会に於ては 'Ali Barakāt, *talawwur al-milkiya al-zira'iya*, p.305 を 農業監督委員会に於ては *la'ihal tarīb majālis tafīsh al-zira'a*, Cairo, 1301 A. H. を 参考せよ。 代議院に於ては M. Khalil Subhī, *tarīkh al-hayāt al-miyābiya fi misr*, Cairo, 1939, pp.18-34. を 参照せよ。 以上の註(14)を参考せよ。 代議院に於ては 一六〇—一八五ページメントがウツクニ於ては 参考せよ。
- 14 G. Baer, "The Village Shaykh", pp.51-3.
- 15 F. Jilād, *al-qāmūs al-'amm li al-idāra wa al-qada'*, Vol. 2, Alexandria, 1900, p.676.
- 16 L. Binder, *In a Moment of Enthusiasm — Political Power and the Second Stratum in Egypt*——, Univ. of Chicago Press, 1978, p.126 を 掲げられた表を 参照せよ。

おわりに

本稿の隠された目的は、伝統社会と近代社会との対立を前提して、近代エジプト史を後者による前者の置き換えと

みる、また、これとほとんど同義であるが、国内要因と対外要因とを峻別し、エジプトの近代化過程を外からの圧力でもって説明しようとする研究方法に対する批判であった。筆者には、従来の研究において大勢を占めているこの近代化論こそ、本稿の冒頭において、従来の土地制度史研究に対する批判として指摘した諸点、とりわけ、一九世紀末期における近代民法典制定以前の時代に、統一的、それも近代法的土地法体系の存在を暗黙裡に前提する研究姿勢の原因と思われた。そして、このことが、法律の専門家でもない筆者をして、本稿を伝統的イスラム土地法体系の叙述から開始させた理由であった。そのため、この点を明確にするために、以下、くどいようであるが、一九世紀末期における近代民法典制定まで、エジプトの土地保有関係を律していた伝統的イスラム土地法体系について、振り返ってみよう。

さて、この法体系は、統一的規範群から構成されておらず、それぞれ独自の法領域あるいは法秩序をもったイスラム法、^{「ムア、カメイーン」}世俗法、そして慣行^{「ウルフ」}という三つの法規群から構成されていた。このうち、国家の政策意図を直接的に反映する世俗法は、伝統的イスラム土地法体系にあって、いわば実定法的法規群を構成したが、それは近代法概念としての実定法では決してなく、あくまで伝統的イスラム国家観に基づいて、君主が臣民に対して、命令あるいは恩寵として下した法規群であった。そのため、この世俗法は、ある場合には、一般的原则を提示する法律として、またある場合には、土地授与、徴税請負契約の際君主と特定の臣民との間にとりかわされた、さまざまな内容をもつ特権付与規定として示されたが、そのいずれにおいても、同じく勅令として、その法的拘束力において異なるところはなかった。このように、同じく世俗法^{「カメイーン」}といわれながらも、性格を異にする二種類の法規群がみられ、それは、適用対象として、それぞれ異なる土地範疇をもっていた。さらに、この世俗法は、すべての土地範疇に適用された訳ではなく、その適用

をうけず、イスラム法、慣行によって律せられた土地範疇もまた存在した。

ところで、こうした複雑な法環境のもとで、一八四〇年代以降、その内容と導入時期の差違をともなつて、各種土地範疇にいわゆる私的土地所有觀念が導入されたのであるが、当時付与された権利のどれ一つをとつてみても、近代法概念としての土地私有権ではなかつた。こうした私的土地所有觀念の導入過程に関して、とりわけ注目すべきは、この過程と時を同じくして、前代に逆行するかの如き、土地授与の増加と徵稅請負制度の復活がみられた、ということである。そして、従来の研究では、土地授与の際被授与者に付与された権利は土地私有権である、と指摘されてきた。しかしながら、この権利は、第二章第二節で詳説した如く、少なくともその当初にあつては、特定の目的によつて、それ故付帶義務をともなつて、君主が臣民への恩寵として与えた特権の一つにすぎなかつた。すなわち、以上を要約するならば、当時エジプト政府は、土地国有制度の破綻、具体的には、累積する稅滞納に直面して、伝統的イスラム土地法体系の枠組のなかで、そして、伝統的イスラム國家觀に基づいて、土地・稅政策を実施し続けたのであつて、これまでの研究においてしばしば強調される如く、一八四〇年代を境に、エジプト政府の土地・稅政策がドラスティックに変化した訳ではなかつた。

しかしながら、この一九世紀中葉における土地国有政策の修正は、極めて特殊な政治經濟環境下になされた。この特殊な環境とは言うまでもなく、エジプト社会の世界資本主義体制との邂逅である。そして、その帰結の一つが、一八七六年のエジプト財政破産に始まる、英仏主導のもとでのエジプト統治機構の近代化であつたが、この近代化政策の一環として、混合、国民兩裁判所の設置と、それにともなう二つの近代民法典の制定がなされた。こうして、一九世紀末期に至つて、それまでの伝統的イスラム土地法体系下における土地保有をめぐる複雑な法環境は一切捨象さ

れ、エジプトの土地保有関係は、一律近代法概念としての土地私有権を基本規範として規定されることになったのである。従って、以上の叙述から分かるように、たとえそれまでにエジプト土地法体系が、私的土地所有觀念の導入とその強化によって、實質的には土地私有権に基づく土地法体系となっていたとしても、この一九世紀末期における近代的土地私有概念のエジプト土地法体系への移植と、それまでの一連の土地立法による私的土地所有権の確立過程とは、明確に区別すべきものである。

しかるに、従来の土地制度史研究の多くは、この違いを念頭に置かず、一九世紀末期における歴史の到達点から溯行的に一九世紀エジプト土地制度史を解釈する、という誤りをおかしているように思われる。そのため、ここでは、便宜的に設けられた各種土地範疇分類が示すように、後に大土地所有を発生させることになる諸契機を、一九世紀中葉におけるエジプト政府の土地・税政策のなかに探ることに終始し、当時の土地保有をめぐる複雑な法環境を理解して初めて可能な、大土地所有形成過程におけるエジプト農村社会変容を分析する視角を見失っている。そして、こうした従来の研究における方法論上の誤りをもたらしただ原因が、伝統社会と近代社会を対置させて一九世紀エジプトにおける近代化過程を論じようとする近代化論の採用であることは、明らかである。こうして、本稿は、以上の如き方法論上の誤りを排して、一九世紀中葉における私的土地所有権の確立過程を跡づけ、同時に、それが当時のエジプト農村社会に与えた影響を探る試みであった。

付録(一) 一八四二年勅令翻訳⁽¹⁾

[一] 我々は臣民に以下のことを通達する。すべての国家と王国の繁栄と安寧は、農業と商業によって達成されるが、神の御恵みにより、エジプトのすべての土地 (kamīl arādi qura ma'nūra al-qur al-misri) は、耕作 (parḥ) と開墾 (taṣḥīq) に適している。そのため、第一に、国土の繁栄の増大、第二に、国富の増加に資するために、また、臣民と官吏の幸福を願って、これまで、エジプト農村において、そこでの開墾と耕作が可能と判断された者に対して、アブアーディーヤ (ab'ādīya) として知られている無主地が、彼らの能力に応じて授与され、また同時に、耕作地 (al-āḡyān al-ma'mūr) の一部が、造園、植樹などの理由から授与されてきた。

さて、ルーズナーメ局は、通常、こうした被授与者に対して、当該地が免税特権地 (rizqa bila mal) として授与されたことを証明する文書 (sanadat diwāniya) ——つまりタクシート (訳者) ——を発行するが、一二五二年シャッワール月二八日、すでに廃止された内務委員会 (majlis malakiya) は、(この点に関する) 幾つかの規定を含む勅令 (khuṭba) を公布し、⁽²⁾ そのなかで、臣民に通達を告示し、玉璽とともに、それに基づいて手続きをとる旨命じた。

ところが、これまでにルーズナーメ局から発行されたタクシート (taqasīḥ) は、上記勅令の内容と矛盾し、さらに、この勅令に基づいてタクシートのなかで定められた幾つかの規定は、イスラム法の所有権規定 (ḥuḳm al-tamalluḳ al-shar'i) と相容れないことが、明らかとなった。また、こうしたアブアーディーヤ地と耕作地^{アブアーディーヤ}の所有者 (mustamlikīn) が、能力の不足あるいは資金難や破産のために、土地経営に従事できなくなった場合、政府が当該地の売買を禁じていないならば、彼らはその所有地 (al-āḡyān allatī taḥt' tasarruf-hum) を、それを望む者に対して譲渡 (irfāq) あるいは売却し、同時に、資金と能力をもつ者は、望んでそれを購入し、耕作するため、すべての農地 (kaḫaf arādi al-qura) は放置されず、耕作の対象となる、と思われた。かくして、売却と処分を認められた土地所有者は、しかるべく土地の開墾と耕作に努め、よって、国土の繁栄がもたらさ

れるが、このことこそ、我々がその実現を願う最大の望みである。

そのため、ムフティー閣下 (Qadirat mutti afandi) の意見に従って、タクシントを発行された土地所有者 (ashab al-ityan) は、いかなる制約からも自由であるところから、現在までに授与され、彼らの所有下に入った土地の所有者、および、今後免税特権地として授与されるアブアーディーヤ地と耕作地の所有者に対して、当該地の売買、譲渡 (in'iqd)、贈与を許可する文書 (sanad shar'i) ——つまりタクシント (訳者) ——が発行される。すなわち、現在までに免税特権地として授与されたアブアーディーヤ地と耕作地、および、上記規定に基づいて今後授与されるアブアーディーヤ地と耕作地の所有者は、それを売買、譲渡、贈与することを許され、我々から彼らに対して、売却その他イスラム法の定める ('ala al-wah al-shar'i) すべての処分権が与えられる。そして、この決定に基づいて、この通達が発示され次第、神の恩寵によって、過去に発行されたタクシントは廃棄され、書き換えられねばならない。

こうして、我々の望むところは、かつて免税特権地として授与されたアブアーディーヤ地と耕作地のタクシントは、この通達に基づいて、考慮の余地なく、また、いかなる制約事項も設けず、書き換えられるべきであることであるから、過去のタクシントは廃棄され、土地所有者には新たなタクシントが発行される。また、今後授与される耕作地とアブアーディーヤ地についても、この勅令の内容に基づいてタクシントが発行され、被授与者に与えられる。

ところで、以上の規定を実施することは、神の望むところを実現するための原則 (dustur) であり、この原則に基づいて、エジプト政府 (Dewan his) はこの勅令を公布し、臣民に告示したのである。そのため、臣民はこの原則に従って行動し、それからのいかなる離反も避けなければならない。

〔二〕 すべての国家と王国の進歩、繁栄、安寧は、農業と商業を通して達成されるということとは、広く知られている。ところで、エジプトの国土は農業に適していることに鑑み、過去および現在において、アブアーディーヤとして知られている無主地は、それを耕作し、開墾する能力あるいは望みがあると判断された者に対して、エジプトの繁栄と、官職保有者、有力者 (awyan)、

そして一般住民の富の増大に資するために授与され、その際、家系 (*nasl wa dhurriya*) が跡切れるまでの間、彼らがそこでの利益を享受する (*yantafirū*) 旨を証明する文書 (*sanadāt*) ——つまりタクシード (訳者) ——が発行されている。そして、家系が跡切れた後には、当該地は、当局によって、特定の機関 (*jihāt mu'ayyana*) のためのワクフとして設定されることになる。ところが、この規定では、土地取得者 (*arḥāb al-aiyān*) に土地処分権 (*tasarruf shar'i*) が与えられていないために、彼らは、当該地の改良について注意を払っていない。このため、当局は、土地取得者が売買、贈与その他イスラム法の定める処分権をもつならば、彼らは繁栄の増大と国富の増加の推進者となるであろう、という認識に達し、ムフティー閣下 (*ḥadrāt al-muftī*) に意見を求めたところ、彼はこの点に関して承認を与えた。

こうして、以上に準拠して、今後土地が何人に対して授与されようとも、土地取得者は、売買、贈与、ワクフ設定その他イスラム法の定める処分権 (*ḥaqq al-tasarruf al-shar'i fi al-bay' wa al-shirā' wa al-hiba wa al-iqāf wa nahw dhālik min ḥisr al-tasarrufāt al-shar'iya*) をもつことになり、その旨文書 (*sanadāt*) が作成され、発行される。同時に、過去に発行された文書をもつすべての者に対して、上記内容を認めた新たな文書が発行される。ともかく、この規定は、(神の望みを実現するための) 原則 (*dustur*) とみなされなければならない。

- 1 ここに翻訳するのは、一二五八年(一八四二年)ムハッラム月五日、ルーズナーメ局宛てに公布された勅令である。ところで、この勅令は、トルコ語によって、あるいは、トルコ語、アラビア語双方によって公布されたようである。というのも、この勅令を再録してゐる文献は、Y. Artin, *al-ahkam al-mar'iya fi sha'n al-arādi al-misriya*, pp.54-6 (Y. Artin, *La Propriété Foncière*, pp.334-6. ただし、仔細な点についてはあるが、アラビア語版に再録された勅令文面の方が、フランス語版のそれよりも詳し。)と、Amin Sami, *laqim al-nil, 'asr muḥammad 'ali*, Cairo, 1928, pp.516-7 の二つであるが、後者はトルコ語からの翻訳となっており、また、その基本内容は同じであるものの、両文献に再録されたこの勅令の文章

は、全く異なっているからである。ともかく、ここでは、まず「一」において前者の、次いで「二」において後者の翻訳を試みた。なお、この勅令に限らず、付録(一)、(二)で翻訳を試みる第一土地法、サイド法もまた、文面はすべて、段落なしの一続きの文章によって綴られている。しかしながら、読みやすくするために、訳者の判断によって、適当に段落を設けた。

2 特権地に相続権を付与した一八三六年の勅令。この勅令の再録は、以下の文献にみられる。Y. Artin, *al-ahkam al-mar'iyā fi sha'n al-arādī al-misriya*, pp.52-4, F. Jilā, *qanuns al-idāra wa al-qadā'*, Vol. 1, Alexandria, 1890, pp.12-4.

付録(一) 第一土地法翻訳(一)

第一条

ガールーカ (ghārūqa) として設定された土地について。その(本来の)保有者 (arḥāb al-hā) がそれを回収することを望む場合、当該地が昔から彼の保有地^{アサリヤ}であり、検地 (misaḥa) 以後ガールーカとして設定されたケースについては、もし土地が裁判所文書 (ḥujja) と正式文書 (sanadū) に基づいて正当に入れられ、また、彼が(現在の)土地占有者 (waḍī'in al-yaḍ) へ債務 (ghārūqa) を弁済し、土地耕作にあたる能力を備えていることを理由に、当該地の回収を望むならば、土地保有者 (sāhib al-athar) が債務を弁済し、また、共同耕作 (yusharikū) あるいは他人に貸借することなく、自分一人で土地耕作にあたること^{アサリヤ}が確認された時点で、彼のこの望みは認められる。というのも、彼こそ本来の土地保有者 (sāhib al-athar al-astī) であるからである。そして、その際、当該地占有 (wad' al-yaḍ) が短かかろうと長かろうと、占有期間の長さは問題とはならない。しかしながら、土地保有者が、当該地は検地以前にガールーカとして設定されたのだと主張する場合には、彼の望みは聞き入れられず、土地は、検地が彼の名義で実施された(現在の)土地占有者のもとにとどまることになる。

ところで、土地保有者が、債務を弁済することはできるものの、当該地すべてを耕作する能力をもたないため、土地回収後、

その一部のみを自分で耕作し、残りは賃貸することを望んだり、あるいは、債務額以上の金額で、すべての回収地を他の者に賃貸することを望むような場合、以上のことが明らかになった時点で、土地は土地保有者に引き渡されず、彼に対しては、彼の能力に依りて、当該地のなから、自らの耕作に必要なだけの土地が与えられ、彼は、この取得地相当の債務を支払うことになる。

また、土地保有者が彼の保有地 (athar) を他の者に譲渡した (asqata) が、今になって、この土地保有者が当該地の保有権を要求する (muajib bi al-ayān athar-hu) 場合、^{ハラージュ}地の譲渡は売買と同類の行為であるため、(現在の) 当該地占有者のもとに譲渡文書 (sanad shar'i) があるか、あるいは、証言資格を有する者の証言 (shuhūd) がある限り、土地は、土地保有者へ回収されず、(現在の) 土地占有者のもとにとどまる。

第二条

帰村し、(再び) 村落 (biād-hum bi nawahī al-mudriya) に居を構えた離村者 (musahhibin) についで。彼ら、^{キハラ}は、(すでに以前から) 村落に居住している者が、(かつての) 保有地に対する保有権を要求した (talabu ayān-hum al-athar) が、(現在の) 土地占有者 (wādi'in al-ya'd) は、(離村時において) 当該地の一部に税滞納 (baq'ayā) があり、また、(その後) そこに他の者の税滞納 (tawzi'a) が割り振られたために、それらを支払い、さらに、当該地に対して土地改良費等の経費を支出したという理由から、こうした要求を拒否した場合、もし彼らが離村前に土地をガールカとして設定し、帰村後それを回収することを要求したケースであるならば、当該地は、第一条で明らかにされた規定に従って、債務 (shar'ūq) 弁済後、彼らに回収されなければならない。

また、離村者あるいは在村者の一人が (土地) 回収を要求した際、当該地が、(村落有力者が自ら) それを取得し、耕作する目的から、あるいは、離村時までの期間、当該地保有者 (shāhib-ū) —つまり、上記離村者あるいは在村者 (訳者) —には

税滞納がなかったにも拘らず、それを第三者に対してガールカとして設定する目的から、村落有力者 (mashaykh) の管理下に置かれていることが明らかになったケースについては、調査後、もし村落有力者自身が当該地の耕作者であることが判明した場合には、土地は、すでに指摘した如く、(本来の) 土地保有者に回収される。そして、村落有力者が当該地をガールカとして設定した場合には、村落有力者は取得した債権 (sharfa) を解消し、土地は、上述した規定に従って、(本来の) 土地保有者に回収される。

もっとも、離村者あるいは在村者にもともと税滞納があり、彼らは、それを決済する目的から彼らの土地を他の者に供与したにも拘らず、今になって、当該地 (の回収) を再び要求した場合には、上記税滞納は債務 (sharfa) と同じものになり、当該地取得者 (mustawih) はこの税滞納を弁済しなければならなかったのであるから、(本来の) 土地保有者 (shaykh al-ahar) が婦村し、当該地を要求した際、(土地放置が) 五年あるいは六年を経過しているケースについては、彼の生活のために、そこで耕作にあたる当該地の半分が彼に与えられ、彼は、この半分の土地相当の税滞納を (現在の) 土地占有者 (wadi' al-yad) に支払うことになる。また、(土地放置が) 一〇年以上を経過しているケースについては、村落に耕作可能な無主地 (ayyan ziyada) が存在する場合には、そのなかから生活に必要な土地が彼に与えられ、それが存在しない場合には、当該地の三分の一だけが生活のために彼に与えられ、彼は、上述した規定に従って、この三分の一の土地に相当する税滞納を支払うことになる。ただし、(本来の) 土地保有者が支払う税滞納額とは、それが当該地の半分相当であろうが三分の一相当であろうが、彼の離村時までにそこに累積されていた税滞納額に、一二五七年以後⁽²⁾そこに割り振られた他の者の税滞納額 (tawzi'at) を加えた額である。

最後に、帰村した離村者が土地 (回収) を要求したが、彼には当該地の半分あるいは三分の一に相当する税滞納を支払う能力がなく、また、その時点で、村落に彼に与えるための無主地が存在しない場合には、県知事閣下 (hadrat al-mudir) は、その責任でもって、彼に対して、村落での生活が可能となるような措置を取らなければならない。

なお、土地経営のために支出された費用については、その (本来の) 土地保有者は、それを一切負担しない。というのも、こ

の経費は、(現在の)土地占有者が(これまでに)取得した耕作利益のなから決済されるべきものだからである。

第三条

土地保有者 (arbab-ha) の (耕作) 能力欠如のために没収され、強制的に他の者に割り振られた (tawazza'at) 土地について。(本来の) 土地保有者が今やそれを耕作する能力をもつようになり、(土地回収を要求したにも拘らず)、(現在の) 土地占有者 (wadi'in al-yad) はこの要求を拒否する事態が生じている。

このように、能力の欠如から没収され、県内の諸村落 (nawahi al-mudiriya) に強制的に割り振られた土地の (本来の) 保有者が、現在土地の回収を要求しているならば、県知事 (muDIR) は、彼らの (耕作) 能力と生活事情を確認したうえで、彼らに対して、村落内にある当該地のなから、彼らの生活に必要とされるだけの土地を与えなければならぬ。そして、もし当該地に税滞納 (daqaya) あるいは割り振られた他の者の税滞納 (tawzi'at) があるならば、彼らは、先に指摘した規定に従って、取得地の規模に応じて、それらを支払うことになる。なお、その際、それが最近であろうが遠い過去であろうが、当該地が強制的に割り振られた時期は、問題とされない。

ところで、(現在の) 土地占有者 (wadi' al-yad) が、当該地の開墾等の費用を支出したと主張して、その支払いを (本来の) 土地保有者 (sahib al-ahar) に要求する場合、彼のこの要求は受け入れられない。なぜならば、もし彼の主張が正しいとしても、こうした経費は、先に指摘したように、(現在の) 土地占有者が当該地耕作期間に取得した耕作利益のなから決済されるべきものであるからである。

第四条

土地保有者 (arbab-ha) が夏作物 (asnat) 栽培のための、サーキヤ (sawaqi) を建設する能力をもたなかったために没収さ

れた土地について。一二四三年から一二五一年までに公布された勅令に基づいて、そこで夏作物を栽培するために、こうした土地の一部が、それが彼らの保有地に隣接しているという理由から、その時点で(夏作物を)栽培しうる者に対して供与されたが、その際、(当該地の本来の)土地保有者(ashāb al-athar)に対して、彼ら——つまり、当該地を供与された者(訳者)——の土地あるいはそれに代わる土地が与えられなかったために、現在、(本来の)土地保有者が当該地(の回収)を要求し、他方、(現在の)土地占有者(wādī'in al-yad)はこの要求を拒否する事態が生じている。

ところで、このように、もし(本来の)土地保有者が土地(回収)を要求するならば、県知事(muḥarrir)は、当該地の保有者とその(耕作)能力を確認したうえで、彼に対して、当該地のなから、彼の耕作能力に見合うだけの土地を与えなければならぬ。そして、その際、(当該地がいつ供与されたかという)時期は問題とはならない。

ただし、当該地が供与された時、そこに税滞納(Da'ayā)があり、(現在の)土地占有者がそれを弁済したり、また、占有期間中に、それが常であるように、そこに新たに他の者の税滞納(tawzi'at)が割り振られ、彼がそれを支払ったような場合には、(本来の)土地保有者は、取得した土地の規模に応じて、それらを(現在の土地占有者に)支払わなければならない。

第五条

これまでの条文で言及された土地の占有者(wādī'in al-yad)に課せられていたフィルダ税(firda^(c))について。土地が占有者から(本来の)土地保有者(sāhib al-athar)に回収される時点で、後者に対して、回収された土地に見合うフィルダ税が課せられる代りに、当該地からの収入がなくなったことに鑑みて、前者に課せられていたフィルダ税は免除される。

ところで、フィルダ税は、一年おきであろうが二年、三年おきであろうが、収入(iktisāb)に基づいて査定(ta'din)し直され、この新査定に基づいて、課税と徴税がなされている。というのも、収入は、耕作土地面積の多少のみに基づくものではなく、商品(mawārid al-bay' wa al-shirā')、家畜(mawāshīn)、年金(arzāq)その他各個人の資産(iktisāb)と能力(iqtidar)

に基づいており、土地は、こうした(収入源の)一つにすぎないからである。ともかく、こうして、すでに指摘した如く査定し直されたうえで、課税がなされることになる。

第六條

今後、土地を賃貸したり、ガールーカとして設定したり、共同耕作したり(yusharikū)、小作に出したり(yurabi'n)、その保有権を他の者に譲渡(isgat al-alyan aharivat-hu)したり、抵当に入れたり(yarhamū)する場合、村落において、こうした行為が土地保有者と村落住民(ahālīn)あるいはその他の者との間にかわされる限り、それは、土地供与者(ḡīn)と被供与者(akhdh)との間で作成される正式文書(sanad madmūgh)に基づかなければならない。そして、今後は、文書に基づかない、あるいは、所定の書類によらなく(waraq shayr madmūgh)文書に基づくこの種の行為は無効である。

以上の規定は、現在生じている如く、土地保有者(ashāb al-alyan al-ahariva)が彼らの土地について訴えを起こした時、彼らと土地占有者(wādīn al-yad)との間に紛争が生じないようにするためのものである。というのも、こうした文書が残されている限り、政府、すなわち県庁(diwan al-mudiriya)は、彼らの紛争を解決するために、それを参照しえるからである。そのため、すべての県庁には、所定の書類(waraq madmūgh)が備え付けられ、上記行為のために文書作成の必要が生じた時には、土地保有者はこの書類を購入し、正式文書を作成することとなる。

なお、今後、すでに指摘した如き文書が存在しないにも拘らず、上記行為について訴えが起された場合、土地供与がこの法律公布以後になされ、それに関する正式文書が作成されていないことが確認されたならば、その時点で、こうした訴訟者の訴えは却下される。

1 第一土地法は、一二六三年(一八四六年)ドゥ・アル・カアダ月三日に公布された。この翻訳は、以下の文献にみられ

その法律の再録に基づいて。Ahmad al-Hitta, *tarikh al-zira'a al-misriya*, pp. 359-63.

2 この年「耕作者および村落の余剰金に関する法律」(la'ihat fawā'id al-muzari'in wa al-mushā'a) が公布され、各村落住民の税滞納が過去に溯って調査された。この点に関しては、本稿九六―九頁を参照のこと。

3 *finḍa* は、本条文から窺われるように、一種の所得税であるが、その実態は必ずしも明らかではない。Clot-Bey によれば、この税は、都市では個人単位で、そして農村では家単位で課せられたと云ふ。cf. A. B. Clot-Bey, *Aperçu Général sur l'Égypte*, Vol. 2, Bruxelles, 1840, pp. 156-7. また、この税に関する以下の文献を参照しよう。Y. Artin, *La Propriété Foncière*, pp. 133-54.

付録(三) サイード法翻訳⁽¹⁾

「二二七年ドゥ・アル・カアダ月二四日⁽²⁾、勅令第一四五号として、内務省宛て公布された勅令の写し」

多岐化し、混乱している土地訴訟を目的当たりして、我々は、土地訴訟の再検討と、必要な法手続きと適用規則を含む簡条からなる法律、すなわち、土地に関してこれまでに公布された諸法令を参照することなく、それ自体で適用上必要なすべての規定を含む手引きの作成とを命じた。こうして、土地法が立法委員会 (*majlis al-ahkam*) において起草され、起草後、まず特別諮問委員会 (*al-majlis al-khusus*) において、次いで御前会議 (*al-ma'iyā*)⁽³⁾ で、さらに再び特別諮問委員会において検討され、ここにこの土地法は、序文、二八箇条の条文、および結語からなる法律として姿を整えた。

さて、この法律作成において我々が主に意図したところは、この法律を作成し、判決にあたってこれを適用することを可能ならしめ、よって判決の曖昧なからんことを期すことにあった。このため、この法律は、最終的な特別諮問委員会の検討をもって終った、都合三回に亘る検討を経て、上述した構成の法律として完成したのである。そして、その過程で、詳細な検討が望まれる

と我々がこれまでに指摘した諸点について、検討に付されなかつた事項は何もないという程までに、詳細な検討が加えられ、判断が下された。こうして、我々の間において、今後法手続きはこの法律の内容に従つてとられるべしとの合意がなされ、我々は、ここに、臣下に対してこの勅令を公布し、この法律が適用され、その規定に基づいて法手続きがとられる旨、各方面に告示した。このため、現在審議中の土地訴訟については、エジプト総督閣下の御意 (iradat-rah) の如く、この法律にみられる諸条に従つて、この法律の諸規定が適用されることになる。⁽⁴⁾

1 この翻訳は、サイド法原本 *al-lahika al-sa'idiya fi haqq alyan al-diyar al-misriya*, Cairo, 1274 A. H. に依拠した。

2 西暦一八五八年八月五日。

3 この会議の構成員については、「序文」を参照のこと。

4 この「前書き」は、修正サイド法では削除されている。なお、修正サイド法とは、一八七五年の混合裁判所設置に際し、混合裁判所設置法 (*al-lahat al-mahakim al-mukhtalata*) 第三六条における、当時有効であった土地に関する法律を出版すべき旨の規定に従い、同年、サイド法全二八条が大幅に削除された形で、全一五条からなる新たな土地法として公布された法律である。そのため、以後、註でもって、サイド法のどの箇所が修正サイド法において削除されたかを指摘することとする。

「序文」

さて、立法委員会宛てに、土地問題を裁くための法律を作成せよとの御意 (*al-irada al-saniya*) が告示された。ここに、新土地法が作成され、その結果、これまでに公布された土地問題に関する勅令 (*awamir*)、法律 (*awatin*)、および通達 (*mansurat*)

は廃止され、今後新土地法の適用とそれに基づく法手続きがとられることになった。

ところで、まず立法委員会においてこの新土地法の草案が作成されたのであるが、この草案は、エジプト総督閣下 (al-'atāb al-saniya) の閲覧を拝した後、特別諮問委員会での検討にまわされた。そして、必要な加筆、削除がほどこされ、エジプト総督閣下が再度閲覧なさった後、御前会議において、この会合のために召喚された下エジプト地方の県知事閣下 (Qadrāt mudiri bahri) 立会いのもと、再度加筆、削除をほどこされたうえで、この草案から新土地法が姿を整えた。そして、一二七四年シッワール月末日、内務省宛てに御意が告示され、そのなかで、内務省において、二人の上エジプト地方の県知事 (thnain min mudiri al-wajh al-qibli) と下エジプト地方の県知事 (akhrin min mudiri al-wajh al-bahri) 立会いのもとで、この新土地法の原案を検討し、もし御前会議において作成された原案の内容から漏れた事項がみつかった場合には、この点について討議をつくし、最も適切と考えられる結論を引き出すよう命じられた。こうして、この御意に従って、県知事閣下が参集され、特別諮問委員会構成員閣下 (hadrat arbab al-majlis al-khususi) 立会いのもと、この土地法原案が読みあげられ、削除あるいは修正が必要な箇所についての討論と合意がなされた。ここに、以下において述べられるような内容での新土地法が作成されたのである。

第一條⁽¹⁾

もつて、イスラム法 (sharia) の原則が定めるところに従え、⁽²⁾ ハラージュ地 (al-arādi al-kharājiya al-miriya) に関して、相続が認められていない。そのため、たとえハラージュ地保有者 (shakh min arbab-ha) が死亡し、後に相続資格者 (waratha) が残されたとしても、土地は彼らに相続という形で与えられず、土地を取得希望者に再分与するのは国庫 (Bayt al-mal) である。しかしながら、死亡者に相続資格者がいる場合には、彼らの生活を考慮し、彼らから土地の用益 (infita) を奪わないために、彼ら相続資格者が土地取得の最優先権をもっている。

ところで、以上に準拠して、今後、ハラージュ地保有者が死亡し、後に土地が残された場合には、土地は、男女の如何を問わず、彼の相続資格者に委譲されることになる。その際、彼らの土地取得は、イスラム法の定める相続分割に基づいてなされる。ただし、条件として、彼らが土地の耕作に従事でき、土地に課せられるハラージュ税を支払う能力がなければならぬ。その際、(こうした義務遂行が、)政府の承認のもと、裁判所判事 (*qadi*) が任命する代理人 (*wukala*)、あるいは後見人 (*awsiya*) を通して果される場合でも構わない。また、ハラージュ地保有者が死亡し、後に子供 (*waratha dhurriya*)⁽⁴⁾ も親族 (*aqarib*) も共に残されていない場合には、彼が残した土地は国庫に回収され、『当該地については、第三条で明らかにされる手続きがとられることになる。』⁽⁵⁾

1 修正サイド法第一条。

2 この法律のなかでは、ハラージュ地を指す言葉として、このほか、*al-alyan al-athariya*, *athar* あるいはただ単に *ard*, *tin*, *atyan* 等が使われている。以下、注意を要する場合を除いて、これらを一律ハラージュ地と訳した。

3 ハラージュ地保有者もまた、この法律のなかで、*arbab al-tin*, *sahib al-athar*, *sahib al-tin*, *al-sahib al-ashi* 等々様々な言葉によって言及されているが、以下、前註で指摘したハラージュ地についてと同様、注意を要する場合を除いて、これらを一律ハラージュ地保有者と訳した。

4 後の条文では、*awrad* 「子供たち」と表現されている。

5 『』で示した箇所は、修正サイド法において削除されている。

第二條⁽¹⁾

やて、村落 (*nawahi*) 内には、家長 (*ashkhas min dhawi al-'i'lat*) が死亡し、後に子供あるいは親族が残されたが、残

された子供、親族全員が一つの家計で生活し、共同で土地を耕作し、土地の租税台帳への登録が彼らのなかの最年長者の名義でなされる (al-qā'im bi taklif al-ayyan arshid-hum) ⁽²⁾ ようなケースがある。

このような場合、土地が家族成員によって共同占有され (zimmām al-tīn yakūna qalamā wāhidā 'alā jumlat nufus al-'ā'iliya) 家族成員個々の持ち分 (hisṣa) が表記されず、家族の一人の名義によって租税台帳に登録されている限り、家族成員個々の権利を明らかにするため、家族の最年長者 (kadhi al-'ā'iliya) によって、男あるいは女の家族成員個々について、名前と彼らの持分を認めた土地分割リスト (qā'ima taqsim) が、家族全員ならびに村落有力者 (masha'ikh al-nāhiya) 立会いのもとで、作成されなければならない。そして、このリストは、イスラム裁判所 (mahkama shar'iya) における検討、家族成員による記述内容の正しさについての宣言、リストの内容についての法的確認、イスラム裁判所ならびに県庁 (mudiriya) における登録、そして、県庁での最終承認をへて、租税台帳登録名義人である家族の最年長者のもとに保管される。このように、土地占有 (wad' yad) が過去長期間に亘って、い、ようが短期間であろうが、家族の最年長者による土地占有は、土地が彼一人の名義によって租税台帳に登録されている限り認められず、今後、土地占有は、今からなされる土地分割に基づいたものでなくてはならない。⁽³⁾

『ところで、もし家族成員の一人が家族から分離したいと望んだ場合には、彼の望みは彼の持ち分の土地に限って認められるが、こうした分離は、家族の分散を防ぎ、国土の繁栄を防ぐために、検証に耐える明白な理由がある時にのみ許される。というのも、彼の分離によって、彼の家族成員が統一を欠き、家 (bayt) が崩壊することを恐れるからである。』⁽⁴⁾

もし土地の租税台帳登録名義人である家族の最年長者、あるいは家族成員の一人が、不幸にも死亡した場合には、死亡者の持ち分の土地は、この法律の第一条に従って処理されるが、その他の土地については、そのままそれぞれの家族成員が持ち分に従って保有し続け、彼らは家族を分散させず、その繁栄を守るために、合意のうえで委託した家族の最年長者の仲立ちのもので、土地を耕作することになる。というのも、家族のなかに、耕作義務を全うし、家の繁栄を計る最年長者がいる限り、家族は分散

しないし、さらに、家族全員が彼のもとで結束するならば、家の崩壊は防げるからである。

さて、もし家族の最年長者が、家族成員に対する土地分割手続きを怠るようなことがあるならば、家族成員は、彼らの権利を主張しなければならない。そして、家族成員の一人から、こうした訴えが起きたならば、最年長者は怠慢の罪で罰せられる。また、もし家族成員からこうした訴えが起こされず、持ち分分割手続き未完了の事実が、家族成員以外の者からの訴えという形で、県庁のもとに知らされた場合には、県庁による詳細な調査を待つて、家族の最年長者あるいは成年に達している家族成員は、最年長者の怠慢を黙っていたという罪のために罰せられる。しかし、成年に達していない家族成員については処分はない。そして、以上のような処分が終り次第、持ち分分割手続きが行なわれる。なお、もし分割手続き実施前に最年長者が死亡した場合には、家族全員の合意と県庁の承認のうえで、家族のなかから、死亡した最年長者に代わる、最年長者の資格をもつ成員が立てられ、その時点で、持ち分分割手続きが、上述した手続きに従つてとられる。

ところで、以上の規定は、家族の最年長者あるいは他の家族成員が第三者から土地を取得し、その土地を持ち分分割手続きの対象から除外しようとするケースについては適用されない。そして、この土地は持ち分分割の対象とならず、調査の結果、この土地が家族によって共同取得された土地ではなく、(kharījī 'an al-iktisāb al-rūki) ことが明らかになった時点で、土地は分割されず、土地取得者個人のものとなる。

1 修正サイド法第二条。

2 taklif とは、租税台帳 (daftar al-mukallafat) へ登録すること。検地 (土地) 台帳 (daftar al-tarī) への登録は、taqayyud と呼ばれた。

3 一二八五年ドゥ・アルヒヒツァ月二四日(一八六九年四月七日)の勅令によって、この家族最年長者の名義による租税台帳登録が義務づけられた。しかしながら、一八八一年七月九日の勅令によって、この義務規定は廃止され、家族成員の持ち

分は、それぞれ各人の名義で租税台帳に登録されることとなった。この点については、本稿一〇九—一〇九頁を参照のこと。
4 前註で指摘した一八六九年の勅令によって、『』内の規定は廃止されたため、この箇所は、修正サイド法において削除されている。

第三⁽¹⁾条

第一条の規定に基づいて国庫に回収された土地は、県によってそれを望む者に与えられるが、土地取得の最優先権は、当該地が所属する村落の住民たゞ (ahali al-balda) とある (yakunna ahagq min ghayr-hum)⁽²⁾。さらに、彼ら住民のなかでも、土地を保有していないか、あるいは保有していても少なく、それでは生活に十分ではない住民が、土地取得の優先権をもつ。そして、当該地が所属する村落の住民の間に該当者がいない場合、次に土地取得の優先権をもつのは、その村落に隣接する村落の住民たちである。

ともかく、こうして土地が再分与されるのであるが、こうした土地分与がなされるのは、県が土地譲渡の際発行する土地譲渡文書に課せられる、一フェッダーンあたり二四ケルシュ (ghirsh) 相当の税金 ('awā'id rasm al-sanad) が徴収された後⁽³⁾である。なお、この譲渡文書は、政府が定めた書式に従って印刷されたものでなければならぬ。

さて、以上述べた方法でもって土地を分与する者がみつからなかった場合には、上述した選考基準に則った土地取得希望者が現われるまでの一時的な期間、当該地は、納税を条件に、それを耕作することのみを願う者に与えられる。そして、この一時的土地譲渡については、五年間という期限が設けられる。すなわち、この期間中に、もし所定の土地譲渡文書税を支払って当該地を取得することを望む者が現われ、また、その時点で土地を占有している者 (al-lahi takūna taht'ā yad-hu) が、土地譲渡文書税を支払って当該地を取得することを望まない場合には、上述した選考基準に注意しながら、当該地は、土地譲渡文書税を支払ってそれを取得したいと望む者に与えられる。しかし、その時点で当該地を占有している者が、土地譲渡文書税を支払ってそ

の取得を望むならば、彼にはそこでの用益 (*Manfa'a*) を享受し続ける権利がある。なお、五年が経過しても、当該地を取得することを望む者が現われない場合には、土地はそれを占有している者のもとにあり続け、彼は当該地に対する保有権をもつ (*atharān la-hu*) ことになる。その際、土地譲渡文書税を支払う必要はない。

ところで、国家が、この一時的譲渡期間中に、当該地を取得したいと考えるならば、たとえ土地譲渡文書税を支払ってそれを取得することを望む者が現われたとしても、⁽⁴⁾ 国家は当該地を取得する権利をもつ。また同様に、この法律の第一〇条に述べられているような事業の必要が生じた時⁽⁴⁾もまた、国家は、同条文の規定に従って、土地を取得する権利をもつ。ともかく、国家所有地 (*al-ardi al-miriya*) に関しては、この点について何の障害もない。

さて、最後に、ハラージュ地保有者が死亡した際、もし上述の選考基準によって、残された土地に対する取得最優先資格者とみなされた者が不在であったり、あるいは、耕作期 (*waqf al-zira'a*) が始まった後も出頭できない場合には、土地は、出頭できる者で、彼の次に土地取得の優先権をもつ者に与えられる。

- 1 この条文は、修正サイド法において削除された。この条文にみられる、国庫に回収された土地の再分与に代わって、新たな土地再分配手続きを示した法令は、一二七八年(一八六一年)ジュマダー一月一日付の勅令である。この勅令によって、相続資格者を残さず死亡したために国庫に回収されたハラージュ地は、競売 (*mazād*) に掛けられることになった。cf. *al-ihāt al-aiyān*, 3rd ed., 1301A. H., p.18.

2 その他 *yakunūna muqaddimīn 'an khiāf-hum, la-hum haqq al-awlawiya* 等の表現が使われている。

3 フエッダーン=一〇三八エーカー。エジプトポンド=一〇〇キルシ。

4 原文では、*wa law ma'a 'adam zuhur* 「現われなかった」として「*wa law zuhur*」とあるが、これは、*wa law zuhur* 「現われたとして」の誤りであらう。

第四條⁽¹⁾

さて、エジプト国には、女性の住民 (nisā' harimat min al-ahāli) で土地を保有し、その土地が、現行法に則って、彼女の名義で租税台帳に登録され、彼女がハラージュ税を支払っている場合がある。こうしたケースの場合、彼女の権利については、この法律の規定に従って手続きがとられることになる。

1 修正サイド法第三條。

第五條⁽¹⁾

さて、ハラージュ地はその耕作者 (muzari'in) に所有されておらず (la tumlakū)、彼に許されているのは、ハラージュ地における耕作を請け負っている限りにおいて認められた、そこでの用益権 (haqq al-infi'a) のみである。そのため、耕作者が三年に亘って、自由意志でもって土地を放棄する (taraku ikhtiyarān) ならば、土地に対する彼の権利は没収される。そして、以上の規定は、神聖なるイスラム法の原則に基づいたものである。

ところで、このようにイスラム法の規定は三年という期限を設けているが、実際の慣行 (ʿurf) では、住民の実情を考慮して、この年限にさらに二年が付け加えられることが許され、この期限は都合五年となっている。こうして、この規定に準拠して、彼の名義で租税台帳に登録されているハラージュ地を占有している (wādi' yad-hu) 男あるいは女のハラージュ地占有者が、五年以上の間その土地を占有し続け、国家にハラージュ税を支払っている限りは、彼からその占有地を取り上げることはできない。そして、当該地についての異議申し立ては、いかなる種類のものであれ、また、いかなる方法でもってであれ、聞き入れられない。というのも、問題となっている土地は、イスラム法の原則が適用されるハラージュ地だからである。もつとも、この規定は、ガールーカ (gharūqa) として設定された土地や、賃貸借 (ijār)、共同耕作 (sharika) に出された土地については適用さ

れない。これらの土地に関する規定については、以下の諸条において明らかにされる。

さて、この法律で述べられているすべての規定は、現在未解決な土地訴訟に關してであり、訴訟解決にはこの法律が適用されなければならない。そして、この条文に關して重要なのは、訴訟が起こされた時点までに五年が経過している土地占有 (wadi al-yad) のみがこの法律に基づく判決の対象となるということである。その際、訴訟中における土地占有期間は、所定の五年という期間のなかに含まれない。

1 修正サイド法第四条。

第六條

これまでの法律 (lawā'ih) あるいは勅令 (awāmi) に基づいて、また、慣行 (shurūt ma'lūma) の掟に従った土地占有者 (wadi al-yad)、起訴者 (munazi) 間の合意によつて、もつては、高貴なイスラム法 (qanūn al-shar') に基づく文書 (sanad shar'i) によつて、すでに紛争が解決済みの土地については、当該地に関する何人からの訴えも聞き入れられず、ハラージュ地についてであれリズカ地 (rizq) についてであれ、その手続きは、紛争が解決された時点での取り決めに従つてなされる。そのため、これらの土地に關して、この法律を盾にして、再び新たな訴えを起すことはできない。これに対して、現在訴訟中で、今だ判決が下されていない紛争、つまり、上述した方法でもつて解決が計られておらず、現在審議中の紛争については、この法律に基づいて手続きが取られることになる。

1 修正サイド法第五条。

第七條⁽¹⁾

『さて、離村者 (mutasahhibin) のなかには、土地を放置したまま村を離れ、その後村へ戻って土地の返還を要求する者がいる。こうしたケースについては、離村者が土地を放置した期間の長さを考慮して、もしその期間が五年以上に亘り、その間土地が彼以外の者に占有されている (ma'a wadi' yad) ならば、土地は離村者に返還されることなく、第五条の規定に基づいて、土地占有者の権利下に入る。

以上は、過去における離村者についての規定である。ところで、今後は、村民が彼一人あるいは家族 (al-ʿiʿil) とともに村を離れるような時には、村落有力者 (mahayki) は、離村が生じた時点で、その旨報告しなければならない。そして、もし離村が耕作期に生じたならば、離村者の土地保有権 (aharīya) は、土地譲渡文書税 (rasū) の支払いを条件に、当該地取得を望む者に与えられる。また、土地譲渡文書税を支払って当該地取得を望む者がいない場合には、第三条で規定された如く、土地は、そこで耕作することを望む者に一時的に与えられる。こうした一時的な措置は、土地が耕作されず、よって国庫が損害を受けることを防ぐためである。なお、離村が耕作期でない時期に生じた場合には、離村者が帰村するか否かを耕作期まで待たなければならぬ。

また、住民が個人的用事のために村を離れ、他所に向き、所用のためそこにしばらく逗留したとしても、耕作義務を全うでき、土地税ならびに諸税 (al-amwāl wa al-natāʾib) を支払う能力をもつ代理人 (man yaqūmu maqāmi-hu) を任命しておくならば、彼は離村者とはみなされず、離村者扱いをされることはない。なお、もし代理人が耕作を全うできず、土地税ならびに諸税を支払うことができないような事態が生じたならば、代理人は、土地保有者 (shaykh al-ʿaṣ) の逗留先を報告しなければならない。報告後、国家によって、土地保有者に対して帰村を促す連絡が行き、そのなかで、逗留先の遠近に応じた帰村期限が指定される。こうして、土地保有者は、この期限までに帰村するか、彼自身によって新たな代理人を任命するかしなければならぬ。そして、もしこの帰村命令に従わない時には、県が彼の土地を処分し、土地は所定の土地譲渡文書税の支払いを条件に、

土地取得を望む者に与えられる。また、すでに第三条で述べたように、土地譲渡文書税を支払って土地取得を望む者がいない場合には、土地はそこでの耕作を希望する者に、一時的に与えられる。しかしながら、こうした措置は、県によって土地保有者の行動を見極めた後に、そして、彼に指定された期限が経過した後に、取られなければならない。

さて、この法律が公布される以前に、村落住民が村を留守にしたり、家族を村に残して離村したことにより、土地耕作に対する管理が行き届かず、また、彼に代わって土地を管理する代理人を任命することがなかったために、土地が第三者に占有 (wad' yad) されてしまったケースがある。こうしたケースについては、もし土地を放置していた期間が、この法律公布時点までに五年に達している場合には、土地を回収しようとする離村者の望みは聞き入れられず、第五条の規定に従って、土地は現在それを占有している者の権利下に入る。しかしながら、放置期間が五年にならず、また、離村者に子供あるいは親族があり、彼らが耕作能力を有し、かつ、土地の取得を望むならば、土地は彼らに与えられる⁽²⁾。』

最後に、土地保有者 (man kána la-hu aiyān athariya) である村落有力者 (mashaykh)、村落住民 (ahālī)、あるいはその他の者が罪を犯し、罰として流刑を申し渡されたために、流刑地に赴くケースがある。こうしたケースについては、土地は、県によって、服役期間が終るまでの間、その間土地の耕作と土地税ならびに諸税の支払いが全うできるように、そこに居住している犯罪人の子供あるいは親族に与えられる。そして、彼の帰村とともに、土地は、服役前と同じ状態で、犯罪人に引き渡される。その際、彼の服役期間の長短は問題とされない。また、犯罪人が流刑地において死亡した場合には、残された土地は、第一条に従って手続きが取られる。

1 修正サイド法第六条。

2 『内の箇所は、修正サイド法において削除された。これに代わって、離村者の土地に関する手続きを定めた法令は、一二八二年（一八六五年）ラジャブ月二五日付勅令である。cf. *la'ihat al-aiyān*, pp.20-1.

第八條

さて、ハラージュ地は、神聖なるイスラム法の原則に従う限り、何人もそれを相続したり、そこに抵当 (tam) を設定したりすることはできない。しかしながら、国土の繁栄と文明の向上とに鑑みて、この法律の第一条において、死亡した親から男あるいは女の法定相続人への土地用益 (infita' atyan) の委譲を規定した。同様に、第一〇条において、ハラージュ地保有者に対して、保有地の用益を彼が望む者へ譲渡すること (iragha' infita' al-alyan athariyat-hum) を認めた。さて、以上の規定に準拠して、今後、ハラージュ地保有者から彼が望む者へ、土地をガールカ (gharaka) として抵当設定することが、県の承認を条件として認められる。そして、当該地は、土地保有者の名前を記載するという条件で、ガールカによって当該地を取得した者の名義で租税台帳に登録される。

過去に抵当 (tahniva) 設定された土地については、もし抵当設定から一五年が経過し、その間当該地が債権者によって占有されている (mawdu'an alay-hu yad al-murtahinin) 場合には、当該地に関するいかなる訴えも聞き入れられない。(つまり当該地の保有権は債権者に移転される。) なお、もし抵当設定から一五年が経過しておらず、また、政府の承認なしに土地が抵当に入れられている場合には、県の承認のもとで、抵当についての正式文書 (sanadat diwaniva) が新たに作成される。こうして、現在まで継続している抵当をかつて設定した者はすべて、所期の手続きを踏んだことを証明するために、文書を書き直すことになるが、この書き換えは、この法律の公布から一年以内になされなければならない。そして、もしこの期限が経過した後になって、土地を抵当に入れ、(後に) 債務 (tahniva) を弁済することを望んだにも拘らず、債権者は土地の引き渡しを拒否した、と訴え出たとしても、起訴者が県の承認した正式文書を所持していない場合には、彼の訴えは聞き入れられない。このように、もし土地保有者が債権者に債務を支払ったとしても、彼が土地を取得できるのは、(正式文書によって) 抵当設定が証明された後である。

ところで、抵当設定者が死亡し、後に第一条で述べたような相続資格者が残された場合には、彼ら相続資格者は、債務を弁済

することによって、債権者から土地を取得することができる。もっとも、(この場合にも)土地取得は、(正式文書によって) 抵当設定が証明された後である。また、抵当設定者が相続資格者を残さず死亡した場合には、土地は、彼の保有地 (*athariya*) として、その時点での当該地占有者 (*wadi' al-iyad*) のもとにとどまる。その際、彼から土地譲渡にともなう土地譲渡文書税が徴収されることはない。

これに対し、抵当に入れられた土地を占有している債権者が、相続資格者を残さず死亡した場合には、債権者が抵当設定者に対し、もつ債権は、国庫の権利下に入る。そして、その時点で、抵当設定者が債務を弁済することができる場合には、債務は抵当設定者から国庫へ支払われ、土地は抵当設定者に返還される。しかし、抵当設定者自身ならびに彼の親族が債務を弁済することができず、同時に、この債務を支払うことによって当該地取得を望む者がいる場合には、当該債権は土地取得を望む者の所有下に入るが、この場合、土地保有者から債権を取得した者へ新たな抵当設定がなされたと解釈され、国庫への税金は、この新債権者から徴収される。そして、土地保有者が債務を弁済することができるようになった時には、彼はこの新債権者に債務を弁済し、土地を取得することになる。

ところで、もし(債務を支払って)土地を取得することを望む者が現われず、他方、土地保有者あるいは彼の親族が債務を分割弁済 (*takhsis qimat al-tahniya*) することによって、土地を取得することを望んだ場合には、県知事の判断に従って、彼らが文書を作成し、債務の弁済を近い将来に行うことを保証する限り、この分割弁済(の望み)は受け入れられる。最後に、土地保有者あるいは彼の親族が、こうした分割弁済を望まないか、債務を弁済する能力がなく、同時に、すでに述べた如く、新たな債権取得希望者が現れない場合には、(耕作者の不在から)、ハラージュ税(徴収)に支障をきたすことが予想される。しかし、こうした事態は、国家にとって許されるべきではない。そのため、この時点で、土地は国庫に回収され、国庫はそれを、所定の土地譲渡文書税支払いを条件に、(本来の)土地保有者と彼の家族 (*ahil*) を除く、適切と思われる者に与えることになる。

1 修正サイド法第七条。

第九條⁽¹⁾

さて、ハラージュ地保有者は、すでに指摘したように、保有地での耕作と利益享受の権利 (athariya manfa'a al-zirā'a) をもっているが、現在同時に、保有地を賃貸借 (ijāra) によって供与している。ところで、今後、こうした賃貸借契約 (ʿaqd al-ijāra) は、一年から三年までの期間のものに限り認められる。そして、この期間が経過した後、もし賃貸人 (muʿajjir) が、賃借人 (mustajir) との合意によって、引き続き当該賃借人によって土地が耕作されることを望むならば、それが両者の合意に基づく限り、上述した規定に従って、一年から三年についての賃貸借再契約を結ぶことができる。その際、契約期間終了後、賃借人あるいは賃借人が、契約の延長あるいは解消を強制されることはない。また、賃貸人が、契約期間終了後、土地を回収するか、他の者に、すでに指摘した如く、一年、二年、あるいは三年の期間賃貸しようと望む場合、彼の望みは叶えられる。というのも、問題となっているのは彼の保有地 (athariya) であり、彼はそこでの利益権 (haqq al-manfa'a) をもっているからである。

さて、賃貸借契約の規定を確認するために、今後、賃貸借あるいは共同耕作 (musharaka) 契約は、正式文書 (sanad diwani) に基づかなければならない。そして、この文書は、県庁によって、『あるいは県庁から派遣された代表者立会いのもとで、郡の長官 (nuzzār al-aqṣam) によって作成されるが、こうした正式文書作成の理由は、賃貸借あるいは共同耕作 (sharikat) において、当事者間に生じる些細なごたごたについて、住民の負担をなくすことである。ただし、郡の長官が個人の権限でこの文書を作成することが認められているのは、当該地保有権 (athariya) の帰属確認後、賃貸された土地が、賃借人一人あたり一フェッダーンから一〇フェッダーンまでの場合に限られる。それ以上の面積の賃貸借については、県庁において手続きが取られなければならないこと。』

また、賃貸人が、賃借人に対して、賃借された土地のうえに植樹をしたり、建造物を建設したりすることを許すことは、きつ

く禁じられている。そのため、たとえ賃貸人が賃借人に対してこれらのことを許すことを望んだとしても、県知事あるいは郡の長官はこの望みを聞き入れてはならず、また、この旨を賃貸借文書に記載させてはならない。ともかく、土地の賃貸借で対象とされるのは、賃貸借あるいは共同耕作 (musharaka) 契約期間中における、単なる土地耕作のみであり、共同耕作 (musharaka) に出された土地は、共同耕作人 (sharik) の名義ではなく、土地保有者の名義で租税台帳に登録される。そして、賃貸借において、悶着と訴訟の原因となるこうした行為——つまり、土地保有者名義でない土地登録(訳者)——は避けられねばならない。なお、もし賃貸借契約が以上指摘した規定に背き、政府の仲介なしに結ばれた場合には、政府は、違反者に対して、法に基づいて、しかるべき処罰をする権利をもっている。

1 修正サイド法第八条。

2 修正サイド法において、『』内で示された、土地賃貸借文書作成に関する郡の長官の権限を規定した箇所が削除され、この権限は県庁に集中された。

第二〇条⁽¹⁾

昔から、ハラージュ地における耕作民 (muzaritin) は、耕作地における彼らの権利を、裁判所文書 (hujaj shar'iya) に基づいて他の者に譲渡してきた。というのも、ハラージュ地の耕作民には、そのための利益権 (haqq intifa' hu) を他の者に、それも自由意志でもって、譲渡することが法的に認められているからである。そもそも、イスラム法の原則に従えば、ハラージュ地の所有権は譲渡者にも被譲渡者にもなく (la mulk li al-musqit wa la li al-musqit la hu) それは国庫にあると規定されている。しかしながら、ハラージュ地の耕作民は、土地保有権 (athar) つまり耕作利益権 (haqq manfa'a al-zir'at) をめづっているため、彼には、この利益に関する彼の権利を譲渡することが法的に認められているのである。

ところで、今後、土地がある者から他の者へ譲渡される時には、その譲渡は、その地方の裁判所、あるいは訴訟の判決権をもち、文書を作成する権限をもつ判事補佐 (nuwwab) によつて発行される裁判所文書に基づいてなされなければならない。そして、この手続きは、被譲渡者の土地に対する権利はこの法律ですでに指摘した規定および次に述べる規定に従うべき旨を確認した後、県庁による承認および文書作成許可を待つてなされる。(付け加えられるべき) 規定とは、譲渡完了後、文書のなかに以下に如き被譲渡者の義務に関する規則を記載すべきことを定めたことである。すなわち、堤 (usur)、用水路 (tura)、水門橋 (ganatir) の建設、あるいは道路、建造物その他灌漑庁 (maslahat al-rayy) にとつて必要なものを建設するために、土地を没収する必要がある場合、当該地が国家所有地ではない土地、つまり私有地 (al-ayan al-manlika) ではなく、ハラージュ地である限り、国家は、この没収行為に対して、上記事業のために没収される土地に課せられていた土地税 (mal) を免除するという措置以外に、何の代償も支払う必要はないということである。しかしながら、没収された土地が私有地である場合には、その所有者に対して、代替地あるいは地価に相当する金額が与えられる。また、(当該文書のなかには) それがハラージュ地である私有地であれ、土地被譲渡者あるいは土地購入者は国家が公布する法律と勅令に従うべきこと、および、村落住民に課せられる土地税ならびに諸税を支払うべきこと、が明記される。

こうして、今後作成されるすべての裁判所文書には、以上の諸規定が明記されるが、もし文書作成後、被譲渡者がこれらの規定に違反していることが明らかになった場合には、彼らの過ちを正し、これら規定に従つた行動をとらせるようにしなければならない。また同時に、譲渡者、被譲渡者間の合意後作成される譲渡文書が、これらの規定に違反した形で書かれないよう注意しなければならない。最後に、この法律が公布された日付以後に作成された文書で、これら規定に違反している文書、また、所定の書類によらない譲渡、売買文書は無効であり、土地は譲渡者に、代金は被譲渡者に戻され、同時に、法律に基づいて、両当事者ならびに判事 (qadi) は処罰される。

1 修正サイド法第九条。

第一一一条⁽¹⁾

この法律公布以前に作成された土地文書 (huja' al-ayan) のうち、大きな裁判所の判事 (al-qudat alladhina bi al-mahakim al-kibar) あるいは、訴訟を判決し、文書を作成する権限が認められている高名な判事補佐 (al-nuwab al-shahrin alladhina kanu murkhisin fi al-murfat wa al-da'awa al-shar'ia wa kitab al-hujaj) によって作成された文書は有効であり、それに基づいて手続きが取られる。』というのも、勅令でもって、その規定に基づいて手続きが取られるべき旨公布された「裁判官法」(ta'ihat al-qudat) の規定に従って、これら文書が、上述した判事あるいは判事補佐の登録簿 (sijilla) に登録されているかである。』⁽²⁾

これに対して、小さな村落の判事補佐の如き、高名でない小さな裁判所の判事補佐 (al-nuwab al-sihar al-ghayr mash-hurin mihi' nā'ib shar' balda saqhira aw katr) によって作成された文書は無効であり、もし当該地が五年間に亘って占有者 (wad' al-yad) されていないならば、これら文書は、大きな裁判所の判事あるいは高名な判事補佐によって書き直される。そして、この書き換えは、この法律が公布された日付から一年以内になされなければならない。しかしながら、当該地が、現在の占有者の名義でもって租税台帳に登録されてから、五年以上に亘って占有されている場合には、文書は書き直される必要はなく、この五年間の土地占有は、この法律の第五条の適用条件を満している。(つまり、取得時効の成立によって、当該地の保有権は現在の占有者に移転される。)

こうして、土地が購入者によって五年間に亘って占有されておらず、また、彼の所持する文書が(文書作成の)権限をもつ判事補佐によるものではなく、小さな裁判所の判事補佐によるものであるか、規定に則った文書でない場合、当該文書は、両当事者立会いのもとで、大きな裁判所によって書き直されねばならないのであるが、土地売却者がすでに死亡したか、離村したため

に、新たな文書を作成することができないケースがある。こうしたケースについて、これまで、土地占有者 (*watī; al-yad*) に対して異議申し立てをする者が現われるたびに、県がその真偽について調査を行ってきた。しかしながら、今後は、この法律の第一〇条で指摘されたように、大きな裁判所、あるいは文書作成と訴訟判決を行う権限をもつ判事補佐によつてのみ、文書が作成されることになる。(従つて、これまでの県による調査は不必要となる。)

さて、灌漑庁の要請によつて、ハラージュ地を没収し、そこに堤、用水路、水門橋その他建造物を建設する必要が生じることは避けられない。そして、こうした場合、灌漑庁は当該地保有者に対して土地税を免除し、それは国家によつて負担されることになる。というのも、ハラージュ地の耕作民は、ハラージュ地保有権 (*athariya*) として、そこでの利益権 (*haqq al-intifa*) をもっているが、それは、そこでの耕作を請け負っている限りにおいてだからである。しかしながら、(このように灌漑庁はハラージュ地を没収できるとしても) おそらく、土地の全部あるいは一部が上述した公共事業のために利用されたハラージュ地保有者のなかには、そこでの耕作による利益から生計を立てていた土地が没収されたために、生活が苦しくなる者がでるであろうし、また、家族全員が一つの家計で生活している者 (*al-ba'd min-hum min jumlat nafūs min al-'ā'ila*)⁽³⁾ のなかには、公共事業による土地没収後に残された土地では、十分な生活を営むことができない者がいるのであろう。そこで、こうした弊害を取り除くために、また、文明の向上と国家の繁栄に鑑みて、管轄下の村落にこうした事態が生じたならば、県は以下の措置を講じなければならない。すなわち、もし県知事閣下が判断して、今後実施される公共事業によつて土地の全部あるいは一部が没収されたため、弊害としてある者の生活が苦しくなり、彼に対して没収地に代わる土地を供与する必要があると考えられたならば、中州に生じた新生地 (*atyan al-jadid*)⁽⁴⁾ を除き、保有者の登録されていないアブアディーヤ地 (*atyan ab'ādīya*) が村落内に存在する限り、それが(その時点で)競売 (*hazād*) に掛けられているか否かに関係なく、そのなかから彼に対して、県知事閣下が必要と判断する代替地が与えられなければならない。また、もし村落内にアブアディーヤ地が存在せず、土地保有者によつて放棄された土地 (*atyan matruka*)⁽⁵⁾ が存在するならば、そのなかから彼に対して、代替地、あるいは代替地(として)指定

された土地)のうち、彼の望みに従って必要な面積の土地が与えられる。さらに、村落内に放棄地は存在しないが、土地保有者から回収され、国庫の権利下に入った土地が存在する場合には、そのなかから、土地譲渡文書税の徴収なしに、土地が彼に対して与えられる。このように、公共事業のために土地を没収された者が、その取得を望む当該村落あるいは隣接村落の他の住民すべてに先立って、国家回収地取得の優先権をもっている。そして最後に、村落内に上述した如き代替地として供与できる土地が存在せず、土地を没収された者が隣接村落内に代替地を望む場合には、すでに詳説した方法に従って、土地が彼に対して与えられる。

ともかく、こうして、上記いずれかの方法で代替地として供与された土地は、その所屬耕区(*ra'wd*)の税率でもって課税されたいうで、その取得者の名義によって(土地台帳に)登録され、取得者はそこでのハラージュ地保有権(*athariya*)をもことになる。なお、公共事業のために没収された土地がハラージュ地ではない土地、つまり私有地である場合には、土地を没収された者に対して、代替地あるいは没収地の価格に相当する金銭が与えられる。

- 1 修正サイド法第一〇条。
- 2 『』で示された箇所は、修正サイド法において削除された。
- 3 家族共同保有地については、本法律第二条を参照のこと。
- 4 中州に生じた新生地(*ayūn al-jazā'ir*)については、本法律第三条を参照のこと。
- 5 放棄地(*ayūn matruka*)については、本法律第二条を参照のこと。

第二⁽¹⁾条

ハラージュ地のなかには、そのうえで植樹、揚水車(*sawāqī*)設置、建造物建設が行なわれている土地がある。このような形

で利用されている土地の場合、その保有者(sahib al-athar)である植樹者あるいは建設者、そして彼の遺産相続人は、この種の土地に対して、売買、贈与、その他イスラム法において所有権の内容として知られているすべての処分権(sa'ir al-tasarru'at al-shar'iya min bay', wa hiba wa ghayr dhalik min sa'ir al-tamlikat)を行使する権利をもっているが、この規定が実施されるのは、この法律公布を待ってである。

過去においては、ハラージュ地保有者と、賃借人(musta'jir)、共同耕作者(musharik)、あるいは質権者(al-thabi akhadha bi al-rahn)との間に取り決めが交され、この取り決めがあつて初めて、土地のうえでの建造物建設と植樹が認められた。また、この取り決めに基づいて、当該地に建設されることになる建造物と、植えられることになる樹木の所有関係に関する、所定の裁判所文書が作成された。そのため、もし当事者間に取り決めが存在せず、また、植樹あるいは建造物建設について当該地保有者の合意が得られていない場合には、許可なく、そして取り決めもなく、植樹あるいは建造物建設をした者は、当該地保有者がそれを黙認したか否かに関係なく、神聖なるイスラム法に背いたことになり、イスラム法の原則に基づいて裁きを受けた。

ところで、今後、ハラージュ地保有者であれ、彼の委託人であれ、あるいは彼らの遺産相続人であれ、先述した規定に準拠して彼が所有権をもつとみなされるものを、ワクフとして設定することを望む場合、彼は、彼が建設した建造物や揚水車サキヤ、また、イスラム法の規定に基づいて彼が決定権(haq al-qatar)をもつすべての所有物をワクフとして設定する権利をもっている。ただし、ワクフ設定に際しては、県による許可が必要である。なお、建造物建設あるいは植樹が土地の一部になされ、全部にわたっていない場合、すでに指摘した如く、土地保有者が自由に処分できるのは、すべての土地についてではなく、当該地のうち、そこで植樹あるいは建造物建設がなされている土地についてのみである。

ところで、土地税(al-kharaj li al-amin)の課税対象である土地をワクフとして設定することに関して、ワクフ設定によって当該地からの土地税徴収は免除されるという見解がある。しかしながら、イスラム法の観点から当該地をみるならば、土地税を免除することは許されていない。こうして、土地税免除を回避するため、当該地についてはイスラム法の原則が適用される。と

もかく、いかなる事情にあらうとも、国家への土地税とその他諸税の支払い、および、第一〇・二一条の二つの条文で指摘された規定は、履行されねばならない。そして、このことは、土地文書 (*huja*) とワックフ設定文書 (*waqfiya*) のなかで明記される。

1 修正サイド法第一条。

第二三條⁽¹⁾

さて、アブアーディーヤ地と村落内に新たに生じた無主地 (*al-alyan allati tazharu ziyadat²⁸ bi al-nawahi 'an zimam al-ma'mur al-ashi*) は、競売 (*mazād*) に掛けられ、関係各方面 (*umum²⁹ li al-jihāt wa dawawin al-'umūmāt wa al-majālis*) に対する告示によって、(その取得を) 望むすべての者は、この競売で値を競う (*muzāyada*) ほう呼びかけられる。そして、競売が終了した時点で、土地は落札者の名義で (土地台帳に) 登録 (*gawd*) され、落札者は当該地の保有権 (*athariya*) をもつことよって、そこでの用益 (*infitā*) を享受するとともに、競売によって決定された土地税 (*amwal*) を支払うこととなる。というのも、土地が落札者の名義で (土地台帳に) 登録された以上、彼は土地を開墾することに努め、それを耕作地にする義務があるからである。

ところで、この法律公布の前であれ後であれ、前回の競売によって取り決められた金額以上の土地税を支払うことよって、(現在の) 土地保有者からそれを取得しようという目的から、アブアーディーヤ地について (新たな) 競売を望み、すでに指摘した手続きでもってそれを落札せんとする者が現われた場合、彼のこうした望みは聞き入れられず、当該地は、(前回の競売での) 落札者の保有下にあり続ける。つまり、彼らは、すでに指摘した如く、当該地の保有権をもつことよって、土地税を支払う限り、そこでの用益を享受する。なお、落札者が不幸にも死亡した場合、彼の権利に関しては、第一条の規定が適用される。さらに、落札者あるいは彼の遺産相続人が、このアブアーディーヤ地を放棄すること (*taik*) を望む場合には、第十四条の規定

が適用される。

1 この条文は、修正サイド法において削除された。そこにみられる法手続きに代わる、新たな手続きを規定した法令は、以下の二勅令である。一二八八年（一八七一年）ジュマードーI月二日勅令。一二九一年（一八七四年）ラビーウーI月一七日勅令。cf. *la'ihāt al-alyān*, pp.16, 28.

第一四条⁽¹⁾

村落登録地以外のアブアディーヤ地 (*alyān al-ab'adyāt allatī tazharu ziyādat^{an} 'an al-zimām*) は、競売に掛けられ、落札者の名義で彼らの保有地として（土地台帳に）登録される (*tatagayyadu la-hum atharyāt^{an}*) が、こうして競売によって土地を取得した者のなかには、当該地を法外な金額で落札したとして苦情をもらし、それを返却することを望んだり、あるいはまた、土地を取得したものの、それを耕作する能力がないと訴え出る者がいる。このような場合、彼らは自らの希望で土地を取得したのであるから、彼らの訴えは聞き入れられず、落札によって決定された金額に従って、土地を占有していた年の土地税が彼らから徴収される。また、競売で土地を取得した者が、占有期間における土地税を支払ったうえで、当該地を放棄することを望んだ場合には、当該地は、県によって競売に掛けられるが、その際、当該地を放棄した者からの（新たな）申し込みは受け入れられず、以下の手続きに従って、彼以外の者に落札される。

すなわち、（新たな競売までに）三ヶ月の期間が設けられ、（その間）各方面に対して必要な告示がなされる。そして、三ヶ月も残すところ一〇日となった時、土地取得を望むすべての者が、自分自身でか、あるいは代理人 (*wakīl min farṣin*) を通して、県庁 (*diwān al-mudiriya*) に向き、県知事立会いのもとで一同に会する。こうして、所期の競売が催され、その時落札した者に、第一五条の規定に基づいて土地が与えられる。なお、所定の期日に、自分自身で県庁に向くか、代理人を指し向け

なかつた者が、後になって競売への参加を望んでも、彼のこの参加希望は認められず、土地は落札者から回収されずに、(そのまゝ) 彼に与えられる。

ところで、以上の手続きに基づいて、すべての無主地 (*al-aiyan allati tazharu ziyadatun*) はこのように競売によって分与され、土地取得者は当該地の保有権 (*athariya*) をもつことになるのであるが、競売が終了する以前に耕作期が到来し、(耕作不在のために) 土地が荒廃する心配がある場合には、土地の荒廃を防ぐために、その年の当該地耕作は、県知事の承認のもと、当該地に相応しい課税を条件に、村落有力者 (*mashaykh al-nahiyā*) と村民 (*al-ahliya*) の手によってなされることになる。そして、競売が終了したならば、先に指摘した手続きに従って、当該地は落札者に与えられる。

なお、競売参加の申し込みを受理する場合、申し込み希望者の詳細な身辺調査をした後、耕作と土地税納入の能力があると確認された者についてのみ、これを受理しなければならない。そして、以上に該当しない者、つまり、県がその身辺を確認できない者については、競売開始以前に信頼できる保証がない限り、彼らの競売参加を認めてはならない。

1 この条文は、修正サイド法において削除された。そこにみられる法手続きに代わる、新たな手続きを規定した法令は、
第三三条の註で掲げた二勅令。

第一五條⁽¹⁾

ちて、耕区 (*hidān mazrū'a*) に増加地 (*aiyān ziyāda*)⁽²⁾ が生じた場合、そこに土地税を課す必要がある。ところで、下エジプト地方 (*aqālim bahriya*) においては、すべての村落の土地は、ハウダ (*hidān, sing. hawd*) と呼ばれている区画で区切られている。そして、一ハウダは、およそ五〇フェッダーンから一五〇フェッダーンの土地面積からなっている。他方、上エジプト地方 (*aqālim qibī*) での土地区分においては、下エジプト地方におけるハウダに相当する面積の区画に対して、キバーラ

(qibala) という単位が使われており、ハウドという単位は、およそ一五、〇〇〇フェッダーン以上の巨大な規模の土地区画を意味している。

ところで、先述した如く、増加地に土地税を課す必要があるが、生じた増加地が、下エジプト地方においては一ハウドあたり、また上エジプト地方においては一キバーラあたり、一〇フェッダーン未満の場合には、当該地は、それが生じたハウドあるいはキバーラに土地を保有する者 (arbab al-ayyan ashāb al-athar) に与えられ、そこには、当該ハウドあるいはキバーラと同じ率の税が課せられる。(6) もっとも、この規定は、第二六条で述べられている事情の結果生じた増加地については適用されない。また、増加地が、ハウドあるいはキバーラあたり一〇フェッダーン以上に及ぶ場合には、当該地は、増加地の面積 (miqḍar al-ziyada wa misahat-ha) とその境界を明記し、それに基づいて競売と落札後の土地引き渡しが実施されるよう作成された競売リスト (qā'imāt al-nazād) に従って、競売に掛けられる。そして、落札後、第二三、一四条の規定に基づいて当該地は引き渡されるが、こうして競売によって当該地を取得した者は、その保有権 (aḥarīya) を獲得することによって、そこでの利益 (intifa) を享受することになる。なお、競売実施中に、土地取得を望む者が現われなまま、耕作期が到来してしまった場合、土地は、もし彼がそれを望むならば、(その時点において) 当該地を耕作している者に与えられ、(その後も引き続き) それが所属するハウドと同じ率での課税を条件にそこでの耕作に従事すべく、彼の名義で (土地台帳に) 登録される。ただし、(たとえ耕作期に入ったとしても、落札希望者を募るために) 県は、第一四条で述べた手続きに従って、指定期日の到来までの間は、当該地についての競売告示を続けなければならない。

さて、荒廃している土地、塩分を多く含んでいる土地、冠水している土地など、耕作に不適当な開墾を必要とするアブアードヤヤ地 (ayyān al-ab'ādiyāt allatī takunū arādī-hā kharasān mānī^{an} min al-zirā'a aw mustamlaha aw mustabḥara wa muḥātāia illā al-tashīh) については、もしそれを取得し、開墾後、土地税納入を条件にそこでの耕作にあたりたいと望む者が現われたならば、この種の土地は、三年間の免税期間を設けられたうえで、こうした取得希望者に与えられる。そして、そこ

には、(免稅期間に續く) 次の三年間には、当該地と等しい地味をもつハウドあるいはキバーラの課稅額の半分が、そしてその後、正規の稅額が課せられることになるが、その時点で、当該地は彼の名義で(土地台帳に)登録され、彼は、当該地の保有權(ahariya)を獲得することによつて、そこでの用益(intifa)を享受する。なお、上記特別稅制措置が取られている期間、あるいはその後において、(その時点における)当該地課稅額以上の稅を支払うという条件で、当該地取得を望む村落住民が現われたとしても、彼のこうした望みは受け入れられない。というのも、(その時点で)当該地を占有している者(wadi' al-rad)こそ、それを開墾した者であり、彼がそこに課せられた土地稅を支払う限り、当該地は彼の保有地(a'har)であるからである。そして、彼の当該地に対する權利については、これまでの諸條において述べられた、ハラージュ地に関する規定が適用される。

ところで、このように、(最初の)三年間は免稅、(次の)三年間は半額稅、しかる後に正規の稅が課せられるという条件で土地を取得した者のなかには、(取得後)当該地の眞實の地味を知り、それが開墾するのに相應しい土地ではないとか、それを開墾する能力が彼らにはないとかの口実を設けて、当該地を手放し、村落内の無主地(ḡiyan mustab'ada)のなから、当該地に代わる土地を望む者がいる。こうしたケースについては、村落内に無主地が存在し、それが競売に掛けられておらず、また、(その時点までに)その取得を申し出る者がいない土地であり、さらに、県が、代替地を望む者が提示する以上の条件で、その土地の取得を望む者がいないと確認したならば、県による代替地の調査と、(手放される土地の)眞實の地味についての詳細な検討の後、こうした無主地のなから、代替地が与えられる。もし県が、(手放される土地の)眞實の地味についての検討と代替地についての調査を行わず、さらには、(その時点で)土地取得を望む者がいたにも拘らず、(代替地を望む者に)土地を与えてしまった場合には、県は、この点に関して、その責任を問われる。

なお、その代替を望んでいる土地が当該者によつて取得された時から、代替地が(彼に)引き渡された時までには経過した年数は、以下の原則に従つて勘定されるものとする。すなわち、もし当該者がその代替を望む土地を免稅で二年間占有した後、それを放棄し、代替地の取得を望んだとするならば、代替地は、一年間の免稅、三年間の半額稅、そしてしかる後に正規の土地稅が

課せられるという条件で、当該者に与えられる。こうして、上述した（特別税制措置の実施という）条件で土地を取得した者がその放棄を望むならば、彼のこの望みは受け入れられる。しかしながら、たとえその占有期間が取り決めの定める免税期間であったとしても、当該者が土地放棄という土地引き渡し後の取り決めに違反する行為を行ったことに鑑み、こうした事態を防止するために、免税とされた占有期間についても、一年につき、一フェッダーンあたりその土地の（正規）土地税額の四分の一が、当該者から徴収されなければならない。そして、放棄された土地は、競売に掛けられることになる。

1 この条文は、修正サイド法において削除された。そこにみられる法手続きに代わる、新たな手続きを規定した法令は、
第一三条の註で掲げた一勅令。

2 増加地 (aiyan ziyada, ziyadat al-aiyan, ziyadat al-mischa) とは、不法な隠匿地をも含めて、村落内で新たに発見された、保有者が登録されていない可耕地である。

3 ハウド (hawd, pl. hidan) とは、均等な肥沃度をもつ耕地区画であり、土地税の課税最小単位となった。

第一六条⁽¹⁾

公益の増大と土地開墾を任務としている灌漑庁が、用水路を掘削したり、堤、水門橋などを建設するために、あるいは、公共道路や灌漑庁にとって必要とされる建造物を建設するという要請に基づいて、ハラージュ地を没収する必要がある場合には、
第一条で指摘された如く、当該地に課せられていた土地税は国家の負担によって免除されなければならないが、この免除措置は、申請に基づく（当局の）免除命令を待つて初めてなされる。その際、免除命令申請の前に、測量技師 (muhandisin) によって当該地が測量され、県がその測量の正しさを確認することが必要である。

同様に、今後、川の流れによってハラージュ地あるいはウシュル地 (aiyan ushuriya) が浸蝕され、浸蝕が起きた村落に浸

蝕地の面積に相当する新生地 (rainia) が発生しなかった場合には、浸蝕地の測量後、(免除) 命令の申請とその告示を待って、国家の負担において、当該地に課せられていたハラージュ税 (haraj) あるいはウシュル税 (ushur) は免除される。なお、浸蝕が起きた村落の所属地と接した場所に新生地が発生した場合には、浸蝕による損失はこの新生地によって補償されるが、もし新生地の面積が浸蝕地のそれより小さいならば、新生地は浸蝕程度に応じて村落住民の間で分配され、不足面積分の土地税に限り、免除命令の申請とその告示を待って、国家の負担において免除される。

ところで、今後、浸蝕地に関して以上の手続きが取られることになるが、この種の問題で、すでに裁定が下された事例については、かつての裁定は現在でも有効であり、それに基づいて手続きが取られる。また、浸蝕地に対する補償が終了した後、新生地に余分の土地がある場合には、この余剰地は、全村落住民参加による競売を通して、新生地に接する村落の住民で、それを望む者に与えられる。というのも、彼らこそ当該地取得の最優先資格者だからである。

1 修正サイド法第二二条。

第一七条⁽¹⁾

さて、住民のなかには、かつて彼らの土地を、それが必要でなかった時期に、裁判所文書 (qujar shar'iyah) に基づいて売却譲渡したが、今や当該地が処分時よりも改良されたことから、売却価格が不当に安かったとか、売却が強制的になされたとかと訴え出ることによって、当該地を再び取得しようと望む者がいる。こうしたケースについては、当該地が五年以上の期間に亘って (現在の) 占有者 (wadi' al-yad) によって占有されている場合には、この点に関する訴えは聞き入れられない。同様に、占有期間が五年未満であるとしても、もし文書が、「裁判官法」(qāhāt al-quḍāt) によってこの種の文書を作成する権限が認められている裁判所によって発行されたものであるならば、先述した如き訴えは聞き入れられない。しかしながら、以上に該当し

ないケースについては、彼らの訴えは受け入れられる。

1 この条文は、修正サイド法において削除された。そこにみられる法手続きに代わる、新たな手続きを定めた法令は、以下の二勅令である。一二八二年（一八六五年）ラジャブ月三日付勅令。一二八三年（一八六七年）ジュマーダー月一九日付勅令。cf. *la'ihat al-alyan*, pp.16, 20, 23.

第一八条⁽¹⁾

さて、村落のなかには、検地 (*misaha*) 時に検地の対象となったのが少数の村落住民だけであったという理由から、十分な検地 (*tawari*) が実施されなかった村落がある。そのため、村落住民の土地が検地によって確定されず、(検地台帳に) 記載された土地と記載されなかった土地とが区別されずに、彼らによって耕作され、年々地割り (*qarari*) に基⁽¹⁾いて割り替えがなされている。

さらに、村落のなかには、検地台帳 (*tawari*) が紛失してしまった村落がある。そのため、一方では、村落住民の一部が村を離れ、他方では、当該村落住民以外の耕作民 (*muwarri'in*) が五年以上もの過去に当該村落に現われ、そこに定住することによって当該村落住民の一員となったにも拘らず、検地台帳が存在しないために、先の村落の例と同様、土地が村落住民の間で持ち分 (*ma yukhasasu la-hu*) に従って割り替えられている。そして、各村落住民の土地は、(年々変わる) 耕作事情に応じて徴税簿 (*daftar al-sarraf*) に登録 (*fakih*) され、彼は、その年の登録に基⁽¹⁾いて土地税を支払っている。

ところで、以上のような村落の住民については、次の二つのケースに分けて手続きが取られなければならない。第一のケースとは、土地が村落住民の間で年々割り替えられることなく、租税台帳 (*daftar al-mukallata*) が村落住民によって検地台帳 (*tari*) の名称で受け入れられている場合である。この場合には、村落有力者 (*mashaykh*) と村落住民がこの租税台帳の記載内

容について合意している限り、この租税台帳は（本来の意味での）租税台帳とみなされ、（村落住民は、引き続きそこでの登録に基づいて土地を保有することになる。）

第二のケースとは、土地が地割りに基づいて年々割り替えられている場合である。この場合、もし村落有力者と村落住民が、この法律が公布された年について作成された租税台帳の内容に合意しているならば、今後、過去にみられたように、年毎に土地は割り替えられず、各村落住民の土地の租税台帳への登録は、年毎に変更されずに、引き続きこの租税台帳の記載内容に基づいてなされる。そして、各村落住民の持ち分に対する権利関係については、この法律の諸条で述べられている規定が適用されることになる。というのも、（この措置によって）、各村落住民の持ち分は、彼の保有地 (ahar) と認定されたからである。

また、上記租税台帳の記載内容について合意がみられない場合には、それに代わって、すべての村落住民立会いのもとで、県によって新たに分割台帳 (daftar taqsim) が作成され、その結果、その記載内容についての合意と、村落有力者 (mashaykh) ならびに村長 (umad) の署名捺印が得られたならば、裁判所による確認を待って、県はこの分割台帳を承認することになる。こうして、各村落住民の土地はこの分割台帳の記載内容に基づいて租税台帳に登録されるが、彼が獲得したのはハラージュ地保有権 (athariya) であり、彼の土地は、この租税台帳の登録に基づいて、保有地 (ahar) として（土地台帳に）彼の名義で登録される。その結果、すべての村落住民は、彼の保有地の境界を知ることになる。なお、将来検地 (al-misaha al-umumiya) が実施される際にも、上述した土地分割が参照され、土地は各村落住民の名義で（土地台帳に）登録される。こうして、今後新たな土地分割（手続き）は実施されず、すべての村落住民は、引き続き（その時点で確定された）租税台帳の登録に基づいて土地税を支払うことになる。

- 1 この条文は、修正サイド法において削除された。そこにみられる法手続きに代わる、新たな手続きを定めた法令は、第一七条の註で掲げた二勅令。

第一九条⁽¹⁾

さて、過去において、ハラージュ地保有者のなかには、保有地のすべてであるいはその一部を、彼以外の者に、共同耕作 (sharika) という形で、あるいは耕作援助を求めするために、供与する者がいたが、その供与された土地の租税台帳への登録が、土地保有者 (ashab al-athar) ではなく、共同耕作者 (sharik) の名義でなされるケースがあった。このため、租税台帳登録名義人が供与地に対する保有権を主張し、他方、本来の土地保有者はこの主張を否認するため、両者の間に紛争が起きることになった。さて、こうした紛争を解消させるために、この問題については、以下に述べるケースに従った手続きが取られなければならない。

第一のケースとは、土地保有者と共同耕作者^{シャリク}がともに耕作に従事しており、土地が共同耕作者の名義で租税台帳に登録されている場合である。このケースについては、こうした耕作形態が明らかにになり、調査によって確認された時点で、もしこの耕作形態が五年以上に亘って行なわれているならば、土地は土地保有者と共同耕作者との間で分割されるが、それぞれの取り分は、両者間における土地からの収穫物の分配率 (mugasama fi al-mahsul) に従う。このように共同耕作者が土地分配に与かる理由は、彼が五年以上もの間土地の耕作に従事し続けることにより、必然的に土地の改良に貢献したためであり、同時に、共同耕作者名義による租税台帳への登録が、土地保有者の自由意志による承認のもとでなされたからである。なお、この耕作形態が五年を経過していない場合には、土地は土地保有者のものとしてあり続ける。

第二のケースとは、土地保有者が彼以外の者に土地を供与し、土地を供与された者が耕作に従事し、土地からの収穫物を取得し、税金を支払い、そして、供与地が、土地保有者の記載なく、彼の名義で租税台帳に登録されており、同時に、以上の代償として、土地を供与された者が、土地保有者に対して、年々現金その他で一定の支払いをなしている場合である。このケースについては、たとえこうした耕作形態が、土地保有者が耕作に従事できないという事情に起因するとしても、耕作者 (muzari) は耕作に従事し続けることによって、必然的に土地の改良に貢献し、また一方、土地保有者は土地から収入を得ているのであるか

ら、もしこうした耕作形態が五年以上続き、同時に、土地保有者のもとに、彼が土地を回収することを望む時はいつでもそれができるといふ規定をかつて取り決めたことを示す書類がない場合には、耕作者から土地を取りあげることができない。このため、土地は両者間で分割されることになるが、その際、土地保有者の取り分は土地の三分の二であり、耕作者のそれは残りの三分の一である。そして、今後、両者の取り分の租税台帳への登録は、それぞれの名義で行ない、彼らは取り分の土地に対して保有権をもつことになる。なお、耕作者の土地占有 (wad, yad al-muzari) が五年に達しない場合には、すべての土地は土地保有者のものとしてあり続ける。

第三のケースとは、土地保有者が土地を自分個人のために自ら耕作しているにも拘らず、何らかの理由で、土地が彼以外の者の名義によって租税台帳に登録されており、一方、租税台帳登録名義人は、その登録にも拘らず、耕作に従事せず、土地から何の利益も得ていない場合である。このケースについては、登録名義人は、すでに指摘したように、土地耕作に何の関与もしていないのであるから、このような耕作形態が調査によって証明された時点で、土地は土地保有者のものとしてあり続ける。その際、登録期間の長短は問題にならない。そして、今後、土地の租税台帳への登録は、本来の土地保有者の名義でなされる。

第四のケースとは、共同耕作者が、土地保有者とともに土地耕作に従事しているが、この場合、土地が両者間で分割され、両者の持ち分の土地は、それぞれの名義で租税台帳に登録されているケースである。このケースについては、もしこうした耕作形態が一五年以上続いている場合には、共同耕作者は、共同耕作期間中土地の改良に努め、土地からの利益を享受してきた (Kana mutamalaka li al-man'afa) のであるから、また、たとえ共同耕作者の耕作参加が、土地保有者の耕作と納税における能力のなさと、共同耕作者の名義による租税台帳への登録が理由となって初めて可能となったとしても、それは土地保有者の自由意志でなされたことである以上、共同耕作者から土地を取りあげることができない。そして、彼の取り分は、彼の名義で租税台帳に登録されている土地である。一方、土地保有者は、引き続き自分の名義で租税台帳に登録されている土地を保有することになる。なお、この点についての異議申し立ては聞き入れられない。ところで、こうした耕作形態が一五年続いている場合

には、土地はすべて土地保有者のものとしてあり続ける。

第五のケースとは、共同耕作者と土地保有者との間で土地が分割されているが、すべての土地が土地保有者の名義で租税台帳に登録されている場合である。このケースの場合、共同耕作者の土地保有者との共同耕作は、土地における用益(ini'ia)についてのみ行なわれている。そのため、たとえ過去においてこうした耕作形態が継続していたとしても、それは共同耕作の継続とはみなすことはできず、土地が彼の名義で租税台帳に登録されている限り、すべての土地は土地保有者のものとしてあり続ける。

ところで、この条文のなかで、さまざまなケースについて言及された手続きは、すべて耕作地(al-'ard al-sawda')に関してであり、もし共同耕作者がそこに木を植えたり、揚水車(sawaq)や建造物を建設したりした場合には、神聖なるイスラム法に違反することになり、彼はイスラム法の原則に基づいて処罰される。

1 この条文は、修正サイド法において削除された。そこにみられる法手続きに代わる、新たな手続きを定めた法令は、第一七条の註で掲げた二勅令。

第二〇条⁽¹⁾

住民のなかには、彼らの(耕作)能力と土地に対する必要性に応じて他の者から供与された土地を占有し、共同して(bi al-sharika)それを耕作している者がいるが、当該地がこうした共同耕作者の一人の名義によって租税台帳に登録されている場合がある。つまり、彼らは、土地を占有してからこれまで、共同して(bi al-sharika)土地耕作と納税を行ってきたのであるが、納税を一本化しようという合意から、当該地が、すでに述べた如く、共同耕作者の一人の名義で租税台帳に登録されたのである。

ところで、このような場合、もし当該地が租税台帳登録人の保有地 (athar) あるいは私有地 (milk) でないならば、たとえこうした耕作形態が五年に亘って継続しているとしても、彼一人の名義による租税台帳への登録は認められず、当該地は、共同耕作契約 (sharika) の内容に従って、共同耕作者の間で分割されなければならない。なお、その際、共同耕作者の間で、それぞれの持ち分 (qimat mā yukhasu kul¹⁰ min-hum fi al-alyān) を認めた分割リスト (qā'imat qisma) が作成され、このリストは、共同耕作者による署名捺印、村落有力者による確認、裁判所での登録、共同耕作者によるその記載内容についての証言、さらに県での登録をへた後、県によって承認されることになる。そして、共同耕作者が引き続き共同耕作 (qunbāniya fi al-zira'a) によって一人の耕作者のもとで耕作に従事したいと望む場合には、分割リスト (qā'imat al-taqsim) はこの彼らの代表者のもとに保管され、当該地は、各共同耕作者の土地保有者としての権利を保護するために、彼らの持ち分を明記したうえで、代表者の名義で租税台帳 (mukallata) と納税者名簿 (arida) に登録される。

もっとも、各共同耕作者が自らの名義でそれぞれの持ち分を租税台帳に登録し、各自そこでの耕作にあたりたいと望む場合には、この望みは受け入れられ、彼らは上記土地分割に基づいてそれぞれの持ち分において耕作に従事し、この耕作地は、彼ら個人の名義でもって保有地 (athar) として (土地台帳に) 登録される。

ところで、(このように共同耕作者が土地分配に与かるのは) 彼らが長年に亘って当該地を占有してきたからにはかならない。そして、もし共同耕作者 (shuraka) の一人が死亡したならば、ハラージュ地の権利に関する問題として、この法律の第二条の規定に基づいて手続きが取られる。なお、当該地が共同耕作者の一人の保有地 (athar) として、彼の名義で租税台帳に登録されている場合には、土地はこの土地保有者 (sahib al-athar) 個人のものであり、彼の共同耕作者 (sharik) は、耕作をとめたからといって、土地をも彼と分かち合うことはない。

1 この条文は、修正サイド法において削除された。そこにみられる法手続きに代わる、新たな手続きを定めた法令は、第

一七条の註で掲げた二勅令。

第二(1)条

輜重兵 (*imādīya*) であろうが予備役兵 (*al-ʿasakir al-muḥaddīrin min al-safarīya*) であろうが、この法律の施行前あるいは施行後に、彼らの村へ帰還し、そこに居を構えた兵士 (*jihādīya*) のなかには、生活のために土地を取得することを望む者がいる。このような場合、もし彼らが職 (*karat*) をもつ者であるか、彼ら自身あるいは彼らの両親、兄弟が土地を保有し、彼ら全員が生計を一つにしている者であるならば、彼らには土地を取得する権利はない。これに対して、職をもたず、彼ら自身、両親、兄弟が土地を保有していない者については、兵卒 (*anfār*) には一人あたり二フエッダーンの、下士官 (*dubbāt al-saʿīf*) には一人あたり三フエッダーンの土地が与えられる。

『なお、与えられた土地が、その保有者によって自由意志でもって放棄された土地、相続資格者を残さずその保有者が死亡したため国庫に回収された土地、当該兵士が居住する村落内に新たに生じた増加地、等からなる耕作地 (*atyan al-maʿmūr*) である場合には、当該地は、こうした耕作地に課せられるべき土地税の徴収を条件に与えられる。なお、彼らに国庫回収地が与えられる場合には、耕作地として相応しい土地税が課せられる以外に、彼らから土地譲渡文書税が徴収されることはない。また、彼らにアブアーディーヤ地が与えられる場合には、この種の土地が土地台帳に登録されていない (*mustabʿada min al-zīman*)、村落所屬耕地 (*maʿmūr*) の外れに位置している未開墾地であり、それ故、耕作地 (*raʿmūr*) と異なり、耕区 (*ḥidān*) に課せられるべき土地税をそこから徴収することは不可能であることに鑑み、そこへの課税は、彼らの負担を軽くし、彼らの生活を確保するため、県が適当と判断した額に基づいてなされる。なお、村落内に以上の如き (兵士に供与しえる) 土地が存在しない場合には、彼らの土地取得権を満すために、もし隣接村落にこうした土地が存在するならば、そのなから、所定の土地が彼らの生活のために与えられる。

ところで、この法律公布以前に連隊 (alaya) から村へ帰還した兵士のなかには、(現在では第三者の占有下に置かれている) 彼自身あるいは彼らの両親や祖父の土地に対して、その保有権 (athariya) を主張する者がいる。こうした場合には、もし彼らが当該地を、第五条で指摘した如く、五年間に亘って放置しているならば、彼らのこうした訴えは聞き入れられず、彼らは、上述した手続きに従って供与される土地で満足しなければならぬ。そして、今後軍役に赴くためにその保有地を放置せざるをえない者については、もし彼の代理人として、親族あるいはその他の者(を任命し、彼ら)が当該地を耕作し、土地税その他諸税を支払うならば、当該地は彼のものとしてあり続ける。これに対して、もし土地耕作が代理人によってなされないならば、当該地は、親族であれ、他の住民であれ、土地税支払いを条件にそれを耕作する者に与えられるが、その際、他の住民に先立って、親族が土地取得の優先権をもつ。そして、その後軍役から帰還した際には、当該兵士は、その間それが親族によって占有されていたかその他の住民によって占有されていたかに関係なく、再び当該地を取得することになる。なお、その際、軍役赴任期間の長短は問題とはならない。⁽²⁾』

1 修正サイド法第一三条。

2 『』で示された箇所は、修正サイド法において削除された。兵役に赴く者が村落に残した土地の管理について、新たな手続きを定めた法令は、一二八二年(一八六五年)ラジャブ月二五日の勅令である。cf. *la'ihat al-alyan*, p.21.

第二二条⁽¹⁾

さて、一二七四年に各方面に向けて勅令が公布され、そのなかで、住民は保有地のうち、耕作が可能なだけの土地を選択し、耕作が不可能な土地については、それを自らの希望によって放棄 (tak) できること、そして、放棄された土地は、政府の命令によってそれを望む者に与えられること、が規定された。こうして、(この点に関する) 調査書 (kushufat) が(当局に)届けら

れ、耕作が不可能であると申し立てられた土地に課せられていた土地税は、住民による土地放棄が自らの希望と意志に基づくものである限り免除された。そして、当該地は、(政府の)命令によって、耕作と納税を条件に放棄者以外の者に与えられたが、こうした土地保有権 (atharva) の移転は、その旨手続きを定めた勅令の公布を待って初めて成立した。

ところで、(今後)もし自由意志で土地を放棄した者が、当該地のすべてあるいは一部を再取得することを申請したとしても、彼のこの申請は聞き入れられない。すなわち、彼には放棄地を再取得する法的権利はなく、当該地のなから、第二条で指摘した兵士に対して、必要な土地が与えられる。

1 この条文は、一二八二年(一八六五年)にハラージュ地の放棄が禁止されたところから、修正サイド法においては削除されている。

第三⁽¹⁾条

ナイル川の通常の流れと、時には東から西へ、また時には西から東へと転移する川の流れの変化によって、兩岸の土地が浸蝕を受け、また、新生地 (jazair mustajidda) が生じる。このため、これまでにも、この新生地をめぐって争い事が起き、こうした紛争は、この点に関する昔からの取り決めに従って裁かれてきたが、この法律以前に下されたこうした判決は破棄されず、そのままの形で現在でも有効である。しかしながら、今後については、新生地に関する裁きは以下の三つのケースに従ってなされることになる。

第一のケースとは、ある村落の土手 (al-ayān al-ulw) が浸蝕され、同時に、新生地が、他の村落の土地の境界と接するとともに、浸蝕を受けた村落の土地とも接している場所に生じた場合である。この場合、浸蝕地は新生地によって補償されるが、もし新生地の面積が浸蝕地のそれより小さいならば、不足面積分の土地に課せられていた土地税は、この法律の第一六条で指摘し

た如く、国家の負担でもって免除される。これに対して、新生地の面積が浸蝕地のそれよりも大きい場合には、浸蝕地が新生地によって補償された後、残りの土地は、競売によって、新生地と境界を接する村落の住民で、それを望む者に与えられる。なお、新生地が、浸蝕を受けた村落ではなく、別の村落の土地と接する場所に生じた場合には、もし新生地が生じた村落の土地が浸蝕を受けなかったならば、その新生地は（それが境界を接する村落住民の間で）競売に掛けられ、落札された土地は、落札者が所屬する村落の土地台帳に記載される。

第二のケースとは、新生地が川岸と接しない形で生じ、この新生地に對面する村落の課税対象となっている土手が浸蝕された場合である。この場合、浸蝕地については、その面積が測量され、そこに課せられていた土地税は国家の負担で免除されるもの、新生地（のすべて）は、（浸蝕地のために補償されることなく、）境界がそれに対面している村落の住民の間で競売に掛けられ、落札者に与えられることになる。そして、落札された土地は、落札者が所屬する村落の土地台帳に記載される。

そして、第三のケースとは、耕作地 (*atyana lina'min*) の浸蝕を伴わないで、川の中に新生地が生じた場合である。この場合には、新生地は、上述した手続きでもって、新生地に對面している村落の住民に対して競売を通して与えられ、落札者が所屬する村落の土地台帳に記載される。

ところで、こうして生じた新生地が、その後川によって浸蝕を受けた場合には、測量によって浸蝕面積が明らかになったならば、そこに課せられていた土地税を免除すべき旨の申請が出され、（免除）命令の告示を待って、浸蝕地保有者に対して土地税免除手続きが取られる。これに対して、新生地に増加地 (*syada*) が（新たに）生じた場合には、この増加地は競売に掛けられることなく、新生地と同じ税率による課税を条件に、新生地保有者の名義で（土地台帳に）登録される。なお、落札されたすべての新生地は、落札者の保有地 (*athariya*) として（土地台帳に）登録され、それについては、ハラージュ地に言及した諸条の規定に基づいて手続きが取られる。

1 修正サイード法第一四條。

第二四條⁽¹⁾

さて、イスラム法の原則に従えば、アワースィー地 (al-*atqiyat al-awasi*) とは、本来ハラージュ地であったものが、ハラージュ税の徴収とそれの国庫納入という業務遂行の代償として、徴税請負人 (*mutatazimin*) に対して与えられた土地であった。そのため、もし徴税請負人が死亡したならば、当該アワースィー地は国庫に回収されるというのが、イスラム法の原則が定めるところであった。

しかしながら、その後、一二七一年ラマダーン月一三日付ルーズナーメ局に宛てた勅令第一号において、男あるいは女のアワースィー地保有者が死亡したとしても、後に男あるいは女の相続資格者が残されているならば、当該地は国庫に回収されず、遺産相続人の名義で (土地台帳に) 登録され、家系が跡絶えた時に初めて、それは国庫に回収されること、そして、アワースィー地保有者が死亡し、後に相続資格者が残されていない場合には、当該地は (国庫に) 回収されること、が定められた。

ところで、以上の規定に準拠して、男あるいは女のアワースィー地保有者が死亡し、後に男あるいは女の相続資格者が残されていない場合には、彼らのアワースィー地は国庫に回収されるが、『こうして回収された土地は、第二條で規定されているように、所定の土地譲渡文書税支払いを条件に、国庫によって再分与される。』なお、その保有者が死亡したためかつて (国庫に) 回収されたアワースィー地で、(その後) 耕作者 (*muzatim*) の占有下に置かれた土地については、彼らが引き続きそれを占有し、第五條の規定が適用されることによって、当該地は彼らの保有地 (*athar*) となる。また、当該地の権利関係については、ハラージュ地の権利に言及した諸條の規定に基づいて手続きが取られる。

1 修正サイード法第一五條。

エジプトにおける私的土地所有権の確立

2 『』で示された箇所は、修正サイド法において削除された。この点に関して、新たな手続きを示した法令は、一二八二年（一八六五年）ラジャブ月二十五日の勅令である。cf. *la'ihat al-ayyān*, p. 21.

第二五条⁽¹⁾

さて、リズカ (*rizqa*) と呼ばれている土地は、ハラージュ地でありながら、そこでのハラージュ税が免除されていた分与地 (*iqā'āt wa irsādāt*) であつた。

ところで、政府はこの種の土地にハラージュ税を課し、その代償として、その保有者に対して、ルーズナーメ局から年金 (*ʿarṣid*) を支給することにしたため、リズカ地保有者は、これまで長期間に亘つてこの年金を取得している。同時に、この措置によつて、リズカ地は、ハラージュ地としてそのワクフ設定が禁止され、イスラム法の原則が定める他のハラージュ地と同じ国家所有地 (*al-ayn kharāʾiya miriyya*) とされた。そのため、リズカ保有者 (*al-jihā al-marbūʿ ʿalay-hā al-riʿqa*) が享受するのは、政府が支給する年金のみであつて、彼らには、土地に対する法的権利は残されていない。また、それがワクフとして設定されていようがいまいが、アワスィー地を占有しているすべての者は、国家に対してハラージュ税を納めなければならない。こうして、当該地は占有者の保有地 (*al-thaʿā*) として (土地台帳に) 登録され、彼は、他のハラージュ地についてと同様、第五条で規定されている期間内において (そこでの) 利益 (*manfaʿa*) を享受することになる。

なお、ハラージュ税を免除された免税リズカ (*rizqa in ʿam^ā biā mā*) として授与され、勅令と地券 (*al-taqasit al-dhwanīya*) に基づいて、その占有者がそこでの開墾と耕作にあつた。アブアーディーヤ地と呼ばれている土地は、上述したリズカ地の範疇には含まれない。つまり、この種の土地はその保有者の私有地であり (*manlūka li-ʿarab-hā*)、彼らはそれを、売買、ワクフ設定、贈与など、イスラム法が私有財産 (*amāl*) の処分についてその所有者 (*mulūk*) に対して認めているすべての権利に基づいて処分することができる。こうして、この種の土地の権利関係については、上述した如く、その保有者の私有

地としての手続きが取られることになる。

1 この条文は、修正サイド法において削除された。その理由は、この条文においてリズカ地が最終的に廃止されたからである。

第二六条^(一)

一二七三年ドゥ・アルカアダ月二八日に勅令が公布され、そのなかで、情報提供によって村落内に新たに発見された増加地 (ziyada) は、もし彼が正規の税を支払う条件でそれ取得することを望むならば、情報提供者 (mukbir) に与えられること、そして、たとえ (情報提供時点でそれを) 占有していた者 (wadi al-yad) あるいはその他の者が、この増加地を取得したいと申し出ても、彼らからのこうした申請は受け入れられず、その存在が確認されたならば、当該地は情報提供者に与えられること、が定められた。こうして、上述した方法で新たに発見された土地は、正規の税を支払うという条件で、その存在を報告した者の土地に付け加えられ、彼の名義で (土地台帳に) 登録されることになった。

ところで、この問題について、立法委員会 (majlis al-ahkam) において討議がもたれ、そこでの議決に基づいて、果宛てに告示が出され、そのなかで、すべての村落有力者、アブアディーヤ地保有者あるいはその管理人 (muqzan) ならびに、ガールカ、共同耕作 (sharika) あるいは質貸借 (iqan) によって土地を占有している者に対して、彼らの土地に増加地が存在するか否かを尋ね、(もし増加地が存在し) 彼らがそれを取得することを望み、その旨申請するならば、当該地は課税を条件に彼らに与えられるべきこと、同時に、そこでの検討と必要な手続きをへるために、この点に関する調査書 (kushufat) を立法委員会に提出すべきこと、が命じられた。そのため、後になって、(前記告示に基づいて) 報告しなかった増加地について、その占有者あるいはその他の者がその取得を望んだとしても、当該地は彼らに与えられず、すでに指摘した如く、正規の税を支払うこと

を条件に、その存在を報告した者に与えられる。なお、新生地 (al-yan al-jadid) については、以上の規定は適用されず、そこで生じたすべての増加地は競売に掛けられる。また、浸蝕地に対しては、そこに課せられていた土地税が免除されるが、この点については、(これまでに)、エジプト総督閣下 (al-ta'at) への(免除)申請の提出を待つて、(免除)勅令が公布され、それに基づいて手続きが取られてきた。さらに、近郊に生じた増加地についてもまた、(上述した如き)その他の増加地についての規定は適用されず、新生地についてと同様に、そこで生じた増加地は競売に掛けられる。

ともかく、こうして、その保有者が増加地の存在を否定した全県の土地において、情報提供によって発見された増加地は、先述した(別の)手続きをへる新生地および近郊に生じた増加地を例外として、それが発見された時点で、県による測量を待つて、その情報提供者に与えられることになるが、情報提供者にそれを与える方法、また、それを土地保有者の手元に残すか、情報提供者に与えるかの基準となる発生増加地の規模について、今後の手続きを明確にするため、以下のように規定する。

ある者の保有地において、その保有者以外の者によって増加地の存在が報告されたが、当該保有地面積が例えば二四キラート (dirah)⁽²⁾であったと仮定して、もし増加地が一キラートであるならば、その増加地は、当該保有地と同じ税率による課税を条件に、(増加地が発見された土地の)保有者の名義で登録され、情報提供者には土地は与えられない。その理由は、一キラートという(増加地の)面積は、二四キラートという土地面積のなかでは誠に小さな割合だからである。ただし、増加地の面積が二四キラートあたり一キラート以上である場合には、その増加地はすべて、それを報告した情報提供者に与えられる。つまり、増加地供与手続きとその基準は、(増加地が発見された土地の)保有者が保有する土地面積規模と、増加地がこの保有面積につき、二四キラートあたり一キラートの割合をもつ面積であるか否かに基づき、もし増加地の面積が二四キラートあたり一キラートを越えないならば、増加地は当該土地保有者のものとなり、合計して一キラートを越える場合には、増加地のすべて、すなわち二四キラートあたり一キラート以上の割合をもつ土地は、情報提供者のものとなるのである。なお、すべて同一人の名義で登録されてはいるが、それが各所に散在している地所 (miza) からなるある者の保有地に、増加地が

発見される場合がある。こうした場合については、たとえ増加地が各所に散在する地所に生じたとしても、(一人の土地保有者の保有地に対する増加地の割合が、二四キーラトあたり一キーラトを越えるならば) その増加地は、発見された地所ごとに、情報提供者に与えられる。しかしながら、情報提供者が、増加地がこのように遠く離れた各所に散在している地所にあるという理由から、それを取得することを望まない場合には、この増加地は、その耕区 (*hitan*) の税率で課税されるという条件で、そこでの (現実の) 耕作者である当該土地保有者の名義で登録される。さらに、当該土地保有者がこうした条件で増加地の取得を望まない場合には、それが荒廃することを防ぐために、この増加地は、県によってそれを望む者に与えられる。

さて、以上述べた手続きは、今後、既述した順序に従って実施されなければならないが、増加地に関する問題で、過去に手続きが取られ、すでに裁定が下されている事例については、その裁定は破棄されず、(現在でも有効である)。また、上述したすべての手続きの実施を必要としているのは、今だ検地 (*misaha tumniya*) が実施されていない県である。⁽³⁾ 検地がすでに実施された県については、もし検地によって登録された土地のほかに増加地が存在するということを報告する者が現われ、そして、それが先述した (供与) 条件を満たすものであるならば、当該増加地は、正規の税支払いを条件に情報提供者に与えられ、彼以外の者には与えられない。同時に、県は、不正確な検地を行い、増加地は存在しないと報告した者を訴え、法律に基づいて彼らに対してしかるべき処罰を加えなければならない。なお、増加地を取得したすべての者は、保有地 (*ghan*) としてそこでの耕作用益権 (*manfa' al-zira'a*) を享受することになり、彼に対しては、ハラージュ地の権利について定めたこの法律の諸条の規定が適用される。また、新生地に生じた増加地あるいは浸蝕地については、この法律の第二三条の規定に基づいて、必要な手続きが取られる。

1 この条文は、修正サイド法において削除されている。その理由は、そこにみられる規定は、以下の三つの法令によって廃止されたからである。一二七八年 (一八六一年) シュマーダー I 月一日付勅令。二二九〇年 (一八七三年) ラビウ I

月六日付勅令。一二九一年(一八七三年) ラビーウー月一七日付勅令。 *cf. La'ihat al-akyan, pp.16, 18, 28.*

2 一フェッダーン¹⁾二四キーラート。

3 ここで問題となっているのは、本条文で言及されている立法委員会の議決に基づいて公布された告示であろう。つまり、上記立法委員会の告示は、サイド検地の実施命令そのものではないとしても、それと関連して公布されたものと考えられる。そして、この事實は同時に、本条文で増加地として言及されている土地は、主に不法な隠匿地であることを示している。なお、サイド検地については、本稿第三章第一節、註(5)を参照のこと。

第二七条⁽¹⁾

さて、第三条において、国庫による土地分与の際徴収される土地譲渡文書税(*rasm sanad*)は、一フェッダーンにつき二四キエルシュである、と規定された。ところで、第一条の規定に基づいて国庫に回収された土地のなかには、近郊の土地(*dar'at al-dawlat*)である場合がある。そして、この種の土地は都会(*bandir*)に近く、栽培作物が多岐にわたっているところから、都会から遠く離れている村落の土地に比して、その取得を望む者は多い。そして、このように国庫からそれを取戻すことを望む者が多いために、ある者に対して近郊の土地が与えられたものの、(都会から遠く離れた土地を与えられた)他の者が、(そのために)損失を受けたと感じ、苦情を申し立て、彼もまたその近郊の土地を要求することがある。その結果、近郊の土地をめぐって、取得希望者間に争い事が起きることになる。

さて、こうした取得希望者間の争い事を解消し、紛争を解決するために、今後、国庫に回収されたすべての近郊の土地は、競売の場で当該譲渡文書税額を競わせた後初めて、分与されなければならない。その際重要なことは、一フェッダーンあたりの土地譲渡文書税額は、二四キエルシュ以上でなければならないということである。こうすれば、競争者は少なくなり、他の競争者がすべて手を引いた後、落札した者が当該取得の最優先資格者である。そして、落札価格に従って土地譲渡文書税が徴収さ

れた後、第二条で指摘した如く、落札者に対して土地譲渡文書が発行される。なお、その際、競売を開催する県は、当該地を取得し、耕作することを望む者の能力に注意し、また、落札者に対しては、他のすべてのハラージュ地耕作民と同じ取り扱いをしなければならぬ。

1 この条文は、修正サイド法において削除されている。ここにみられる法手続きに代わる、新たな手続きを示した勅令は、前条文の註で掲げた三つの勅令である。

第二八条⁽¹⁾

さて、第三条において、相続資格者を残さず死亡したため回収された土地は国庫から分与されること、また、国庫から当該地を取得する者は所定の土地譲渡文書税を支払うべきこと、が規定された。

ところで、今後、第一条で指摘されているように、ハラージュ地保有者が、(彼の死後)当該地占有の資格をもつ法定相続人を残さず死亡したにも拘らず、この回収されるべき土地が生じた村落の有力者 (mashaykh) と村長 ('umad) とから政府に対して、この死亡者についての報告がなされず、当該地が、土地譲渡文書税の支払いを避ける目的から秘密裡に占有され、後になって、この事実を国家に報告する者が現われるような場合がある。このような場合、この情報提供者の出現がハラージュ地保有者の死後(すでに)六ヶ月たっており、また、この事実が県によって確認された時点で、もし情報提供者がそれを耕作し、そのでの利益を享受するために当該地取得を必要とし、かつ、県が、彼について耕作と土地税その他諸税納入の能力ありと判断するならば、情報を提供したという功勞によって、情報提供者が当該地取得の最優先資格者である。そして、彼は所定の土地譲渡文書税を支払い、(当該地を取得することになる)。

しかしながら、情報提供者が当該地を必要としないか、あるいは、彼について耕作と土地税その他諸税納入の能力がないと判

断された場合には、当該地は、県によって、回収ハラージュ地について定められた手続きに従つて、所定の土地譲渡文書税を支払う者に分与される。また、情報提供者に対しては、情報提供の報酬として、政府から、当該地に課税される一年分の土地税額につき、一〇〇キユルシュあたり一キユルシュの金銭が、その年に限り与えられる。そして、この金銭は、国家の負担によつて、アブアーディーヤ地収入から賄われる。さらに、県は、ハラージュ地保有者の死亡と彼の保有地の(国庫)回収について報告を怠つた者の調査を行い、原因究明後、その関係者を法に基づいて処罰する。

1 この条文は、修正サイド法において削除されている。そこにみられる法手続きに代わる、新たな手続きを定めた法令は、第二六条の註で掲げた三勅令である。

「結語」

勅令の主旨に従い、(土地法作成委員会)出席者各位の意見をもとに、この法律は作成された。

ところで、この法律の諸条において定められた規定は、(現在我々が)目の当たりにし、それについて注意を喚起すべき土地問題にその根拠をもっているものの、こうした土地問題は頻発しており、また、その性格は、それが発生した情況に依じて誠に多岐にわたっている。とはいえ、この法律作成において意図されたところは、この法律を、ひとたび適用されたならば、(それ自体完結した)一つの法律として、土地問題を裁くための最終的規範とすることであった。そのため、(今後)この法律の規定でもって裁けない問題が生じ、さらに、それが生じた県の当局(District)によつて、当該問題が確認され、(実際)この法律でもってそれを裁くことはできないと判断されたならば、この事實は立法委員会に提示される。そして、立法委員会が当該問題を裁くのにこの法律の規定で十分であると判断した場合には、当委員会は、県に対してその踏むべき手続きを通過する。これに対して、当委員会が、当該問題およびそれと類似する問題を裁くために、新たな条文をこの法律に付け加えることが必要であると

判断した場合には、(立法委員会での) 原案作成、特別諮問委員会での討議とその内容の決定をへた後、この補則条文は、特別諮問委員会からエジプト総督閣下のもとに回され、御意によってその実施が適当であると裁断された時点で、この法律に付け加えられ、全県に対して、それに基づいて手続きが取られるよう通達される。同時に、当該補則条文およびこの法律の規定に基づく手続きは、すべての者に対して(平等に)、また、その規定に違うことなく取られなければならない。そして、この法律の規定に違反した者はすべて、裁判に掛けられ、法に従って処罰されることになる。

ともかく、こうして、土地法を作成せよとの御意は、ここに、現在の形で達成されることとなった。そして、この法律は、エジプト総督閣下の御前で読み上げられ、閣下の承認とこれを実施せよとの勅令公布を待って、印刷にふされ、全県、各関係当局(al-mudiriyyat wa al-muhafazat wa al-majalis wa dawawin al-'umumiyyat)そして法執行者すべてに向けて告示された。

この法律は、カイロ、ブーラークにある大印刷所において、イスラム暦一二七五年の幕開けである神聖なるムハッラム月の初頭に、偉大な予言者の御加護をもって印刷された。ムハンマドとその他予言者たちに、神の御加護と平安あれ。

(一九八二・一・七 脱稿)